

# 中世日本往復外交文書をめぐる様式論的検討

荒木和憲

Analysis of Diplomatic Documents in Medieval Japan with the Focus on Their Forms and Formats

ARAKI Kazunori

はじめに

- ①「外交文書」の定義と様式
  - ② 皇帝・天皇・国王文書
  - ③ 官文書
  - ④ 皇帝・天皇への上行文書
  - ⑤ 書簡
- おわりに

## 【論文要旨】

本稿は、中世日本の往復外交文書の事例を集積することとおして、その様式論を構築しようとするものである。従来、日本古文書学においては研究が手薄であったが、様式論を構築することで、日本古文書学、そして「東アジア古文書学」のなかに中世日本の往復外交文書を位置づけようとする試みである。

具体的には、古代から中世にかけての往復外交文書を「皇帝文書」「官文書」「皇帝・天皇への上行文書」「書簡」の四種に大別したうえで、それぞれについて事例を集積し、文書様式の共時性と通時性、あるいは特定の文書様式がどのような事情のもとで選択・使用されたのかといった問題を検討した。

とりわけ、中世日本の往復外交文書の特徴づける書簡に関しては、以下のような見通しを得た。明は周辺諸国との間で、皇帝との上行・下行文書の往復、および官庁間での平行文書の往復を原則とし、国内文書と外交文書を区別することはなかった。一

方、周辺諸国間では、むしろ私文書様式の「書簡」で外交文書を往復するほうが一般的であった。このようにみたととき、中世日本の武家外交は、基本的に書簡様式の外交文書の往復にもとづき展開されていたのであり、明との往復外交文書はむしろ例外的なものといえる。

こうした武家外交における書簡様式の使用という現象は、武家社会における書札様式文書の公文書化という現象と通底するものであった。そして、国際交流の範囲が地球規模に拡大するなかで、非漢字文化圏である東南アジア・ヨーロッパ諸国との関係構築にあたり、書簡様式の外交文書は二者間の摩擦を低減させる作用を発揮したといえよう。

【キーワード】 外交文書、東アジア古文書学、皇帝文書、官文書、書簡

## はじめに

日本古文書学において、外交文書を論じた先駆的な研究として、勝峯月溪氏の『古文書学概論』（勝峯一九三〇）が挙げられる。第三章「様式解説」に第二部「国際文書」を設定し、「第一類東洋諸国」（第一節上古、第二節中世、第三節近世）、「第二類西洋諸国」（第一節中世末期、第二節近世前期、第三節近世後期）に分類する。「国際文書」を広い時間軸と空間軸のなかで整理したものであり、未だなお参照すべきところが多い。ただし、「国際文書」を国別・時代別に整理するにとどまり、「様式」論にまで到達したものではない。

一九七八〜八〇年に刊行された『日本古文書学講座』をみると、第五卷・中世編一において、川添昭二氏が「外交文書」の項を分担執筆し、古代から中世にかけての外交文書の変遷を概説している（川添一九九六再録）。また、同書第六卷・近世編一（一九七九年）は「対外関係文書」の項を設け、森岡美子氏の「外交・貿易」、高瀬弘一郎氏の「キリシタン関係文書」、中村質氏の「鎖国下の外交・貿易文書」を収録する。

従前の研究は、外交文書という（特殊）なジャンルの文書について、事例にもとづきながら、その内容と背景を説明するという色合いが濃く、様式論を中心として展開されてきた日本古文書学の手法とは異なっている。

一方、古文書学の代表的な研究書である相田二郎氏の『日本の古文書』（相田一九四九・一九五一）、ならびに佐藤進一氏の『新版古文書学入門』（佐藤一九九六）をみると、「外交文書」という項目は設定されていない。あくまで「外交文書」は二国間の外交関係において往復する文書を総称したものであって、様式にもとづく分類でないため、古文書学において十分な位置づけがなされてこなかったのである。

こうした外交文書の領域における様式論の構築が遅れてきたなかにあつて、高橋公明氏の研究は画期的である。十五世紀東アジアの外交文書の主要な様式である「書」と「咨」を分析対象とし、これを「書式外交文書」（中国式書簡文）と「咨式外交文書」と規定するとともに（高橋一九八二）、中世日本で「牒状」と呼称された外交文書が必ずしも文書様式としての牒（牒状）を意味するものではないことを指摘した（高橋二〇〇五）。これら三種の文書様式は、官文書様式の「牒」（牒状）と「咨」（咨文）、私文書様式の「書」（書簡）に区別することができる。<sup>①</sup>

このうち書簡様式の外外交文書については、十六〜十七世紀の日本と朝鮮を往復した「書契」の現存例にもとづき、その様式的・形態的特徴が明瞭となった（伊藤二〇〇二）（米谷二〇〇二）。また、古代の「東部ユーラシア」で往復した「致書形式」の外外交文書に関しては、廣瀬憲雄氏が精力的に研究を進めている（廣瀬二〇一一・二〇一八）。書簡様式の外外交文書については、時代・地域を超えた比較検討が可能な段階に達しているといえる。

一方、官文書様式の外外交文書についても、十五〜十六世紀の事例にもとづく研究が進んでいる。咨文・簡付の現存例にもとづく様式的・形態的特徴が明らかになってきており（須田二〇一三・二〇一七）、日明勘合には進貢品・使節名・船隻数・貿易品のリストを含む咨文が記入されたという重要な見解も呈されている（橋本二〇〇八・二〇一五）。それに対して、十三世紀以前の牒に関しては、現存例が確認されず、録文が知られる事例も乏しいため、あまり研究の進展がみられない。しかし、古代日本と新羅・渤海を往復した牒の集成・検討が進んでおり（鈴木・金子・石見・浜田二〇一四）、これについても時代・地域を超えた比較検討が可能であろう。

このほかに無視することのできないのが皇帝・天皇・国王文書である。中世日本の武家外交において、天皇文書が発せられることはなかったわ

けであるが、中国王朝の皇帝文書、あるいは周辺諸国の国王文書は日本にむけて発信されていた。これらは外交文書ではあるが、国内文書の様式を適用したものが含まれている。勅命下達文書については、坂上康俊氏が漢代から清代にいたるまでの長い時間軸のなかで文書様式の変遷をあとづけ、外交文書についても論及している〔坂上二〇〇四〕。勅命下達文書のうち勅書（勅諭）・誥命に関しては、現存例が確認されるため、その様式的・形態的特徴に迫ることができる〔大庭一九九六〕〔橋本二〇一八〕。一方、明皇帝宛の上行文書（表文）に関する様式論的な研究は進んでおらず、古代の天皇宛の上行文書との比較も必要となろう。

ここまで中世日本の往復外交文書をめぐる様式論的研究の状況を概観してきた。こうした様式論研究と両輪をなすのが文書の集成であるが、古代・中世往復外交文書集である『善隣国宝記』『続善隣国宝記』の訳注〔田中一九九五〕を皮切りとして、元・高麗―日本往復外交文書〔張二〇〇四〕、日本―朝鮮往復外交文書〔伊藤二〇〇二〕、薩摩―琉球往復外交文書〔法政大学沖縄文化研究所一九八八〕〔東京大学史料編纂所二〇一七〕、日本宛て安南外交文書〔藤田二〇一三〕の集成が進んでいる。

今後、外交文書を古文書学のなかに位置づけていくためには、様式を腑分けしたうえで、それらを東アジア諸国の文書体系における通時性と共時性のなかで理解することが必要であり、さらには東南アジア・ヨーロッパ諸国にも視野を広げる必要がある。外交文書の様式を理解するためには、日本古文書学の範疇を超えた「東アジア古文書学」〔小島二〇一八〕を構築しなければならないわけであるが、逆にいえば、外交文書の様式を比較研究することが「東アジア古文書学」の構築に寄与することになるろう。

幸いなことに中世日本の往復外交文書は、現存例がある程度存在する。筆者は前稿〔荒木二〇二〇〕において、現存例にもとづき外交文書

様式論の構築を試みた。もちろん、それは現存例だけで完結するものではなく、録文を含めて展開すべきであるし、あるいは録文がなくとも文書様式が特定される事例をも加味しなければならない。

そこで本稿では、古代から中世にかけての往復外交文書（一部近世に及ぶ）を「皇帝・天皇・国王文書」「官文書」「皇帝・天皇への上行文書」「書簡」に大別したうえで、事例の集積を試み、文書様式の通時性と共時性、あるいは特定の文書様式がどのような事情のもとで選択・使用されたのかといった問題を検討することにした。

ここまで「様式」という概念を特段の断りもなく使用してきたが、本稿では書式（文章構造、冒頭・結尾の定型句など）と文体（詩体・韻文・散文、公用文・日用文など）によって識別されるものを「様式」（表文・詔書・牒状・咨文・書簡など）と呼ぶことにする。録文だけでも「様式」の識別はある程度可能であるが、現存例に接すれば、基盤材（料紙・染織）、書体（楷書・行書・草書）、筆法（書風、文字の大小・肥瘦）、用字（正字・異体字）、敬意表現（闕字・平出・擡頭）、記号（圈点・声点）、印影（印形、大小、位置）、封式（折・巻、糊封・封紙・封筒など）、包装（袱紗・袋、内箱・外箱）などの「形態」（ないしは視覚的情報）も「様式」と密接不可分の関係にある。これらを含めて広義の「様式」ということもできるが、本稿では狭義の「様式」を使用することにす<sup>3)</sup>る。

なお、本稿で引用・言及する事例は、基本的に末尾に付した表〔表1〜表7〕に拠るものとする。表の作成にあたっては、先行研究の成果に拠りつつ、なるべく網羅的となるよう努めたが、時代・地域によっては史料の残存状況が異なるため、現存例を中心として作成したものもあれば、逆に録文がない事例までを含めて作成したものもある。統一基準にもとづく事例の集成ではないことを、あらかじめ断っておきたい。

## ①「外交文書」の定義と様式

そもそも「外交文書」をどのように定義するかであるが、これは前近代の「外交」をどのようなものとみなすかによって異なってくる。この点に関しては、山崎覚士氏が、

外交とは、君主あるいは王者間の一元的な交渉に限らず、朝廷や地方官府、あるいは個人などの様々な層次内で、あるいは層次をまたがって交わされる交渉であり、それらの多様な交渉によって国際関係が処理されることを指す。そしてそうした交渉が執り行われる際に用いられる越境的文書群を外交文書と呼ぶ。しかしながら人的交際の折に用いられる文書すべてを外交文書と呼ぶのではない。それらの文書を介して交渉が交わされ、国際関係が処理される場合に外交文書と呼ぶ。

と述べている（山崎二〇一三）。この指摘を参考とするならば、中世日本の往復外交文書を分析するにあたっては、さしあたり次のように整理できよう。

- ①君主（君長） 問往復文書
- ②官庁（官人） 問往復文書
- ③君主（君長）・官庁（官人）―寺院・領主・個人問往復文書
- ④使節・商人関係文書（陳情文書、通達文書、公驗・過所、文引・渡海朱印状、船旗など）

①は儀礼的文書、②は実務文書であり、①と②がセットで発給される場

合が多い。これは「外交文書」として最も理解しやすいものである。③は中世日本の外交を想定したものであるが、国家に束縛されることなく、各地の寺院・武家領主・商人などが自律的に外交を行うにあたって往復したもので、これも「外交文書」に含まれる。④は外交使節や商人の身分・渡航証明、移動、陳情・通達など、外交・貿易にかかる一連の行為に付随して生成・授受される文書である。これも「外交文書」に含まれるが、使節が現地で取り交わす詩文などは除外しても差し支えなからう。なお、本稿では①～③を検討の対象とするが、④についても、①～③と同一の文書様式が含まれる場合にかぎって取り上げることとする。

これらは外交文書を往復する人と組織に着目した定義・分類案であるが、その往復にあたってどのような文書様式が選択されるのであるか。まず、参考とすべきは、中国諸王朝の「外交文書」である。高橋公明氏は、中国諸王朝に「外交」概念が存在しないことを指摘したうえで、

皇帝が世界を支配しているというイデオロギーによって、中国の諸王朝はとくに外交文書という範疇は必要とはせず、皇帝であるかと、官庁であろうと、基本的には国内文書の延長として外交上の文書を位置づけていた。

と指摘する（高橋一九八二）。また、廣瀬憲雄氏も、

そもそも中国の皇帝は、（中略）理念的には世界の全てを統治する存在であるため、外交専用の文書は本来必要ない。（中略）皇帝と周辺諸勢力君主との関係は、中国側の理念に基づく限りでは、国内の臣下との関係と同様の君臣関係として規定されるのであり、その意味では、中国王朝の「外交」は内政の延長として位置づけられることになる。

と指摘する〔廣瀬二〇一七〕。中国諸王朝がもつ華夷の世界観において、「外交文書」は国内文書と同一の次元で処理されるのである。

これを敷衍するならば、華夷の入れ子構造をもつ東アジア諸国間においても、当該国の国内文書の様式が「外交文書」に適用される場合があったわけである。それゆえ、皇帝・天皇・国王文書様式、および官文書様式の「外交文書」の場合は、それだけを切り取った「外交文書様式論」は成立しない。あくまでそれは当該国の国内文書の体系のなかで論じるべきものであり、それを基準としつつ、ある様式がどのような事情で既存の様式のなかから選択され、「外交文書」に適用されるのか、そして実際の適用にあたっては、どのようなアレンジが加えられるのか、といった視点からの分析とならざるをえない。

一方、「外交文書」は決して皇帝・天皇・国王文書様式や官文書様式だけで往復していたわけではない。高橋公明氏〔高橋一九八二〕が提唱した「書式外交文書」（書簡）は私文書様式といえるわけであるが、これが十五〜十六世紀の日本の往復外交文書において大きな比重を占めたのである。また、七世紀以降の「東部ユーラシア」において、「致書形式」の外交文書が広範に使用されていた実態が徐々に解明されてきている〔中西二〇〇五〕〔廣瀬二〇一一・二〇一八〕〔河上二〇一九〕。「外交文書様式論」が自立的に成り立ちうるとすれば、公式令などの文書規定に縛られることなく、柔軟性を帯びていた私文書様式の外交文書に限定されることになる。

こうした視点にもとづき、筆者は前稿〔荒木二〇二〇〕において、明は周辺諸国との間で、皇帝との上行・下行文書（表文・詔書など）の往復、および官庁間での平行文書（咨文など）の往復を原則とし、国内文書と外交文書を区別することはなかったが、周辺諸国間では、むしろ私文書様式の「書簡」で外交文書を往復するほうが一般的であり、日本と

東南アジア・ヨーロッパ諸国との外交文書も「書簡」（レター）様式で往復したことを指摘した。換言すれば、皇帝・天皇・国王文書様式と官文書様式の外交文書は、中国王朝の中華の論理、およびそれを模倣する周辺諸国の「中華」の論理によるものであり、そうした中華というフィリターを外せば、東アジア諸国においても私文書様式である「書簡」が広汎に使用されていた実態が浮かびあがるわけである。

## ② 皇帝・天皇・国王文書

### 1 詔勅類

古代・中世日本の往復文書にみえる皇帝・天皇文書のうち詔勅類を中心に整理したのが〔表1〕である。その様式の傾向をみると、古代においては「慰勞詔書」が大部分を占めるが、「詔書」「勅書」「論事勅書」も確認される。慰勞詔書は隋・唐―倭国間が四例、日本―新羅間が二例であるのに対し、日本―渤海間は一九例を数える。

一方、中世においては、元―日本間の「詔書」一例、明―日本間の「詔書」一例、「詔論」六例、「勅書」五例、「勅論」一六例が確認される（本文未詳の事例を含む）。元の成祖（クビライ）が「日本国王」に宛てた詔書を除けば、すべて明の皇帝が「日本国王」（足利氏・豊臣秀吉）に宛てたものである。

**慰勞詔書** 推古天皇と隋の煬帝が往復した外交文書は慰勞詔書の様式で取り交わされた〔鈴木ほか二〇一四〕。唐代の皇帝文書については、『大唐六典』中書令に「凡王言之制有七」とあり、冊書・制書・慰勞詔書・発日勅・勅旨・論事勅書・勅牒が規定されている。冊書が最も厚札の様式であり、制書以下は順を追って薄札となる。『善隣国宝記』巻上・

鳥羽院元永元年条によると、六七一年に唐の高宗から「大唐皇帝敬問日本国天皇」で始まる「書」を接受している。また、六七二年に高宗から接受した「書」を収納する「函」の「題」には「大唐皇帝敬問倭王書」とあったという。すなわち、「大唐皇帝敬問倭王」を冒頭句とする慰勞詔書であったことになる〔石井二〇〇二〕。これらの事例を含めれば、隋・唐の皇帝が発した慰勞詔書は三例となる。

唐の慰勞詔書の様式は、養老公式令に継受されなかった〔坂上二〇〇四〕。しかし、現実には天皇が新羅国王・渤海国王宛に発信するさいの様式として使用され〔石井二〇〇二〕、『延喜式』慰勞詔書式において、「大蕃国」には「敬問」の冒頭句を使用し、「小蕃国」には「問」の冒頭句を使用することが規定されるに至った〔中野一九八四〕。一方、慰勞詔書は国内文書としての使用例もあること、天皇の臣下個人に対する慰勞・褒賞のための私信（書状）としての性格が強いこと、令・式のような強い規定ではなく、「王言の書儀」ともいべき「例」「様」レベルの規定にもとづき作成されたものであることが指摘されている〔丸山一九九五〕。

慰勞詔書は録文が知られるのみで、情報は限定されるが、先行研究に拠りつつ、その様式・形態の特徴を整理してみよう。まず、慰勞詔書の冒頭句は、先述のとおり、「敬問」または「問」である。結尾句は一定しないが、「指宣往意」文言が「遣書」文言に変化するの天平安字年間のことである〔中野一九八五〕、藤原仲麻呂政権による唐風化の一環であるとされる〔丸山一九九五〕。本文の書体は楷書体で〔中野一九八四〕、文体は四六駢儷体とみられる。押印は日付に重ねて加えられたが〔日月上一踏〕〔中野一九八四〕、これは八二四年以降のことである〔山田一九八七〕。「璽書」とも称されていることから、「天皇御璽」（内印）が押されたことがわかる〔鈴木ほか二〇一四〕。日付に重ねて押印するという作法は、東アジア諸国の皇帝・国王文書や官文書の様式と一致す

るものであり、嵯峨朝（八〇九〜八二三）において進行した唐風化の影響を受けたものである可能性がある。

なお、結尾句または文末付近で使用される「送物如別」「寄王物如別」「賜物如別」「其数如別」「色目如別」の文言から、天皇からの「賜物」の品目・数量を記した目録が別紙に認められていたことがわかる。後代の呼称であるが、「別幅」（別紙の贈品目録）の様式〔橋本二〇一九〕に類するものといえる。

**唐の論事勅書** 古代においては、七三五年に唐の玄宗が聖武天皇に宛てた論事勅書がある。論事勅書は疎遠ないし格下の蕃国王・臣下個人に皇帝の意思を伝えるものであり〔坂上二〇〇四〕、慰勞詔書よりも薄礼・尊大な様式ということになる。白村江の戦いからまもない六七二年、唐の高宗から慰勞詔書が送られてきたことからすると、その後には日本の位置づけが低下したことになる。唐の論事勅書の様式は、冒頭句を「皇帝勅〇〇（相手名）」とし、結尾句を「故勅」とするのが特徴であるが〔坂上二〇〇四〕、七三五年の玄宗の論事勅書は「遣書指不多及」を結尾句とする。

古代日本において、論事勅書の様式は、慰勞詔書と同じく養老公式令には継受されなかったが、藤原仲麻呂政権による唐風化の一環として国内文書の様式として導入され、臣下を戒約するために使用された〔丸山一九九五〕。一方、天皇が外交文書として発信した論事勅書の事例はないようである。九世紀半ば以降になると、外交文書としての慰勞詔書と、国内文書としての論事勅書とが分化し、前者のみが『延喜式』に規定されるに至った〔廣瀬二〇一八〕。

**元・明代の詔書・詔諭** 元の成祖（タビライ）は、第二次日本遠征（弘安の役）の二年後にあたる一二八三年、「日本国王」に詔諭を発し、服

属・入貢を要求している。第一次遠征（文永の役）前の一二六六年に成祖が「日本国王」に書簡様式の外交文書を送っていたことと比較すれば（第五章参照）、強硬な姿勢に転じたことになる。こうした姿勢の変化については、一二六六年段階では文書行政システムが整備途上であったこと、一二八三年段階では南宋が滅亡して成祖が天下唯一の皇帝となったことが背景にあるという（松田二〇〇九）。

元代皇帝文書の様式としては、詔書・聖旨（璽書）・冊文・宣勅（制勅）が存在した（坂上二〇〇四）。『善隣国宝記』は成祖の詔書を「宣諭日本国詔文」と名づけて引用している。その冒頭句は「上天眷命皇帝、聖旨諭日本国王」で、結尾句は「詔示、想宜知悉」である。

降って明代皇帝文書のうち詔令類は、詔・誥・制・勅・冊・諭・書・令・符・檄の一〇種が基本であり（小島二〇一五）、詔書・誥書を「公告性文書」、冊書・鉄券文書・誥勅文書を「封贈性文書」、勅諭・旨を「日常政務性文書」とする分類もある（李二〇一四）。このうち詔書様式は、宋代までは日常政務に関する案件に使用されてきたが、元代において重要案件にのみ使用されて「公告性」を帯びるようになり、こうした用法が明代に継承され、①重大儀式や皇帝の重大行動、②重大事件の宣告、③皇帝権の行使における重大な決定・指示、④皇帝名による法律・法令の頒布・公告、⑤訓戒、のために使用されたという（李二〇一四）。唐代から清代にいたるまで、詔書は朝廷・地方で読み上げられるものであったとの指摘もある（坂上二〇〇四）。その根拠のひとつとされたのが『唐土名勝図会』（一八〇六年刊）巻二・京師・皇城・天安門の「天安門頒詔」の図である。清代の頒詔儀礼を描いたもので、仔細にみると、天安門上で皇帝・礼部尚書らの臨席のもと、宣読官が「宣詔台」に登り、門下に立ちならぶ臣民にむかって詔書を宣読したこと、宣読後は詔書を「金鳳」の嘴にとりつけ、門下で待つ礼部官のもとへ吊り下ろしたこと、礼部官は両手で抱える「朶雲」で詔書を受け取ったこと、そし

て詔書は「龍亭」に乗せられて伝達されたことがうかがえる。頒詔儀礼は時代によって相違があるはずであるが、詔書が「公告性」を帯びるといえるのは、こうした儀礼と文書が分かちがたく結びついていることをも意味しよう。

そうすると、詔書が外交文書として使用される場合、それは対外的な意味だけでなく、対内的な意味を多分に帯びるものであったといえよう。逆に一二七五年には成祖が「日本国王」に書簡（冒頭句は「致書」）を發し、一二九九年にも成宗（テムル）が書簡（致書）を發しているが（植松二〇一五）（表5）、書簡の場合は、詔書のような儀礼をともなつて發出・伝達されたとは考えがたく、その事実を知りうる者も限定されていたのではないか。こうした対比でとらえるならば、外交文書において詔書が使用されるということは、皇帝の外交に対する姿勢なり意思なりを国内にむけて宣言することでもあり、外国への服属・入貢要求を詔書で行うことは、皇帝権威の浮揚につながる。しかし、一向に要求に応じようとしない相手国に対し、何度も詔書を發すれば、かえって皇帝権威を損ねかねない。元・明代の外交文書における詔書様式とそれ以外の様式との使いわけは、このような観点からも検討されるべきであろう。

さて、日明関係における詔書は一例、詔諭は六例が確認される。前者は豊臣秀吉宛のもので、後者はいずれも初期の日明関係において發出されたものである。ここでは後者について検討する。

一三六九〜七〇年の太祖（洪武帝、在位一三六八〜九八）の詔諭二通のうち一通は「以即位詔諭」とあるように、即位の事実を告げるもので、もう一通が入貢を要求するものである。一四〇二年二月の建文帝（在位一三九八〜一四〇二）の詔諭は、帝位をめぐる「靖難の変」（一三九九〜一四〇二）の終盤で發出されたものである。そして、同年の成祖（永楽帝、在位一四〇二〜二四）の詔諭は、まさに帝位を奪取してまもなく

に「以即位詔論」することを目的としていた。遡って一三八〇年十二月の太祖の詔論は、「胡惟庸の獄」の発生からまもなく発出されたものである。通謀の嫌疑をかけられた日本から、同年五月に「日本国王良懐」の使僧が入貢してきたが、太祖はこれを無表・不誠であるとして却けるという一幕があり、日本国王を叱責するために発出された詔論である（「檀上二〇一三」）。

このように、ほとんどの詔論が皇帝の権力・権威にかかわる重大な局面で発出されたものである。一三六九～一四〇二年において、中書省の咨文（「表3」）や礼部の書簡（「表5」）が対日外交で使用されるように、外交文書（外交手法）のオプションはいくつか存在したわけであるが、皇帝をとりまく権力闘争が繰り返りひろげられるなかで、詔論の様式が戦略的に選択・使用されたと考えられるのである。

最後に詔論の様式について触れておこう。太祖詔論（一三八〇年）の冒頭句は録文のため省略されているが、結尾句は「茲詔論、想宜知悉」である。建文帝詔論の冒頭句は「奉天承運皇帝、詔曰」、結尾句は「故茲詔論、宜体眷懷」である。「奉天承運皇帝」は明代詔書で多用される冒頭句で、太祖が元代詔書の「上天眷命皇帝」を改めたものである（「李二〇一四」）。結尾句には、一般に「布告天下、咸使周知」「敷告中外、咸使聞知」が多用されたが、「故茲詔示、想宜知悉」「故茲詔論」の使用例もある（「李二〇一四」）。「詔論」を詔書様式で発出された詔告とみる見解（小島二〇一五）にもとづけば、「日本国王」に詔告する意味合いを強調するため、太祖と建文帝は「詔示」ではなく「詔論」の語を選択・使用したことになる。

**明代の勅書・勅諭** 日明関係において最も多く使用された皇帝文書の様式は勅書・勅諭である。勅諭の冒頭句が「皇帝勅○○（受信者名）」であり、結尾句が「故勅」であることから、唐代の論事勅書の系

譜を引くことが指摘されている（坂上二〇〇四）。「故勅」の結尾句で本文を締めくくったのち、細字で下賜品の目録を記す場合もある（橋本二〇一九）。古代の天皇の慰勞詔書に「別幅」（別紙贈品目録）が添付されていたことは先述のとおりであるが、それとの対比で考えるならば、厚礼の慰勞詔書の場合は「別幅」を添えることが多く、薄礼の論事勅書の系譜をひく勅諭の場合は、「別幅」を添えずに簡素化することが多いと理解できよう（第五章参照）。

外交文書としての勅諭の用途は、中華皇帝が四夷を戒諭するためのもので、日本国王と琉球国王を対象として多用される傾向にある（小島二〇一五）。とりわけ、一五九五年の神宗勅諭は、豊臣秀吉に対して日本国王に冊封する旨を伝達するとともに、朝鮮を再び攻めることのないよう戒諭したものである。

ここで勅書・勅諭の時期的分布をみてみよう。詔論の事例が太祖・建文帝・成祖の三代に限られることは先述のとおりである。成祖は即位直後の一四〇三年、「制書」（誥命）を発し、足利義満を日本国王に冊封したわけであるが（村井二〇一八）、それ以後に勅書（四例）と勅諭（五例）を発するようになるのである。そして、足利義満の対明断交を経て、宣宗（宣德帝）代以降になると、事例が乏しいとはいえ、勅諭しか確認されなくなる。

このように、明代における「日本国王」宛の詔勅類は、時代が下るにしたがって、詔論→勅書・勅諭→勅諭という変遷をたどるのである。すなわち、冊封前には「公告性文書」である詔論が使用されたが、冊封関係が維持されているあいだは、もっぱら「日常政務性文書」としての勅書・勅諭が使用されたといえよう。そして、壬辰戦争期に神宗（万曆帝）が豊臣秀吉に発した誥命・詔書・勅諭が、中国歴代王朝の皇帝が日本の君長に発した命令文書の最後となるわけである。



**勅書・勅諭の形態的特徴** 明代の勅書・勅諭は現存例が確認されるため、その形態的特徴を観察することが可能である。

品質形状は紙本墨書である。料紙は蠟紙（または黄色蠟紙）であり、雲龍文をあらわす（小島二〇一五）。紙質は三楮紙もしくは三楮・楮混合紙であるという（高島二〇一八）。龍文は皇帝の象徴である五爪龍を表現したものである。本文は各行の字数をほぼ一定とし、楷書体（二部行書体）の大字で整然と書す。文体は散文とみられる。「天」「皇帝」などの文言には、徹底して一字擡頭（単擡）もしくは二字擡頭（双擡）を施す。勅書・勅諭には「廣運之寶」「勅命之寶」（単廓朱文方印）を押し、年号の第一字（たとえば永楽の「永」）に重ねて押す。これは明代の皇帝文書の特徴であり、時間（曆）を支配する皇帝であればこそ、年号第一字に重ねて押印できたものと考えられる（荒木二〇二〇）。「廣運之寶」は臣下の奨励に使用するものである（小島二〇一五）。制書（誥命）・詔諭の冒頭句に「奉天承運皇帝制曰（詔曰）」とあることから類推すれば、「天」を奉じて「運」を承けた皇帝（天子）が、その「運」を臣下に広めるという意味を込めたのであろう。

勅書・勅諭の特徴として、本文の随所に小さな朱丸印がスタンプされていることも特筆される。これは句読点を示す圏点、ならびに漢語の声調を示す声点である（荒木二〇二〇）。唐代以降、皇帝の命令（言葉）である詔・勅を文字で記した詔書（制書）・勅書は、宣詔官によって読み上げられたのちに受給者側へ交付されたことから（坂上二〇〇四）、声点は文書と口頭伝達（儀礼）とが分かちがたく結びついていたことを示す痕跡といえる。また、詳しくは第四章で述べるが、太祖は皇帝宛の表・箋・奏・疏の文体を散文とし、かつ「硃筆圈点句読」を付すべきことを定めていた。つまり、皇帝と臣下とが率直な言葉を正確に往復することに主眼が置かれていたと考えられるのである。

## 2 官職・身分授与文書

東アジア諸国間の外交において、相手国側の人物に自国の官職・身分などを授与する場合がある。すなわち、冊封・羈縻によって、外地の人物を内地の官職体系に編成し懐柔するものである。それにあたり、内地向けの文書様式である「誥命」「告身」「劄付」などを、外地に対してもストレートに適用したのである。これらを整理したのが「表2」である。

### 告身・位記・誥命（制書）

古代においては、八〇六年に唐の憲宗が遣唐使の高階遠成に「中大夫」の散官と「試太子中允」の官職を授けた勅授告身（川添一九九六）、および九二〇年に醍醐天皇が渤海使の裴瑋に正三位の官位を授けた位記が知られる。日本では官人の身分は位記で授与され、官職に任じる辞令書が使用されなかったのに対し、唐では告身が辞令書として機能した（坂上二〇〇四）。

中世においては、足利義満と豊臣秀吉が日本国王に冊封されるにあたり、誥命を受けた事実が知られるが、最近、冊封に関わる皇帝文書の理解をめぐって、村井章介氏が重要な見解を示している（村井二〇一八）。すなわち、蕃王の冊封には、①「誥命」（制書）による「誥封」、②詔書による「詔封」、③勅書・勅諭による「勅封」、という序列が存在することを前提として、①の誥命が冊封にかかる辞令書であるのに対し、②・③の詔書・勅書・勅諭は冊封の意思を伝える手続文書であると指摘する。そして、足利義満と豊臣秀吉が「誥封」を受けたのに対し、足利義持は略式の「詔封」を受けたと指摘するのである。

誥命の現存例としては、一五九五年に神宗（万暦帝）が豊臣秀吉に発した誥命がある。冒頭句を「皇帝制曰」（奉天承運皇帝制曰）、結尾句を「欽哉」とし、相手を「爾」と呼び、問投詞の「咨」を使用すること、および官人の副署がないことから、漢代の策書（諸侯王・三公の任命）

や唐代の冊書（立后・立太子、三品以上の高官の任命）の系譜上にあることが指摘されている〔坂上二〇〇四〕。明代の誥命は五品以上の散階を授ける場合に使用された様式であり〔大野二〇一九〕、五品以上に適用するという点においては、唐代の制授告身および元代の宣授告身の用法を継承したものである〔坂上二〇〇四〕。唐代の冊書の様式をベースとしつつ、その適用範囲を制授告身（宣授告身）と同じ五位以上にまで広げたのが明代の誥命であるといえよう。

冒頭句を「奉天承運皇帝制曰」とする事例としては、一四〇三年に成祖が足利義満に発したものの〔表2〕、および一四〇八年に成祖が足利義持に発したものがある〔表1〕。前者は義満を日本国王に冊封する内容であるから、誥命であるが、後者は故義満に弔意を表すとともに義持を慰問する内容であるから、制書である。したがって、誥命は制書の一類型ということなる。<sup>6)</sup>

さて、神宗誥命の形態面をみると、品質形状は綾本墨書である。五色の綾に文官一品が使用できる双龍雲鶴文を織り出し、かつ見返しに「奉天誥命」の四字と双龍文（昇龍・降龍）を織り出す〔大庭一九九六〕〔河上二〇一八〕<sup>7)</sup>。龍は皇帝の象徴である五爪龍を表現している。本文は各行の基本字数を四字と定め、楷書体の大字で威風堂々と書す。文体は散文とみられる。「天」「皇帝」などの文言は徹底して一字擡頭（単擡）する。皇帝印は「制誥之寶」であり、万暦年号の第一字（「萬」）を重ねて押す。さらに、末尾上部に割書・割印があるが、これは勘合原簿と重ねて「禮字壹百肆拾號」の文書番号を割書し、かつ「廣運之寶」を押したものである〔大庭一九九六〕。勅書・勅諭にみられる圈点・声点は確認されないものの、本文中の「咨爾……於戲」という皇帝から受封者への呼びかけ文言は、誥命を読み上げるための「音声的アイテム」であるとする指摘がある〔村井二〇一八〕。

### 朝鮮の告身(官教)

『経国大典』（一四六九年序）は、品階に応じて、「四品以上告身」と「五品以下告身」を区別している。前者は国王が発する官教、後者は吏曹・兵曹が発する奉教告身である〔川西二〇一四〕。

官教は、官人の副署がなく、国王が直接任命する形式をとり、冒頭に国王の命令を意味する「教旨」（当初は「王旨」）の二字を書いたものである〔川西二〇一四〕。事元前の高麗が唐代の制授告身・勅授告身の様式を使用していたことからすると〔川西二〇一四〕、「告身」という様式名はそこに由来するのであろう。ただし、副署がないという点では、漢代・唐代の策書・冊書〔坂上二〇〇四〕の系譜を引くものといえる。

朝鮮は階官（散階）を付与するときには告身（官教・奉教告身）を使用し、付与しないときには劄付・差帖を使用しており、後者は女真・済州に適用されていたが、一四七二年以降は、女真にも官教が適用されることになった〔川西二〇一四〕。

その一方で、朝鮮は日本の小領主・商人たちに対しても、羈縻の一環として、名目的に西班（武官）の官職・散階を授けることがあったわけであるが、散階の授与をともなうことから、告身（官教・奉教告身）の様式が使用されたのである。特別な功績を認める場合は、最初から四品以上の官職・散階を授与することもあったし、最初は五品以下の授職であっても、積年の功績を認めて四品以上の官職・散階に昇進させることもあった。こうした場合に官教が発給されたのである。たとえば、一五五五年に明宗は平長親に対して官教を発し、僉知中枢府事の武官職、ならびに折衝將軍（正三品堂上）の武散階を授けている。

日本向けの告身の品質形状は紙本墨書である。料紙は縦一〇〇cm×横八〇cm程度の大型かつ厚手の楮紙（素紙）を使用する。冒頭句は「教旨」である。被任命者名・官職名・散階名を記し、「施命之寶」（当初は「朝鮮国王之印」）を押す〔川西二〇一四〕。なお、印影は明年号の第二字に重なっている。これは朝鮮の国王文書・官文書全体にいえることである

が、明年号の第一字目に重ねて押印できるのは明皇帝だけであり、国王以下は名分上の理由で第二字目に重ねて押印したものと考えられる。

### ③ 官文書

#### 1 牒

官文書の一種である牒は、八〜九世紀において、古代日本と新羅・渤海との外交文書の様式として使用されていた〔表3〕。日本は太政官、新羅は執事省、渤海は中台省が発受信の主体である。日本側は新羅・渤海に対して結尾句に「故牒」を使用し、渤海側は結尾句に「謹録牒上／謹牒」という丁寧な文言を使用した。天皇が慰勞詔書を発し、渤海国王が啓を発するという非対称性は、太政官―中台省間で往復した牒においては、結尾句の薄礼・厚礼の相違として表れているのである。

日本側の太政官牒は牒式特有の常套句を使用し、実務的な内容を含むものである。ただし、その文体は純然たる公用文・散文ではなく、四六駢儷体が入り混じったものとなっている。外交文書としての牒は、文章家の起草を経て作成されることで、儀礼的要素を兼ねそなえたものとなるのである。

一方、中国王朝において牒が外交文書として使用されるのは北宋代になつてからである。唐代後半から十世紀にかけては、二国間に君臣関係がない場合には「致書」（書簡）が使用されてきたが、北宋と契丹との間では、「澶淵の盟」が結ばれた一〇〇四年から一〇〇七年頃にかけて、官人個人名義の書と牒が使用され、さらに一〇〇七年頃からは官司名義の牒に一本化された。両国の辺境出先機関同士（琢州と雄州）の牒の往復というかたちをとり、重事の場合は朝廷の意を受けて牒を発信した〔古松二〇一〇〕。

北宋は高麗・日本との間でも外交文書としての牒を往復した。これは明州が自立的に高麗礼賓省・日本大宰府と通牒したものであるが、重事の場合は朝廷の意を受けて牒を発信した。宋代には「中華」が相対化され、地方官庁による「外交の時代」が到来し、従来の君主・君長間の硬直的な「外交」から地方官同士の柔軟な外交への転換が進んだのである〔山崎二〇一九〕。

このように十一世紀初頭以降、北宋では琢州を窓口とした契丹との通牒と明州を窓口とした高麗・日本との通牒がパラレルに行われていた。日本と高麗との間では既に十世紀前半から牒が往復していたので、ここにいたって日本・北宋・高麗の三者間で牒が往復する状況が生まれたわけである。

皇帝・中央官司が外交の前面に立つことなく、重事を除いて、地方官衙に委任するという北宋の手法は、天皇・太政官が大宰府を前面に立てる日本の外交手法と表面上は類似する。この結果、国家（中央政権）間の外交関係が結ばれることはなく、十一世紀後半から十二世紀後半（北宋・南宋代）の明州―大宰府間では牒の往復事例がみられるようになる。ただし、録文が伝わる事例は乏しく、一〇八一年に明州が大宰府ではなく「日本国」に宛てた牒の結尾句が「謹牒」であったことがわかる程度である。『慶元条法事類』（十三世紀初頭成立）巻十六・文書門文書式は、統属関係にない官司間で往復する牒の結尾句を「謹牒」とし、個人間で往復する「補牒」の結尾句を「故牒」とすべきことを規定していることから、明州は統属関係にない「日本国」に対して「謹牒」を使用したものと考えられる。

一方、日本―高麗間を往復した牒の様式も不明の部分が多いが、一〇七九年の大宰府宛の礼賓省牒は結尾句を「謹牒」としており、これも宋代の牒の用法に倣ったものである可能性が高い。ただし、養老公式令・牒式条は結尾句を「謹牒」とするものを「申牒」（上行文書）と規

定している。翌一〇八〇年、日本の朝廷が作成した礼賓省宛の大宰府牒は、「今以狀牒、牒到准狀、故牒」を結尾句とする。この結尾句は古代の渤海中台省宛の太政官牒でも使用されていたことから、大宰府牒は下行文書として作成されたものとわかる。

このように日本側は、高麗の中央官衙である礼賓省を地方官衙である大宰府よりも下位に位置づけたわけであるが、高麗（宋）と日本とのあいだでは、牒の結尾句（「謹牒」「故牒」）をめぐる理解にギャップが存在したため、それが外交上の軋轢を軽減するクッションとなったと考えられるのである。なお、一二〇六年の対馬島宛の金州防禦使牒の結尾句が「須牒」であるから、「謹牒」は相対的に厚礼の結尾句であるとはいえないよう。

北宋—高麗間にみられた牒の往復は、元（蒙古）—高麗間でも当初は行われていた。一二七〇年から一二八〇年にかけて、元の中書省と高麗国王との間で牒が往復したわけであるが、高麗国王が一二八〇年に征東行中書省丞相（「国王丞相」）に就任し、かつ一二八一年に駙馬（モンゴル王室の女婿）となったことを契機として、中書省—高麗国王間では咨文が往復するようになった（森平二〇一三）。

元・高麗の対日外交文書としての牒に注目すると、一二六九年に「日本国王」宛の元（蒙古）中書省牒、および大宰府宛の高麗慶尚晋安東道按察使牒が発出された。翌一二七〇年には中書省宛の太政官牒と按察使宛の大宰府守護所牒の案が用意されたが、結局、発信されることはなかった。結尾句は中書省牒が「謹牒」（封には「牒奉」）、按察使牒が「須謹牒」、太政官牒二通は「故牒」である。また、中書省牒の冒頭句は「大蒙古国皇帝洪福裏中書省牒」で、「日本国王殿下」よりも一字擡頭していたが、太政官牒の宛先は「蒙古国中書省」となっており、意識的に「大」字を削除したものとみられる。このように、日本側（朝廷）は中書省を太政官の下位に位置づけようとしていたのである。

これ以後、一二七一年から一二九二年にかけて元・高麗から発出された「牒状」なる外交文書が散見されるが、一二七一年の元の「牒状」が「書簡」「書翰」とも称されているように、文書様式としての牒状を意味するの否かは未詳である。しかし、一二八〇年頃から、元—高麗間の往復文書様式が牒から咨文に変化したことに鑑みれば、少なくとも一二九二年の「牒状」は様式としての牒を意味するものではないと考えられる。

元の成宗（テムル）が対日遠征策を断念したため、一二九〇年代以降は元・高麗—日本間の往復外交文書の事例は減少する。ここに八—十三世紀の東アジア諸国間を往復した外交文書としての牒は消滅し、咨文に取って替わられるという見通しが得られるのである。

## 2 咨文

十四世紀以降の東アジア諸国では牒状にかわって咨文が頻用されるようになる。日本と元・明・高麗を往復した咨文について検討する（表3）。

**元・高麗の咨文** 一二八〇年頃から、元の中書省と高麗国王との間において、往復文書の様式が牒から咨（咨文）へと移行した（森平二〇一三）。こうした文書様式の変化をうけ、高麗は一三六六年に「征東行中書省」名で「日本国」に咨文を発しており、その結尾句は「須至咨者、右□、日本国、伏請照驗、謹咨」である。

高麗国王は国王の立場で書（書簡）、征東行省丞相の立場で咨（咨文）を使用する場合があったとされる（森平二〇一三）。一二八〇年代以降の対日外交文書の様式を確認すると、一二九二年に忠烈王が駙馬高麗国王としての立場で書簡を発し（表5）、一三六六年には先述の征東行省名の咨文を発している。一三七五年と一三七七年に高麗が日本に発したのも咨文であるが、それは征東行省名の咨文ではなく、高麗国王名の

咨文であるとの指摘がある〔岡本二〇〇七〕。そして、一三七八年以降はもっぱら書簡を使用することになる〔岡本二〇〇七〕。

このように、一二九二年から十四世紀後半にかけての高麗の対日外交文書の様式には咨文と書簡が存在したわけであるが、征東行省名の咨文は元への従属、書簡は元からの自立というベクトルをとともなうものといえるのではないか。ここで問題となるのが一三七五年と一三七七年の咨文の発信名義である。当該期は元明交替後にあたるが、高麗政府内は親北元派と親明派とに分裂していた。一三七三年以降、高麗と明は絶えず緊張関係にあり〔末松一九九六〕、禡王は明の冊封を受けず、一三七七年に北元から開府儀同三司・征東行省左丞相・高麗国王に冊封されている〔沈二〇〇一〕。こうした状況下で日本に発せられた二通の咨文が征東行省名によるものであった可能性は否定できないのである。しかし、一三七八年に高麗は洪武年号に復し〔末松一九九六〕、一三八五年には禡王が明から高麗国王に冊封される〔沈二〇〇一〕。一三七八年以降の高麗の対日外交文書の様式が咨文から書簡に変化する背景として、高麗と北元・明との関係の変化も想定しておくべきであろう。

それに加えて、対日外交の相手が室町幕府から今川了俊・大内義弘という地域権力に移行したことも影響していよう。咨文の発信は、征東行省と「日本国」との対等関係を措置して行われるものであり、室町幕府の一機関としての九州探題（今川了俊）・守護（大内義弘）に咨文を発するのは、名分上の問題があるからである。こうして対日外交文書の様式から咨文が消滅し、もっぱら書簡が使用されることになったのである（第五章参照）。

**明代の咨文** 明代の対日外交文書としての咨文は、一三七〇年に「日本国王」に宛てた中書省咨文が初見である。前年の太祖詔諭による入貢要求が失敗に帰したことをうけ、中書省咨文による入貢要求へと切り替

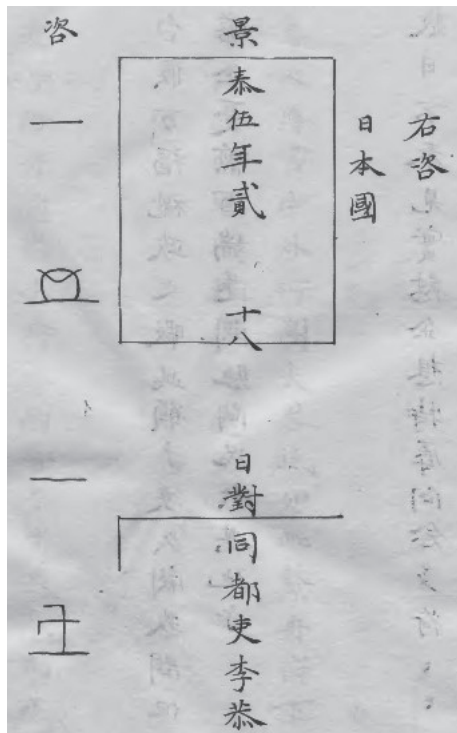
わったのである。皇帝の権威・儀礼に直結する詔諭を同一案件で頒発するわけにはいかないため（第二章参照）、官文書である咨文が選択・使用されたものと考えられる。

中書省咨文の結尾句は「令行移咨、請照驗施行」としたのち、「右咨／日本国王」で締める。『洪武礼制』『礼部志稿』『大明会典』によると、洪武年間に「咨呈式」と「平咨式」の署押方法が規定化されている。前者は上行文書、後者は平行文書である〔高橋一九八二〕。中書省咨文の結尾句は「平咨式」のそれと一致するため、明代のごく初期において中書省（正一品衙門）と「日本国王」とが同格であったことがわかる<sup>(8)</sup>。

なお、一三七四年に島津氏久が遣使したさい、これを陪臣の入貢は認められないとして拒絶するにあたり、太祖は礼部に命じて「符下」させている。中書省と「日本国王」が同格であることを前提として、陪臣の島津氏久に対しては、礼部（正二品衙門）から下行文書としての「符」を発することにしたのである。

一三八〇年、中書省の丞相である胡惟庸の疑獄事件にともない、中書省が廃止され、六部は皇帝に直属することとなった。このため礼部が「日本国王」と咨文を往復するようになる。現存例は確認されていないが、礼部宛の日本国王咨文（七例）と「日本国」宛の礼部咨文（二例）が録文で確認される。

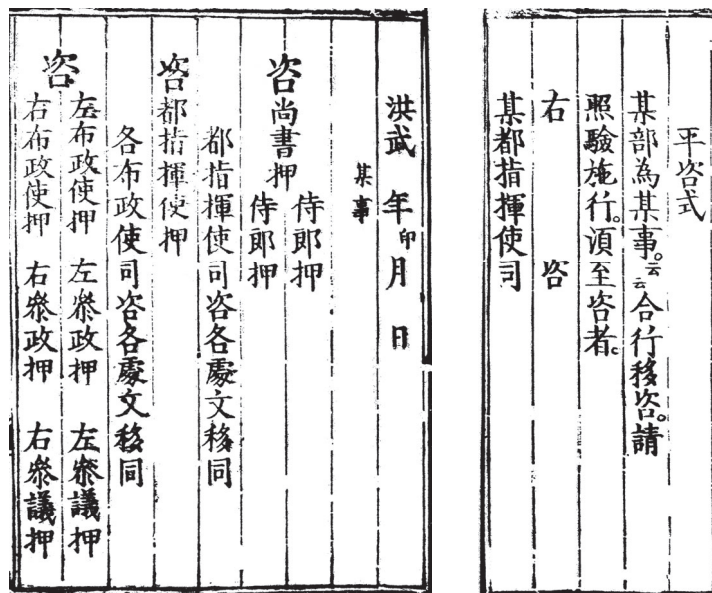
日本国王咨文については、最近、「勘合咨文」という呼称が提起されている。日本側に交付された本字勘合一〇〇道は、あらかじめ文面を印刷してから割印を押し付けた大型のものであり、その余白に咨の本文を書きつけたとの見解にもとづくものである〔橋本二〇〇八・二〇一五〕。一四三四年の咨文の冒頭に「日本国、今填本字号勘合壹道、為恩事」とあることは、勘合と咨文との一体性をよく示している。「為恩事」は件名（事書）であり、同年の明使（正使雷春）の来日に対する謝恩を意味する。通常の朝貢であれば「為朝貢事」となる。件名を表示し、咨文



【図1】『異国出契』所収・景泰五年二月十八日礼部咨文写  
(部分, 国立公文書館蔵)

を発信することとなった事由を明確にしたうえで、本文をつづけ、結尾句は「須到咨者」とする。そして、「右咨／礼部」と記して、最後に左端上部（奥上）に「咨」字を大書した。押印の位置については、一四七五年の咨文は年号第一字に重ねて印影の輪郭線が写されているが、一四八三年の咨文では「咨」字の直下に印影の輪郭線が写され、かつ「日本国王之印／御印或在咨字上」との注記があり（『蔭涼軒日録』延徳四年七月二日条）、一定していないようである。

一方、一四五四年の礼部咨文は冒頭を「為公務事」とし、結尾句を「須到咨者」として「右咨／日本国」と書す。『異国出契』の図示（図1）によると、印影（長方印）は明年号の第二字に重ねている。月日には大きな余白があり、その下方に対同都吏李恭の名がある。清代の戸



【図2】『洪武礼制』（『皇明制書』）卷七・署押体式・平咨式  
(部分, 古典研究会編『皇明制書』下 (1966年) より転載)

部勘合の事例（橋本二〇〇八）を参照すると、「順治 年 月 日 対同」の文字は印刷によるもので、年数・月数・日数、および都吏名の部分は墨書である。礼部の下級官人である対同都吏は公文書の文字の対照・校合を担当する役人のことである（田中一九九五）。都吏名にかか「」字状の線が割印の一部を示すものであるとすれば、咨文と底簿（文書発行台帳）を引き合わせて割印を加える手続きを意味することとなる。左端上部（奥上）には「咨」字を表し、その下部に二名が「」（横線）と押字を加える。

この部分については、『洪武礼制』（『皇明制書』）の「署押体式」（図2）がより詳しい。「咨」字は大字であらわし、押字は尚書が上段に、侍郎二名が下段に加えることとなっている。一四五四年の礼部咨文の場

合は、尚書と侍郎一名が押字を加えたものであることがわかる。

以上のほか、現存例として、大明副使蔣洲が「日本国対馬島」に宛てた咨文が一例（現存）、④壬辰戦争期に經理楊鏞が豊臣秀吉に宛てた咨文に類する文書が一例（現存）ある。

蔣洲咨文は、蔣洲が欽差督察總制提督浙江等処軍務衙門の命令をうけて来日し、密貿易商人（後期倭寇）の取締りを九州・山口の諸大名に要請するなかで、一五五六年に「対馬島」（対馬守護宗義調）に宛てたものである（須田二〇一三）。本文は楷書体の細字で記し、皇帝の命令をあらわす「旨」、および皇帝の行為を敬う「欽」を二字擡頭（双擡）、「大明」「中国」「表」を一字擡頭（单擡）、「貴国」「日本国」「大友氏」を平出とする。明人が「中国」の語を擡頭するのは、辺境問題や対外問題の文脈においてであるという（岸本二〇〇九）。結尾句を「須至咨者」とし、かつ「右咨／日本国／対馬島」で締める。官印は年号第二字（「靖」）にかけて押す。これは臨時官が使用する関防印（朱長方印）である。日付は草書体で墨書する。月日には大きな余白がある。左端上部に「咨」字を大書し（現状では残画のみ）、その下方に蔣洲が押字を加える。

楊鏞咨文は、一五九七年に明の欽差經理朝鮮軍務都察院右僉都御使（略称「經理」）の楊鏞が豊臣秀吉に発したもので、朝鮮半島での軍事行動の再開（慶長の役）「丁酉再乱」を非難する内容である。冒頭句に「欽差經理朝鮮軍務都察院右僉都御使楊 咨爾平秀吉」とある。これだけが咨文の一種とみなしうる根拠である<sup>9)</sup>。関防印（朱長方印）の「經理朝鮮軍務之印」を紙継目二か所に斜め向きに押し、かつ年号の二字目に重ねて押し、日付は草書体で朱書する。これは官文書の様式を踏まえたものである。

しかし、咨文特有の書式ではなく、受信者である豊臣秀吉を「爾平秀吉」と呼び、本文は楷書体で堂々と大書する（一文字の縦横は約五〜六

センチ<sup>10)</sup>）。それに加えて文体は公用文ではなく、圈点（句読点）を朱丸印でスタンプし、結尾句を「爾其慎思之」とするなど、あたかも皇帝文書のようなものである。したがって、楊鏞が皇帝神宗の怒りを代弁し、これを秀吉という個人に投げかけて威圧したものと見える。ただし、經理楊鏞の名で発せられたため、部分的に官文書様式をとり入れたのである。なお、「天」「天朝」「朝廷」「大明皇帝」「皇帝」「皇恩」「欽」「勅」「奏」の文字を一字擡頭している。

楊鏞咨文の性格を考えるうえで、明初の一三八一年に礼部尚書が発した「日本国王」（良懷）宛、および「日本征夷將軍」（足利義満）宛の文書が参考になる（表5）。『太祖実録』によると、いずれも太祖が礼部尚書に「移書」させたところがあるが、「書」が指す文書様式は定かでない。冒頭句は「大明礼部尚書致意專答日本国王」「礼部尚書致意日本征夷將軍」である。「致意」は問安を意味する言葉で（『漢語大詞典』）、『異国出契』の表題は「設礼部問日本国王」「設礼部問日本征夷大將軍」である。しかし、その内容は問安というような穏便なものではなく、日本を叱責し、征討をも辞さない太祖の強硬な意思を伝達したものである。文体は公用文とは異なり、問投詞の「嗚呼<sup>あ</sup>」を使用し、結尾句を「王其審之」「將軍審之」とするなど、皇帝の言葉を代弁したものと見える。礼部尚書発信文書が「致意」（問安）のための書簡のような体裁をとったのに対し、楊鏞咨文は「咨」を使用することで官文書としての体裁をとろうとしたと考えられるのである。

豊臣秀吉冊封の失敗によって日明関係は断絶し、日清間においても外交関係が樹立されないまま、通商関係のみが展開することになるが、一七五二年に福建泉州府廈門海防庁が「日本国王」宛に咨文を発し、翌年、「長崎鎮府」（長崎奉行）が返信の咨文を発するという局面がみられる。咨文の往復という日明関係の遺産は、日清間で偶発的に行われる外交交渉においても利用されていたのである。

### 3 高麗の劄付と朝鮮の告身

高麗・朝鮮は国王文書としての告身(官教)だけでなく、官文書としての劄付・告身(奉教告身)を対日外交上で使用することがあった(表2)。

一三六六年、高麗は万戸金乙貴・千戸金龍を日本に派遣するにあたり、兩名宛の劄付を発給している。倭寇禁圧を日本の「国主」に要請し、「日本国回文」を受け取って帰るよう命じたものである。これは第一義的には国内文書として発出されたものであるが、日本側に提出されたことから、金乙貴・金龍の外交使節としての身分を保障する機能も帯びていたことが指摘されている(石井二〇一〇)〔近藤二〇一九〕。広義の外交文書に含めることができよう。

事元期高麗の辞令書には、官教(四品以上)・朝謝文書(五品以下)と劄付の二系統が存在した。このうち劄付は、皇帝以外の主体が階官(散階)の付与をともなわなかつたかたちで官人を任命するさいに使用するという元の様式・用法を受容し、下級軍官の辞令書として使用したものである(川西二〇一四)。もともとは北宋代に登場した文書様式で、南宋代・金代に辞令書としても使用されるようになっていた(赤木二〇一七)。中国王朝で発生・展開した文書様式が、朝鮮半島の王朝へ伝播したことを示す好例といえる。

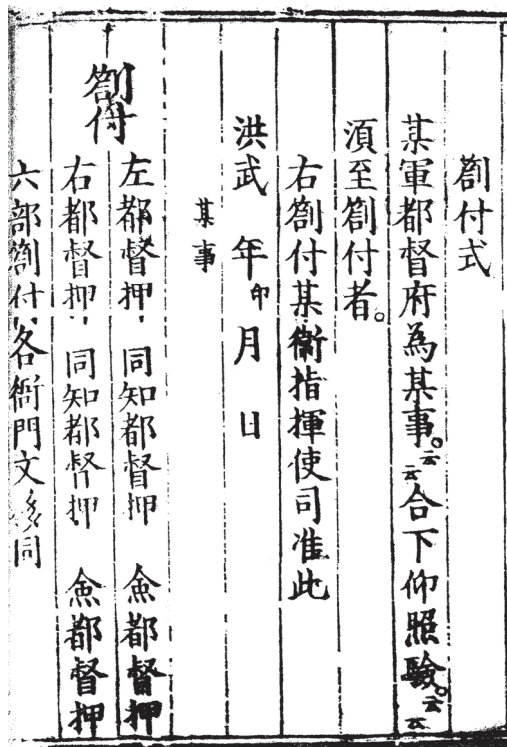
朝鮮は高麗の官教・朝謝文書を継承し、前者は官教(四位以上告身)、後者は奉教告身(五位以下告身)として確立をみた。奉教告身は、吏曹または兵曹が国王の「教」(王命)を奉じて発出したものである(川西二〇一四)。朝鮮は日本人通交者に対しては、西班(武官)の官職・散階のみを授けたため、兵曹が発出した告身だけが日本に伝存するわけである。

告身の品質形状は紙本墨書である。料紙には縦一〇〇cm×横八〇cm

程度の大型かつ厚手の楮紙(素紙)を使用する。冒頭句は「兵曹奉教」である。被任命者名・官職名・散階名を記し、「兵曹之印」を押し、かつ兵曹官人が序列に従い上から下へと副署・押字を加える(川西二〇一四)。なお、印影は明年号の第二字目に重なっている。

### 4 明の劄付

明も壬辰戦争の最中に日本向けに劄付を使用した。一五九五年、神宗(万曆帝)が豊臣秀吉を日本国王に冊封しようとしたさい、徳川家康以下の諸將に右都督(正一品相当)以下の武職を授けた(米谷二〇一四)。そのために使用された文書様式が兵部の劄付であるが、あくまで官職のみを授与するもので、散階の授与はともなわなかつた(大野二〇一九)。これは元代における劄付の用法(川西二〇一四)を継承したものと位置づ



【図3】『洪武礼制』(『皇明制書』)卷七・署押体式・劄付式(部分、古典研究会編『皇明制書』下(1966年)より転載)



けられよう。

先行研究〔須田二〇一七〕の成果に拠りつつ、その形態的特徴を概観することにしよう。現存例は三例ある。いずれも縦一一センチ×横八五センチ程度の大型の料紙（竹紙）を使用する。あらかじめ廓・唐草文および「劄付」の大字を青色染料で摺り出したものであり、劄付の専用紙として作成されたものといえる。本文の書式は劄付特有のもので、文体も公用文である。「天朝」（中国）、「皇上」（皇帝）、「聖諭」「命」（皇帝の戒諭・命令）の文言は徹底して擡頭し、「王」（秀吉）は平出して「兵部」よりもやや高めに書す。逆の見方をすれば、平出・擡頭すべき文言が来ないかぎりは同一行に書きつづけられるため、必然的に文字数の多い行が発生することになる。それゆえ、縦長かつ大型の専用紙が登場したのである。本文は楷書体の大字で書し、結尾句は「須至劄付者」とし、「右劄付〇〇〇〇（受信者名）准此」で締める。官印（朱方印）を年号ではなく年数に重ねて押し、日付は草書体で朱書する。「劄付」の大字の下方に兵部尚書の石星が押字を加える。『洪武礼制』署押体式・劄付式に準拠したものであるが（図3）、尚書一名のみの署押となっている。

劄付に限らず、明代の官文書に共通する特徴として押印の位置が注目される。すなわち、官印は年号第二字に重ねて押すか、もしくは年数に重ねて押すのである。このことは、皇帝文書において皇帝印を年号第一字に重ねて押すことと対照をなしている。官文書の場合、臣下が皇帝に憚って年号第二字以下に押ししたものと考えられるのである。

#### ④ 皇帝・天皇への上行文書

『大唐六典』は、上行文書の様式として「表」「状」「牋」「啓」「牒」「辞」の六種を挙げる。このうち古代・中世日本の往復外交文書の様式

として確認されるのは、表・啓および牒であるが、牒は同格の官庁間での外交文書の往復に使用されているので（第三章）、ここでは表・啓を皇帝・天皇に対する上行文書の様式として一括することにした。また、「奏」も天皇への上行文書の様式に含めることにする。これらを整理したのが【表4】である。

##### 1 古代の表・奏

日本の君長が中国王朝の皇帝に上行文書を捧げた最古の事例としては、四七八年に倭王武が南朝宋の順帝に「上表」したことにまで遡る。その後、六〇八年に推古天皇が隋の煬帝に対して「致書」したことはよく知られているが、儀礼的・形式的な文書としての「書」（書状）だけでなく、具体的な請求内容を記載した「上表文」を捧げていた可能性も指摘されている（河上二〇一九）。

逆に日本の天皇が新羅から「奏」を受けたことが『続日本紀』にみえる。七五二年、新羅使金泰廉が「日照臨天皇」（孝謙天皇）に対し、景德王の「言」を口頭で「奏」している（鈴木ほか二〇一四）。厳密に言えば、外交文書の事例ではなく、また日本側が金泰廉の発言を「奏」に仕立てた可能性も否定できないと思われる。七八〇年の慰勞詔書は、これまで新羅国王が「表奏」を捧げてこなかったことを譴責する内容であり、日本側が「表」と「奏」を新羅国王が天皇に捧げるべき外交文書の様式として指定していたことを示している（山田一九八七）（石井二〇〇一）。七七二年には渤海使が持参した表文に違例があり、改作されることになったという（山田一九八七）。

倭王武の「上表」の様式は不明であるが、新羅使金泰廉の「奏」の冒頭句が「言」（言す）、結尾句が「謹以申聞」（謹みて以て申し聞す）であることに注目したい。これは養老公式令・第二・論奏式条と奏事式条に規定される奏文の結尾句「謹以申聞、謹奏」に由来するものであろう。

奏事式条の穴記に「問、表・奏造様何、表・奏・上表・上啓等式、宣放書儀之体耳」とあり、表文・奏文等の様式は書儀の規定を参照して作成されるものと想定されていた〔廣瀬二〇一八〕。公式令において、奏文は論奏式・奏事式に規定があるが、表文の規定はない。表文が国内文書として使用されるのは聖武天皇の治世以降のことで、冒頭句は「臣〇〇言」、結尾句は「謹奉表以聞」であった〔廣瀬二〇一八〕。

後代の表文が冒頭句を「表」（表す）または「言」（言す）とし、結尾句を「謹具表聞」（謹みて表を具して聞す）または「謹表以聞」（謹みて表し以て聞す）とすることと類似する。皇帝・天皇への上言を意味する「聞」を含む定型句を使用するのが表文・奏文に共通する特徴といえよう。

## 2 中世の表文

古代・中世日本が中国王朝に遣使し、表文がないことを理由に拒絶された遣使の事例としては、一〇二六年の大宰府による北宋への遣使、一三七四年の足利義満の明への遣使、一三八〇年の「日本国王良懷」と義満の遣使が挙げられる。「良懷」の外交文書は、冒頭句を「臣聞」とするもので、称臣してはいるものの、「聞」は「聞くならく」であって、皇帝への上言を意味する「聞す」ではない。奉表文言もなく、表文の様式を回避したものである。

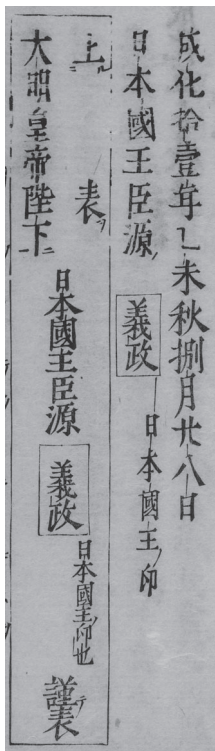
一方、初期の日明関係において入貢が認められた事例としては、一三七一年の「良懷」の遣使が初例であり、これは征西將軍宮懐良親王によるものである〔村井一九八八〕〔橋本二〇〇五〕。ついで一三七五年・一三七六年・一三七九年の「日本国王良懷」の遣使も入貢が許されたが、いずれも偽使であり、とりわけ一三七六年の遣使は九州探題今川了俊の主導によるものとされる〔橋本二〇〇五・二〇一五〕。真使・偽使の区別は措くとして、「良懷」名義の使節は、概ね表文（ないし表箋）

を携行していたのである。また、一三七四年には島津氏久が表文を捧げて入貢を試みている。

このように、九州に割拠する勢力は南朝・北朝にかかわらず、表文を捧げることにはさほどの抵抗はなく、逆に足利義満はそれを回避する姿勢を示しつづけていたのであり、一四〇一年の遣明使が携行したのも書簡であった〔表5〕。ところが、一四〇二年、義満は「日本国臣源」<sup>（遺表）</sup>と名乗り、成祖（永楽帝）に表文を捧げ、一四〇四年には日本国王に封じられた。やがて遣明船の経営形態は幕府の直営から大名・寺社の請負へと移行していくが〔関一九九七〕、「日本国王」名義の表文は作成されつづけた。事例としては、義満四例・義持二例・義教二例・義政五例・義澄一例・義晴二例が確認される。

それらの様式を検討するにあたり、まず『大明令』（『皇明制書』）を確認しておくこと、巻一・吏令に「表箋文詞、皆須雅端・楷細書・僉名・用印」とある。表・箋の本文は、雅端な表現を用い、楷書の細字で書し、姓名を明らかにして押印することが規定されている。また、『礼部志稿』巻一「表箋之訓」によると、一三七四年、太祖は表・箋・奏・疏の文体について、晋・宋（南朝）以来の「四六文」（四六対偶）、すなわち四六駢儷体の使用を禁じ、唐虞三代漢・魏の時代に盛行した「簡古」（典雅）とするよう命じている。また、『洪武礼制』（『皇明制書』）巻七・進賀礼儀は、表・箋の文体は「散文」のみとし、「四六旧体」の使用を禁じること、「言詞」は「典雅」なるものを使用すること、「凶惡字様」を使用してはならないこと、「硃筆圈点句読」（朱丸印による圈点）を施すこと、「函」（封筒）は表文であれば「黄紙」、箋であれば「紅紙」を使用すること、「函」は「夾板」をもちいてカバーすること、を規定している。

このうち圈点について付言すると、圈点は皇帝の詔勅類にみられる特徴でもある（第二章）。皇帝と臣下が詔勅類と表箋類を往復するにあ



【図4】『善隣国宝記』所収足利義政表文写  
(部分、国文学研究資料館蔵)

たつては、圏点（あるいは声点も）を付したこととなり、文書の授受が口頭での読み上げと不可分であったことを示唆する。詔勅類の文体も散文とみられることから、皇帝と臣下とが余計な修辭を排した率直な言葉を正確に往復することに主眼が置かれていたと考えられるのである。

それでは、日本国王表文の実際を検討していきたい。冒頭句を「日本国王臣源○○表（上表・言）」としたのち、「臣聞」の文言につづけて本文を書す。結尾句は「謹具表聞」（義満）→「謹具表・齋奉以聞」（義教）→「謹奉表以聞」（義政）→「謹（具）表以聞」（義政・義澄・義晴）と時間軸に沿って変化する。こうした奉表文言につづけて、結尾句を「臣源○○誠惶誠恐頓首謹言」などとする。そして、年月日（明年号）を記し、その下方に「日本国王臣源○○」と書した。表文の現存例がないため、表箋規定との一致・不一致を詳細に知ることはできないわけであるが、文体については四六駢儷体であるから（西尾二〇一五）、この点においては「表箋之訓」が遵守されていないことになる。

ここで問題となるのが押印である。東アジアの皇帝・国王文書様式と官文書様式においては、印影の上端を年号または年数に重ねるのが通例

である。一方、書簡様式においては、発信者の諱を重ねて押印するのが通例であり、書簡様式の外外交文書の代表例としては、日朝往復書契が挙げられる（第五章）。遣明表がどちらの押印方法をとったのかを伝える事例として、『善隣国宝記』収録の一四七五年の足利義政表文がある（図4）。これによると「日本国王ノ印」は諱の「義政」に重ねて押されたようである。清代の事例となるが、現存する朝鮮国王・琉球国王の表文の押印は年号第二字に重ねて押されている<sup>1)</sup>。足利氏の遣明表全般にあてはまるのか否かは不明であるが、少なくとも義政期には官文書様式の押印方法ではなく、書簡様式、さらには遣朝鮮国書（朝鮮国王宛書契）の押印方法を採り入れていたと考えられるのである。

そもそも古代日本において表文は書儀の規定にもとづき作成されたもので（廣瀬二〇一八）、様式が厳格に規定されていたわけではないし、中世日本において明代の表箋規定が逐一遵守されていたわけでもない。また、外交業務を管掌する禅僧たちにとって、外交文書の基準となったのは日朝往復文書（書契）であり、その枠組みのなかで日明往復文書も理解しようとしていたという（橋本二〇一九）。こうした条件が重なることで、遣朝鮮国書（書契）の押印方法が遣明表にも採用されたと考えられるのである。

表文と書簡との近しさについては、明代の呉訥が著した『文章弁体』に、

按、昔臣僚敷奏、朋旧往復、皆総日書、近世臣僚上言、名為表・奏、惟朋旧之間、則日書而已、

とある。すなわち、「昔」は臣僚が皇帝に敷奏する文書も、朋旧（友人・知人）と往復する文書もすべて「書」と称したが、「近世」は臣僚の上言を「表」「奏」と称し、朋旧間の往復文書を「書」と称しているとい

うのである。「昔」と「近世」を隔てる時間がいづなのかという問題は措くとして、表文・奏文と書簡とが本質的には同一のものであるが、皇帝宛の上行文書が表文・奏文、朋友間の平行文書が書簡へと分岐したという説は傾聴すべきであろう。

詳しくは第五章で論じるが、唐代において、ひとくちに書簡とはいっても、平行文書の「書」と上行文書の「疏」は区別されていた。また、明の太祖は表・箋・奏・疏を皇帝宛の上行文書として規定しており、皇帝に「疏」を捧げることもできた。十五世紀の遺明表が禅林内で「疏」と称されている事実からみても、表文の本質は、臣下が皇帝に捧げる最も丁寧な様式の書簡であると考えられる。むしろ表と疏は同一のものではないが、禅林ではとかく表文を疏にひきつけて理解する傾向が強いようである。

したがって、表文・奏文と書簡を全く別系統の様式とみなすよりも、書簡様式をベースとして称臣・奉表文言と「聞」字を加えた文面を作成し、かつ皇帝宛の上行文書に相応しい要素（料紙・文体・書体・雅詞・圈点・封式など）を追加したのが表文・奏文であるとみることができよう。

### 3 古代の啓

日本の天皇は渤海国王から「啓」様式の文書（一六例）を受けている（表4）。その冒頭句は、八四二年の啓に「渤海国王大弊震啓」とあることを除けば、「○○（諱）啓」とするのが通例である。一方、結尾句は、七九六年の啓（二例）は「荒迷不次」「頓首」という書簡文の常套句を使用するが、八二一年・八四二年の啓は「謹奉啓」「奉啓」として、冒頭句の「啓」と対応させている。八四九年から八七七年にかけては「不宣謹啓」（八五九年の啓は「奉啓」を併用）とあり、書簡文の常套句である「不宣」を使用する。また、本文の文体は散文と四六駢儷体が入り混じったものである。渤海国王の啓は上行文書であるわけであるが（鈴木ほか二〇一四）、天皇に捧げる丁寧な書簡とみるべきものであろう。

唐代の啓は冒頭句を「○○啓」、結尾句を「謹啓」とするのが通例であるが、廣瀨憲雄氏は、八七七年の大玄錫啓の結尾句は「謹状」とみるべきこと、これは啓と状の混用というべき現象であること、八一五年の渤海使が持参するも「改啓作状」として受取を拒否した外交文書は、結尾句を「謹状」とするものであった可能性があることを指摘する。あわせて、書状としての状は冒頭句がなく結尾句を「謹状」とすること、公文書としての状は事書を付したうえで本文を「右、…謹状」とすることも指摘する（廣瀨二〇一八）。

したがって、公文書様式の上行文書として規定されていた啓が、次第に私文書様式（書簡）の影響を受けるようになっていたことになる。これを東アジア諸国における一般的な現象とみることもできるが、渤海側の啓は自国の政治的立場を主張した結果である可能性もある。そもそも渤海は表文・奏文を捧げるよう要求されても、天皇宛の上行文書としては不適格とされる啓の様式を選択・使用しつづけていたわけである。また、啓の本文に散りばめられた「旧好」「土物」「伏惟」などの文言は、対等な関係で使用されるものであるといひ（山田一九八七）、結尾句の「荒迷不次」「頓首」「不宣」は書簡文の常套句である。渤海側としては、公文書・上行文書としての啓を使用しているのではなく、私文書・平行文書としての啓を使用しているとの立場を貫き、日本との対等性を主張していた可能性がある。そして、そうした主張を強くおしだすときに、「啓」の文言を避け、「状」を使用したとみることができるとはいえない。

### 4 中世の啓

一二六七年、高麗国王の元宗が「日本国王」宛の啓を発している。渤海は日本に対して啓を使用していたわけであるが、高麗が啓を使用した事情としては、それと同時に伝達された成祖（タビライ）の書簡との整

合性を図ったためと考えられる。詳しくは第五章で論じるが、「大蒙古国皇帝」である成祖は、「日本国王」に対して冒頭句を「奉書」とする丁寧な書簡を発していた。このため、モンゴルに従属する立場である元宗としては、いまだ服属していない「日本国王」を相手にしたとき、低い立場に立たざるをえなくなる。それゆえ、皇帝の書簡よりも厚礼な文書様式として、啓を選択したのではないか。

元宗の啓は、冒頭句は「高麗国王王植／右啓」、結尾句は「拝覆／日本国王左右」であり、年月日の下方に「啓」と書す。また、一二六八年の高麗国信使潘阜が「明府閣下」に宛てた文書も啓の様式であり、冒頭句は「啓」、結尾句は「不宣拝覆」である。いずれも本文の文体は書簡と変わるところがなく、「拝覆」「不宣」という書簡の常套句を使用する。渤海国王の啓の結尾句に「奉啓不宣謹啓」「不宣謹啓」が使用されたことと類似する。また、元宗啓が冒頭句を「右啓」とするのは、古代の公文書としての「状」が「右」の文言につづけて本文を記したこと（廣瀬二〇一八）の影響であろう。高麗が渤海の先例を知りえたか否かは不明であるが、「状」の様式と混じりあいながら、かぎりなく私文書様式に近づいた啓であるといえよう。

高麗国王が日本向けに啓を発したのは一二六七年の一度のみである。モンゴルに従属する立場上、「日本国王」宛の上行文書というニュアンスを含む啓を選択したものの、「啓」の文言を除けば、対等な関係で往復する書簡と何ら異ならない外交文書を作成したのである。ただし、一二九二年から一四世紀後半にかけて、高麗国王は日本に対して私文書様式の書簡と官文書様式の咨文を併用しており（第三章・第五章参照）、官文書と私文書との区別が曖昧であった啓は消滅してしまうのである。

## 5 書簡

### 1 「書簡」の定義

私文書（私信）様式の外交文書に早くから着目したのは高橋公明氏である（高橋一九八二）。十五～十六世紀の東アジア諸国を往復した外交文書の事例をもとに、その様式を「書式外交文書」と「咨式外交文書」に類別した。概ね前者は私文書様式、後者は官文書様式と言い換えることができる。本稿では「書式外交文書」を「書簡」ととらえることにする。これを整理したのが【表5】である。

高橋氏の「書式外交文書」論のモデルとなったのは日朝間を往復した外交文書である。文字情報（書式）としては、①差出人の署名（自称）、②差出文言、③受取人の宛名（他称）、④本文、⑤書止文言、⑥日付、⑦自称、という要素から成り立つこと、非文字情報（形態）として、紙質・折り方・押印などの要素があることが指摘されている（高橋一九八二）。その後、伊藤幸司氏が日朝往復外交文書を「書契」と規定し、現存例にもとづき、その様式的・形態的特徴を明瞭に示した（伊藤二〇〇二）。

中世日本の往復外交文書の大半を占めるのは日朝間を往復した「書契」なのであるが、日琉間では書札様文書が使用されており（佐伯一九九四）、東南アジア・ヨーロッパにまで視野を広げると、やはり書簡と称すべきものが多い。日琉往復文書の場合、様式は書札様文書であっても、文体は漢文体・和様漢文体・仮名文（漢字仮名混淆体）というように多様であり、「書式外交文書」は「中国式書簡文」であるとの定義（高橋一九八二）には限界がある。したがって、これらの私文書（私信）様式の外交文書を「書簡」と総称することにした。

「書簡」の語については、明・徐師曾撰『文体明弁』卷三十一・書記上条に「書記」の分類として「書」「奏記」「啓」「簡」「状」「疏」の六種が挙げられていることに注目したい。この典籍は名称のとおり文体に

よって後漢～宋代の各種文章を分類することに主眼を置いたもので、必ずしも古文書学的な様式論と一致するわけではないが、「一曰書。書有辭命・議論二体。二曰奏記。二者並用散文。三曰啓。啓有古体、有俗体。四曰簡。簡用散文。五曰狀。狀用儷語。六曰疏。疏用散文」とあり、「書」は辭命体・議論体、「啓」は古体(隋代までの詩体)または俗体(唐代以降の詩体)、「狀」は儷語(麗句)、「奏記」「簡」「疏」は散文(定型・韻律のない普通の文体)を使用すると説明する。「書記」の類型として「簡」があることがわかり、「簡者略也。言陳其大略也。或曰手簡、或曰尺牘。皆簡略之稱也」とも説明する。すなわち、自分の意思などを書面上に簡略に述べたものが「簡」なのであり、「手簡」「小簡」「尺牘」とも称するというのである。

ここでは「書簡」という名称はみえないが、たとえば禅僧月舟寿桂の文集『幻雲文集』(十六世紀)は「書簡」の項を設け、文例を集めている。往信書簡であれば「与○○(受信者名)書」「上○○書」「奉○○書」、返信書簡であれば「答○○書」「復○○書」というように、書簡ごとに表題を付している。先述のように、高橋公明氏は「書式外交文書」を構成する文字情報として七つの要素を挙げたわけであるが、録文となるさい、本文(⑦)以外の六つの要素は省略されることが一般的である。『幻雲文集』もその例に漏れないわけであるが、それにもかかわらず表題が細かく区別されているということは、底本には差出文言(②)と他称(③)があり、それを根拠として表題を付したと考えられるのである。「奉○○書」(○○に奉る書)であれば、「□□奉書○○」(□□(発信者名)、書を○○に奉る)、「復○○書」(○○に復する書)であれば、「□□復書○○」(□□、書を○○に復す)のようである。したがって、録文に付された表題の情報に着目することで、書簡原文の冒頭句(②)・③が一定の精度で復元できるわけである。そうすると、月舟寿桂は書簡の冒頭句として「与書」「上書」「奉書」と「答書」「復書」を使いわ

けていたことになる。

『幻雲文集』に掲載された文例に鑑みると、冒頭句のなかにも序列があり、「与書」「答書」よりも「上書」「奉書」「復書」のほうが厚礼といえることができる。書簡の礼の厚薄に関しては、唐僧法進が著した『沙弥十戒威儀经疏』二(七六二年)に「与平懐同類沙弥尼者名書、耆年尊宿沙弥尼者名疏」とあり、同輩・同格の沙弥・尼に宛てるものは「書」、年長・格上の沙弥・尼に宛てるものは「疏」と称したことがわかる。前掲の『文体明弁』は「簡」と「疏」を同じ散文体として分類しつつ、「世俗施於尊者、多用儷語以為恭、則啓与狀・疏、大抵皆俗体也」と述べている。つまり、世俗の人びとは尊者(高僧)に対して「儷語」を多用して敬意を払うので、たいてい「啓」と「狀」「疏」には俗体が使用されるというのである。疏が啓・狀とともに上行文書であることがわかる。当然のことではあるが、ひとくちに書簡とはいっても、発信者と受信者との関係性に応じて、上行文・平行文、あるいは下行文が作成されるわけである。

いくつかの典籍にもとづいただけの整理ではあるが、「書簡」のなかには、薄礼の私信で冒頭句に「与書」「答書」などを使用するものと、厚礼の私信で冒頭句に「上書」「奉書」「復書」などを使用するものがあるといえよう。

本稿で使用する「書簡」の概念は、私信形式の文書全般におよび、かつ厚礼から薄礼にいたるまでのバリエーションをとともなうものと定義する。そして、そのバリエーションは定型句(冒頭句・結尾句)、文体(俗体・散文・四六駢儷体など)、書体(楷行草)、文字(大字・細字)、言詞(雅俗、厚礼・薄礼)などの組み合わせによって表現されるものとみる。ただし、皇帝宛の上行文書である表文や、官文書様式と混淆した上行文書である啓などは、「書簡」には含まないものとする。

このように「書簡」を理解するならば、日本の書札様文書(書状)の

様式の厚薄とも対応させることができる。書札様文書だけを東アジア諸国の書簡と切り分けて理解しなければならぬ必然性はないので、書簡の一類型として位置づけることにする。

## 2 古代日本の往復外交文書としての書簡

隋～南宋期の「東部ユーラシア」においては、冒頭句を「致書」「奉書」「上書」「献書」「裁書」とする書式の文書が広範に往復していたこと、「上書」「献書」「裁書」という文言は皇帝・宰相や傍系尊属に使用されたこと、「奉書」は長属・目上に使用されたが、君臣関係を表明するものではないこと、「致書」は同格・目下に使用されたことが指摘されている〔廣瀬二〇一八〕。

研究史上、もつとも注目をあつめてきたのは「致書」であるが、その文書様式は「致書形式」「致書文書」などと表現されてきた。しかし、多様な冒頭句ごとに「○○形式」「○○文書」のような様式名を付すのは煩雑であるし、冒頭句だけで文書様式を分類することにも違和感がある。これらを「書簡」という大分類に位置づけ、冒頭句の違いは、厚礼・薄礼ないしは上行文書・平行文書・下行文書を類別するための有効な指標のひとつとみたほうがよいのではないかと考える<sup>12)</sup>。

さて、古代日本の往復外交文書としての書簡の事例をみていくと、六〇七年に推古天皇が煬帝に宛てた書簡が最も古い。これは冒頭句を「致書」とするものであり、かねてより日本が隋との対等外交を指向したものとされてきた。しかし、最近では「東部ユーラシア」規模での外交文書往復の実態が明らかにされてきており、推古天皇が発したのは儀礼的な書状であり、これとは別に具体的な請求内容を記した「表」があった可能性があるとの新しい見解も提示されている〔河上二〇一九〕。

それ以後の事例を概観していこう。録文が伝わるものではないが、『善隣国宝記』鳥羽院・元永元年条には、外交文書の先例として「大唐

皇帝勅日本国使衛尉寺少卿大分等書曰、皇帝敬到書於日本国王」とある。「大分」は七〇二年に遣唐大使として入唐し、七二〇年に帰国した坂合部大分のことである〔田中一九九五〕。「皇帝敬到書於日本国王」の文言は、唐の玄宗が大分に発した勅書に引用された「日本国王」宛の書簡の冒頭句ということになる。日唐関係における外交文書往復の実態はほとんど未詳であるが、唐皇帝が勅書・論事勅書にかぎらず書簡を使用する局面があつたことを示す事例といえよう。

藤原明衡編『本朝文粹』（十一世紀）巻七は、「書状」（「書」）の項を設けている。ここにみえる「書状」は「書式に定形もなく、文章も散文と駢儷文との中間にある」とされる〔大曾根一九九二〕。全一七通のうち一三通は国内での書状であるが、残る四通は外交文書である。

そのうち一通は、九〇八年に宇多法皇が渤海使裴璆の父裴頰に宛てた書状である〔鈴木ほか二〇一四〕。文体は四六駢儷体であり、結尾を「日本国栖鶴洞居士無名、謹状」とする。書状（書簡）は署名を基本とするが、法皇が諱をあらわすわけにはいかなかったため、わざわざ「莫怪不得名」と断っている。法皇が外国使節の父に文書を送るにあたり、適当な様式があるはずもなく、書状の様式が選択・使用されたのである。

残る三通は、九四七年に発信された①左大臣藤原実頼書状と②同書状、および九五三年に発信された③右大臣藤原師輔書状で、いずれも受信者は呉越王である。①は表題に「為清慎公報呉越王書（加沙金送文）」とあるように、呉越王書状への返書である。結尾句は「不宜謹言」である。年月日の下方（日下）に「日本国左大臣藤原朝臣」と署し、宛所・敬称・脇付は「呉越王殿下（謹空）」とする。書札様文書の様式であるが、文体は漢文体（四六文と散文の中間）である。

②は、①の表題の割注に「沙金送文」とあるものに相当し、「沙金式百両」を贈ることを簡潔に述べたもので、結尾句を「謹状」とし、年月日を付す。書札様文書においては追而書を別紙（礼紙）に認めるとい

厚礼な方法があるので（相田一九四九）、藤原実頼が別紙の追而書に贈品の品目・数量を記したものとみることができるといえる。外交文書においては、「別幅」などと称される贈品目録が添えられることが多い。たとえば、古代の日渤海復文書においても、慰勞詔書の結尾に「色目如別」などがあり、啓の結尾にも「別状」などがある。贈品目録を別紙に認める作法が厚礼であり、本紙の文中に記入する作法は薄礼であるという認識は、東アジア諸国において普遍的な広がりをもつてはなからうか。

③は表題に「為右丞相贈大唐吳越公書状」とあり、藤原師輔の往信書状であることがわかる。結尾句は「書不尽言、謹状」であり、年月日の下方（日下）に「日本国右大臣朝臣謹言」と書す。文体は漢文体（四六文と散文の間）である。

公的な手続きとしては、吳越王に対して天皇宛の贈品を返却し、かつ大宰府牒を發出したわけであるが、藤原実頼・師輔は私的な立場で贈品（沈檀）を受納し、これに返礼するために書状を發したのである（渡邊二〇二二）。

### 3 中世日本の往復外交文書としての書簡

元から日本への書簡 中世日本の往復外交文書としての書簡の初見は、一二六六年の成祖（クビライ）の書簡である。冒頭は、

上天眷命

大蒙古国皇帝奉書

日本国王、朕惟……

となっており、「奉書」文言を使用する。結尾句は「不宣」である。冒頭句の「奉書」が「致書」よりも丁寧であることから、「日本国王」が「破格」の扱いをされているとされる（松田二〇〇九）。「致書」は同格・

目下、「奉書」は長属・目上に使用されたが、いずれも君臣関係を表明するものではないとの指摘（廣瀬二〇一八）に鑑みれば、確かに丁寧な冒頭句ではある。しかし、「上天」「大蒙古国皇帝」「祖宗」の三語を一字擡頭（単擡）するのに対し、「日本国王」「王」の二語は平出である。冊封は行われておらず、「皇帝」と「国王」との君臣関係は存在しないわけであるが、両者の非対称性は称号の区別によって表現されており、擡頭を施すことで視覚的に強調されているのである。また、書簡においては受信者名に敬称（陛下・殿下・閣下・足下など）を付すべきところであるが、「日本国王」と呼び捨てにしている。「奉書」文言を使用して一定の配慮を示しつつも、「皇帝」の優位性を強調し、日本に入貢を迫ったものといえよう。

その後、成祖は「日本国王」に対し、一二七五年に書簡（「致書」）を發し（植松二〇〇五）、一二八三年には詔書を發したが、日本遠征策を放棄した成宗（テムル）は一二九九年に再び書簡（「致書」）を發している。皇帝の権威・儀礼と直結する詔書を同一案件で頻発するのは、かえって皇帝の権威を損ねるため（第二章）、たびたび書簡様式が選択・使用されたものと考えられる。詔書の伝達は、皇帝が任命した使節（官人）によって公然と行われなければならないが、書簡の伝達であれば、非公式に行うことも可能であろう。一二九九年に元が禪僧二名（一山一寧・西潤子曇）に書簡を託したことには、国家の体面を保つための便法という側面もあったのではなからうか。

#### 高麗から日本への書簡

一二九二年には高麗の忠烈王も「日本国王」宛に書簡を送っている。冒頭句は「皇帝福廕裏特進上柱国開府儀同三司駙馬高麗国王王暉／謹奉書于／日本国王殿下」である。高麗国王は国王としての立場では「書」を使用し、征東行省丞相としての立場では「咨」を使用する場合があったとされる（森平二〇一三）。日本遠征の担当官



署である征東行省の丞相としての立場を避け、あくまで高麗国王としての立場で書簡を送ったのであるとすれば、高麗の対日外交の主体性を示唆するものといえよう。

これに関して、一三六六年の高麗使金龍・金逸の事例に言及しておきたい。従来、両名は同一の名目の使節と考えられてきたが、金龍が征東行省の使節であるのに対し、金逸は高麗国の使節であること、かつ金龍が持参したのが征東行省咨文であるのに対し、金逸が持参したのは「高麗国牒状」と称される文書であることが指摘されている〔岡本二〇〇七〕。「高麗国牒状」に相当する文書の存在は確認されていないが、一二九二年に忠烈王が書簡を発したことに鑑みれば、恭愍王が高麗国王としての立場で発した書簡であった可能性もある。

その後、一三七七年に九州探題今川了俊からの「書」に対して「書」で返答していることから、高麗が公文書（官文書）ではなく了俊の「書」を模倣して「書」で返答したものと考えられている〔岡本二〇〇七〕。

これ以後、書簡の往復が定式化する要件を違う角度から考えてみたい。従来、高麗は対日外交の文書様式として官文書系統の牒・啓・咨文を使用してきたが、牒は廃れて久しく、啓には名分上の問題がつきまとう。また、親北元派と親明派との対立を内包する状況であるとはいえず、一三七八年九月に禰王は明の洪武年号に復しており〔末松一九九六〕、北元の官署である征東行省の名で咨文を発しなければならぬ必然性も乏しい。それに加えて、倭寇取締の要請先である中央・地方の武家領主は、東アジアの普遍的な律令的官制の枠ではとらえられない存在であり、九州探題今川了俊および周防・長門守護大内義弘との外交文書の往復にあたって、既存の官文書様式の使用は不便である。高麗側は主体的な対日外交を展開するうえで、書簡様式の外交文書を選択・使用したものと考えられる。

一方、中世日本の武家社会においては、書札様文書（私文書様式）が

「公文書」として使用されるようになっており、武家外交が本格化するなかで、こうした現象が外交文書の領域にも波及したものと見える。つまり、高麗をめぐる国際情勢の変化と、日本における武家外交の本格化によって、両国間の往復外交文書は官文書様式よりも柔軟性のある書簡様式に変化し、官文書様式の咨文は消滅したのである。

**日明往復書簡** 武家外交における書簡様式の外交文書は、高麗との関係構築を円滑に進めるうえでは有効だったわけであるが、逆に明との関係構築の妨げともなった。足利義満は皇帝への表文の提出を回避し、一三七四年に中書省宛、一三八〇年に中書省丞相宛に書簡を発したわけであるが、後者は致命的ともいえる措置であった。同年、丞相胡惟庸に対日通謀の嫌疑がかけられる疑獄事件が発生し、中書省が廃止されたからである。『礼部志稿』に「洪武十二年、將軍復奉書肆侮」とあるように、皇帝宛の表文ではなく、丞相宛の書簡を提出することは、皇帝を侮辱する行為とみなされたのである。翌一三八一年、太祖が礼部尚書に命じ、「日本国王」（良懷）と「日本征夷將軍」（義満）に「移書」させた文書は、「致意」（問安）のための書簡という体裁をとりながらも、日本を叱責・威圧する内容のものであった（第三章）。

一四〇一年、義満が建文帝に書簡を送ったにもかかわらず、建文帝がこれに反応して詔諭を発したのは、「靖難の変」が対日姿勢に変化を及ぼしたためである。そして、翌一四〇二年、義満が成祖（永楽帝）に表文を捧げたことで日明関係が構築された。文書様式に着目したとき、義満は表文を捧げておきながら朝貢を拒絶されるという最悪の事態を避けるために書簡を使用し、逆に朝貢が許可されたという既成事実にもとづき、なし崩し的に表文への切替えを断行したようにみえる。ともあれ、義満における書簡と表文の使いわけは、国内政治を強く意識した結果といえよう。

#### 4 日本―朝鮮往復文書としての書契

**書契の誕生** 高麗王朝は朝鮮王朝へと交代するが、書簡様式の外交文書の往復はそのまま継承された。朝鮮の対外関係は、明への「事大」、日本・琉球との「交隣」を基本としたが、朝鮮は明から「交隣」を譴責されるのではないかという危惧を常に抱いており、外交文書への押印には「印信」（官印）ではなく「図書」（私印）を使用した（木村二〇〇七）。それと対応するように、文書様式も官文書ではなく私文書の「書契」（書簡）を使用し、万一の場合の弁明の道を確認しておいたのである。一方、室町殿が朝鮮国王に宛てた国書（書契）は、朝鮮国王の国書を手本にして作成されており（橋本一九九七）、それ以外の日本側通交者の書契も朝鮮側の書契に倣って作成されたと考えられる。

「書契」は朝鮮側の呼称である。古代中国において、「書契」は「契約」「帳簿」を意味する行政的な語彙であったが、秦代に「券」に取って代わられて死語となり、前漢代に儒家的な語彙として復活したのち、後漢代には「文字」の古雅な表現として定着したという（山田二〇〇九・二〇一三）。したがって、朝鮮時代の儒者官僚が書簡を意味する雅称として「書契」の語彙を選択・使用したのと考えられる。

一方、日本では「書」「疏」などと称した。先述のように、「疏」は「書」よりも厚札であり、上行文書として使用する書簡のことである。外交文書の起草・清書を禪僧が担うことが多く、彼らが書簡のうち上行・厚札のものを指して「疏」と称したのである。

したがって、「書契」は書簡の一類型に位置づけられるべきものであり、実際、近世日本では「書簡」「書翰」などと称されている（江戸幕府の『書物方日記』、大学頭林家の『朝鮮通信総録』など）。ただし、前近代日本の外交文書において、日朝間を往復した「書契」が圧倒的な比重を占めること、および「書契」が他国間の書簡とは異なって明瞭な様式化がな

されていることから、本稿では「書契」の呼称を使用することにした。

**敵礼関係** 書契は発信者と受信者との対称性・対等性を尊重する様式であり、名分上の対等な二者間で行うことを大原則とする。これは「敵礼」（対等の礼）という儒学の考え方にもとづいている。中世日朝関係は、日本中世社会の分権性を反映し、上は「日本国王」（足利氏）から、下は商人・「倭寇」に至るまで、西日本各地のさまざまな社会集団に属する人びとが独自に朝鮮との通交（外交・貿易）を行った。それゆえ、中央集権国家である朝鮮としては、朝鮮国王と日本国王との敵礼関係を頂点としつつ、朝鮮の官制に対応させるかたちで日本側の通交者を格付けする必要が生じたのである。

たとえば、礼曹（外交を所管する中央官庁）の長官である判書（正二品）は「王城大臣」（幕閣の有力守護<sup>たいい</sup>大名）と敵礼となり、参判（従二品）は「巨酋」（有力守護）、参議（正三品）は「対馬島主」（対馬守護宗氏）、佐郎（正六品）は「諸酋」（国衆・僧侶・商人など）と敵礼となった。このような敵礼関係において、朝鮮側は国王、および礼曹の判書・参判・参議・佐郎がその称号・官名と姓名を記した書契を發したわけであるが、あくまで形式的・便宜的なものであって、決して個人の資格で發信したものではない。私文書様式の「公文書」とみるべきものである。

**書契の形態・様式** 書契の形態は、料紙の大きさ・厚さ・折り方・

封の仕方などにおいて、様式化がかなり進んでいた。先行研究（高橋一九八二〔伊藤二〇〇二〕〔米谷二〇〇二〕〔田代二〇〇七〕）に拠りつつ、若干の私見を加えることとする。

料紙は概ね厚手で大型である。朝鮮側はいわゆる「国書」（国王書契）に楮紙打紙を使用した。日本側は「国書」に雲母引きの鳥の子紙を使用

したが〔清水二〇一九〕、国王以下の通交者の場合、複数枚の楮紙・竹紙を貼り合わせて厚みをもたせている場合もある。

本文は楷書体の細字で書した。これは受信者に対する敬意の表現である。平出・擡頭表現にも触れておくと、受信者に対する敬意は平出で表現し、発信者名・受信者名と同じ高さに揃える。これは両者の敵礼関係にもとづくものであるが、両国の上位者（国王など）に言及するさいは一字擡頭する。礼曹書契を例にとると、「献」（国王への進献）、「啓」（国王への上申）、「給」（国王の給賜）がそれに相当する。平出・擡頭の対象文言が来ないかぎり同一行に書きつづけるのは明の官文書と同じであるが、明の筋付が料紙を縦遣いにしたのと異なり、横遣いであるのも特徴である。細字で書いたため、横遣いでも行に収めることができたのである。

文体は基本的に散文ないし日用文である。書契の事例は多数におよぶため、詳細な分析を經ていないわけではないが、実務的な内容であればあるほど、散文・日用文に近くなり、逆に国王間で往復する書契（国書）のような儀礼的な内容であればあるほど、四六駢儷体の影響が及んでくるといふ傾向があるようである。

発信者と受信者の称号・官名と姓名を同じ高さから書き、自分の名（諱）を重ねて朱方印を押した。「日本国王」（足利氏）と朝鮮国王は、それぞれ外交専用の国王印である「徳有鄰」印と「為政以德」印（鍍金銀印）を押したが、それ以外は「国書」と呼ばれる私印（銅印）である場合がほとんどである。国書の印文は、朝鮮官人は本貫地・氏族名（○州○氏）、日本側通交者は諱である。足利氏・大内氏以外は、朝鮮国王から給賜された「国書」を書契に押すことで、その使節が真正であることの証明としたのである。

本文の冒頭句は、往信ならば発信者名＋「奉書」（書を奉る）＋受信者名＋敬称、返信ならば発信者名＋「奉復」（復し奉る）＋受信者名＋敬称

とする。足利氏は国王号を忌避して「日本国源○○」と自称するのが基本で、朝鮮国王を「朝鮮国王殿下」と称した。朝鮮国王は「朝鮮国王李○」と自称し、足利氏を「日本国王殿下」と称した。国王以下の文書往復においては、日本側通交者は「日本国対馬州太守平朝臣貞国」のように、「日本国」＋地域名（○○州）＋職名（唐名）＋本姓（＋姓）＋諱という自称を使用した。一方、朝鮮官人は朝鮮国礼曹判書（参判・参議・佐郎）＋姓＋諱を自称した。敬称は国王間でのみ「殿下」を使用し、俗人間では「閣下」「足下」「僧侶には「座下」「睨下」などを使用した。

結尾句は「不宣」とするのが基本的なパターンである。日本側通交者が結尾句に「誠惶誠恐頓首謹言」のような至極丁寧な文言を使用することもあるが、敵礼を基本とするあり方からは逸脱している。過大な要求をするとき、あるいは使節が現地ですらうときなどに見受けられる。年月日は、朝鮮側は明年号を使用した。日本側は干支年号・日本年号を使用した。料紙は奥から折りたたみ、最後に封書をする。この部分を合衿（ごうきん）とし、いわゆる「国書」（国王書契）の場合は糊で嚴封されることがあつた。合衿部分に発信者名・受信者名・往信（返信）文言と「謹封」（謹みて封ず）を書し、発信者の諱を重ねて押印する。

なお、書契には「別幅」という贈品目録を添えることを通例とした。書契の「本幅」と同様の料紙を使用し、賜物・贈品の品目・数量を列記したのち、結尾句を「整」とする。年月日と発信者名を記し、その諱を重ねて押印する。

## 5 日本―琉球往復文書としての書状・書簡

**琉球の外交文書の多様性** 琉球で独自の国内文書の様式（辞令書）が登場するのは、中央集権化が進んだ十六世紀前半のことであるが（高

良（一九八七）、外交文書は国家形成期の十四世紀後半から既に存在した。このような時間的な差異は、海外貿易を基盤として国家を形成した琉球を象徴している。もともと独自の文書体系をもたなかったため、外交文書の作成にあたっては、相手国に受け容れられやすい文書様式を抵抗なく採用できたのである。これが琉球の外交に柔軟性をもたせる要素のひとつであったといえる。

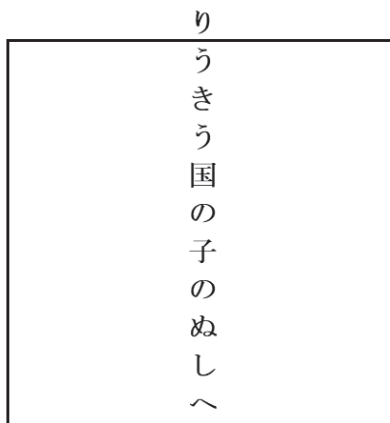
明・朝鮮・東南アジア諸国との外交には華人を登用して官文書様式かつ漢文体の外交文書を作成したが、日本との外交には京都五山系の禪僧を登用し、私文書（書状）様式かつ漢文体ないし和様漢文体の外交文書を作成したのである。それゆえ、日本―琉球間では書状・書簡が往復したわけであるが、これを整理したのが【表6】である。

**足利氏と琉球国王との「書状」の往復** 足利氏（将軍・室町殿）は琉球国王に仮名書きの「御内書」を発し、琉球国王は足利氏を直接の宛先とするのを避ける「披露状」を和様漢文体で作成し、上下関係を設定した（佐伯一九九四）。いずれも日本の書札様文書である書状の一類型で、御内書は下行文書、披露状は上行文書である。基本的には日本古文書学の枠組みで理解できるものであるから、ここでは外交文書の様式として使用するにあたって付加された要素である押印について検討したい。

琉球国王の披露状は、差出書の「代主」の下方に押印した。一方、足利氏の御内書は、遣朝鮮国書（書契）にも使用される「徳有鄰」印（陽刻）を本文末尾・封・別幅の三か所に押印した（佐伯一九九四）。その根拠とされた『蔭涼軒日録』長祿三年十二月十四日条には「御書之後、年号第二字之上印之、封章上、畏琉球国和字之第二字之上印之、折紙賜物之後印之、三所謂」とある。押印の位置をより詳しくみると、本文末尾に年月日を記したのち、「年号第二字之上」に押印したことがわかる。年月日に重ねて押印するのは東アジアの皇帝・国王文書および官文書の

押印方法と共通するわけであるが、明皇帝が明年号の第一字に重ねて押印できたのに対し、臣下と朝鮮国王・陪臣は第二字以下に重ねて押印しているという違いがある（第二章・第三章参照）。もちろん足利氏の御内書には日本年号が書かれているので、明皇帝に憚ったものではない。明皇帝宛の表文において明年号の第二字に押印した可能性も否定できないので、そうした遣明表の作法が影響しているのかもしれない。もしそうだとすると、第二字に重ねて押印することの意味を理解しているわけであり、日本年号の第二字に押印したのは、天皇に憚ったためであると考えられる（荒木二〇一八）。

封（封章）の押印の位置は、「琉球国和字之第二字之上」である。『砂巖』の録文によると、封には「りうきう国の子ぬしへ」と書いているので、「琉球国和字」とは仮名書きの「りうきう」のことで、その第二字とは「う」字のこととなる。印影の上端・下端を正確に知ること



【図5】琉球国王宛御内書の封の押印方法（イメージ）

はできないが、おおむね【図5】のようなイメージとなる。外交文書において、自国の君長の印章を相手国の君長の他称に重ねて押すなどという事例は他に類をみない。御内書の様式が採用されていることに鑑みれば、日本と琉球との上下関係強調する意図によるものと考えざるをえない。『蔭涼軒日録』の記主であり、かつ御内書の製書にあたった季瓊真薬は、本紙と別幅の押印については、淡々と「印之」（之を印す）と記すのみであるが、封の押印については、「畏琉球国和字之第二字之上印之」（畏まりて琉球国和字の第二字の上之を印す）と改まった態度を示している。季瓊は相手国の君長の他称に重ねて押印することに強い違和感を覚えつつ押印したのではなからうか。

**日本側諸勢力と琉球の書状・書簡の往復** 日本中世社会の分権性を反映し、足利氏以外の武家領主たちも琉球国王などと書状・書簡を往復した。十五世紀前半に遡る事例としては、南九州の領主宛とみられる代主（尚巴志カ）書状、および琉球代主（同）宛・王將軍宛の細川持之書状案がある。前者は差出書の「代主」の下方に「海印」印（単廓朱文方印）を押す。上所を「進上」とする厚札の進上書であるが、書止文言（結尾句）はそれに対応する「恐惶謹言」ではなく「恐々謹言」である。これを書札様文書に対する理解の不足とみることもできるが、むしろ上行文書と平行文書との中間となるよう調整した結果なのではなからうか。一方、細川持之書状案は書止文言に薄札の「恐々」を使用しており、下行文書としてのニュアンスを帯びている。王將軍宛の書止文言も「恐々」であり、琉球国王と「將軍」との格差を考慮していない。

十五世紀後半から十六世紀後半にかけての事例は、ほとんどが島津氏―琉球間を往復した書状・書簡であり、現存例は「島津家文書」のなかに集中的に確認される（『東京大学史料編纂所二〇一七』）。ここでは島津氏当主―琉球間の往復書状を中心として検討したい。

初見事例は一四六一年に第一尚氏王朝末期の国王である尚徳が島津忠国に宛てた書状である。書状様式であるが、文体は漢文体であり、忠国を「三州太守」という唐名で呼んでいる。十五世紀前半の丁重な代主書状と比較すると、忠国に対して特段の敬意を払ったものではない。この書状は、一四五〇年代の薩摩―琉球間の境界紛争を経て、忠国側から送られてきた「太平書」（和睦を求める書状）に対する返書である。琉球が国家の整備を進めるなかで、島津氏との対等関係を築いたものと考えられる。

ところが、第二尚氏王朝の初代の国王である尚円（金丸）は、島津立久に披露状を送っている。文体は和様漢文体、書止文言は「恐惶謹言」、形式上の宛所は「嶋津御屋形御奉行所」である。時期は未詳であるが、琉球国王が島津式部大輔（久逸カ）に宛てた書状も上所を「謹上」とし、形式上の宛所を「嶋津式部大輔殿御奉行所」とする披露状である。王朝交代後の王権が不安定な状況において、島津氏を上位とする書状を送ったのであろう。

尚真の治世になると、古琉球は最盛期を迎えた。中央集権化を背景として（高良一九八七）、琉球国王の皇帝擬制が進行し、王言は「ミ事」と称され、漢文の場合は「詔」「勅」などと表記された<sup>13</sup>。尚真期の一五二〇年代に出現した辞令書の冒頭に「しよりの御ミ事」とあることがよく知られているが（高良一九八七）、一四九七年の「万歳嶺記」には早くも「奉詔」の文言がみえる。そして、一五〇八年の尚真宛の島津忠隆書簡案が自国（薩摩）を「下国」と表現したり、一五二一年の種子島恵時宛の三司官書状が尚真の王命を「綸言」と称したりするのである（村井二〇一七）。

一五〇八年の島津忠隆書簡案は二通あるが、いずれも漢文体であり、発信者名を「日本国薩隅日三州太守藤原忠治」、上所・受信者名・敬称を「琉球国王殿下」「拝呈 琉球国王殿下」とする。冒頭句に「奉復」

〔返信〕と「奉書」(往信)、結尾句に「誠惶恐誠敬白」と「恐惶頓首敬白」を使用する。一方、一五二八年の忠隆書状案は、和様漢文体である。敬称に「殿下」より下位の「閣下」を使用してはいるものの、書出文言を「謹令啓候」、書止文言を「恐惶敬白」、上所を「進上」とする厚礼の進上書である。これらの忠隆書状は琉球国王への上行文書とみることができる。

島津氏領国の混乱を背景として両者間の関係はいったん希薄となったが、一五五〇年代から密接な関係が築かれることになる〔荒木二〇〇六〕。島津氏当主と琉球国王の往復文書の様式を概観すると、書状と書簡との区別が曖昧なものが多くなる傾向がある。

島津貴久の一五五六年の書簡案は冒頭句に「謹奉復」を使用し、一五五九年の書状案は上所を「進上」、書止文言を「恐惶敬白」とする進上書である。一五七〇年三月一日の島津貴久書状案は「恐惶不宣」とあるのみであるが、翌二日付の島津義久書状案は上所を「進上 拝呈」とし、書止文言を「頓首恐惶不宣」としている。一方、一五七〇年と一五七四年の義久宛の尚元・尚永書状は、上所に「進献」「進上」を使用する進上書である。したがって、一五七〇年代前半には琉球を上位、島津氏を下位とする非対称な関係ではなく、相互に進上書を使用する対等な関係に変化していたといえる。

ところが、一五八〇年以降の尚永書状と尚寧書状は謹上書に変化する。一五七五年の外交上の衝突(「紋船一件」)を経て、琉球側は島津氏側への譲歩を余儀なくされたわけであるが、書札礼の面では島津氏を格下げしたのである。それに対して、義久は一五八一年に進上書を二回使用しており、高圧的な姿勢を示しながらも、琉球国王の面目を尊重していたことになる。しかし、一五八五〜九二年には進上書と謹上書が混在する。島津氏が九州のほぼ全域を掌握したのも東の間、豊臣政権に降伏・従属するという変動の激しい時期であるが、琉球との儀礼上の関係を対等に

しようとする意図が見え隠れしているといえよう。

なお、義久書状は花押だけでなく、外交文書であることを意識して花押に重ねて「義久」印(三重廓朱文方印)を押す。尚寧書状も「中山王」の差出書の下方に「首里之印」(単廓朱文方印)を押した。ただし、「首里之印」は首里王府の官印とみられ(濱地二〇一七)、朝鮮の「国書」(国王書契)に国王印(玉印)が押されたとは異なる。私文書と官文書の折衷様式とみることができよう。

島津氏側の書簡・書状は案文であるため、正本と同一であるという保証はないわけであるが、琉球国王との往復書簡・書状の様式は対等性・対称性を基本としつつも、現実のパワーバランスに応じて変化しつづけたということができよう。そして、一五八〇年代後半にみられた対等性・対称性は、一六〇九年に島津氏が琉球を従属させたことで消滅し、それ以後は島津氏を上位、琉球を下位とするかたちの書状が往復することになるのである。

## 6 日本―東南アジア・ヨーロッパ往復外交文書としての書簡

十六世紀後半以降、日本の対外交渉の範囲が従来の東アジアにとどまらず、地球規模にまで拡大し、大友氏・島津氏・松浦氏などの九州の戦国大名が先駆的に東南アジア・ヨーロッパ諸国との外交を開始した。それにあたり、各国の君主などとの外交文書の往復が必須となるが、そこで採用されたのは、私文書様式の「書簡」であった。

ポルトガルの国王・インド副王・インド地方区長などとの往復書簡は『カルタス・デ・ジャパン』(一五七〇年刊)の録文(ポルトガル語文)が早くから知られている(村上一九二九)。近年では、ローマ教皇との往復書簡に関する調査研究が精力的に進められている(伊川二〇〇七)。ポルトガル語・スペイン語訳された書簡およびその録文は、ヨーロッパ各地で確認されているが、翻訳のベースとなる和文に関しては、ロー

マ教皇充ての大友宗麟和文書簡（津久見市蔵）やイエズス会総長充ての大村純忠和文書簡（京都大学総合博物館蔵）が確認される。いずれも様式的には書状（書札様文書）とさほど変わらないが、年付は西暦である。本文が仮名文（漢字仮名混淆体）で記されるのは、翻訳を意識したためであろう。欧文に翻訳するにあたり、漢文から欧文に翻訳するよりは、和文から欧文に翻訳するほうが容易だったからではなからうか。

暹羅国王宛て松浦鎮信書簡案（松浦史料博物館蔵）、大友宗麟宛て東埔寨国王浮喇哈力汪加書簡写と同人宛て島津義久書簡写（『頌詩』所収）は、いずれも漢文で記される。漢字文化圏ではないシヤム・カンボジアと漢文書翰を往復したということは、華人による翻訳を媒介とする外交が成立していたことを示唆する。なお、松浦鎮信書簡案は、様式・文言ともに独特で熟れたものではなく、試行錯誤しながら書簡を作成した様子が窺える。

このほかにも、大村純忠宛・松浦隆信宛ローマ教皇書簡（一五七三年）、大友宗麟宛ローマ教皇宛書簡（一五七八年）、フェリペ二世宛・ローマ教皇宛の大友宗麟書簡・有馬晴信書簡・大村純忠書簡（一五八二年）、ローマ教皇宛大友宗麟書簡（一五八四年）、ローマ教皇宛大友宗麟書簡（二通）・大村純忠書簡・有馬晴信書簡（一五八五年）、ローマ教皇宛大村喜前書簡・有馬晴信書簡（一五九〇年）などがヨーロッパ諸国に所在することが確認されている（伊川二〇〇七）。

本稿では十分な検討にまで至らないものの、東南アジア・ヨーロッパ諸国までを視野に入れたとき、外交文書には私文書様式の書簡（レター）を使用するのが普通なのであり、東アジア諸国が自国の皇帝・天皇・国王文書や官文書の様式を外交文書に適用するということのほうが、むしろ特殊なのではないかと考えさせられるのである。ともあれ、中国王朝と周辺諸国が普遍的に有する華夷意識（ないし秩序）というフィリターを取り外して、東アジア諸国間の書簡の往復を見直す必要がある

る。さしあたり、律令的官制と距離をおいた武家社会において、私文書様式が「公文書」の広範な用途に適用され、かつ武家外交においても書簡様式が外交文書に適用されたことが、中世日本の国際関係の多様性・柔軟性を担保したということができよう。

## 7 豊臣政権の往復外交文書としての書簡

豊臣政権期には外交文書を往復する相手国が増加する。豊臣秀吉および豊臣政権内の人物の名で往復する書簡が見出される（表7）。ここでは秀吉の往復書簡に絞って検討していきたい。

秀吉の往復書簡としては、朝鮮国王・琉球国王宛のほか、インド副王・「小琉球」（スペイン領フィリピン）・「高山国」（台湾）宛のものがあるが、いずれも漢文書簡である。ここでも華人の媒介が想定されるが、かつて室町殿が仮名文の「御内書」を使用していた琉球に対しても、秀吉は漢文書簡を適用したのであり、外交文書のフォーマットを漢文書簡に統一しようとする指向が看取される。

このように漢文を雅文として最上位に位置づけたのは、外交文書の起草・作成者である西笑承兌（相国寺鹿苑院主）の発案によるものであろう。ただし、漢文体とはいっても、書簡であることには変わらない。なお、徳川政権も漢文書翰を継承し、その起草業務は西笑承兌から金地院崇伝へ引き継がれたのち、大学頭林家の世襲的な職務となるわけであるが（田中一九九六）、幕末の安政条約の締結後、林家の職務は外国奉行に移管され、雅文は漢文から仮名文（漢字仮名混淆文）へと変化することになる（上白石二〇一一）。

「小琉球」（フィリピン）充ての秀吉書簡案は、きわめて高圧的な内容を含むため、フィリピン長官の使節であるヴァリニャーノの要求に応じて書き換えがなされて反故となったものであるが（柳田一九八七）（高瀬一九九八）、秀吉書簡の様式を知ることができる。敬意表現に着目す

ると、「日本」「本朝」を平出して「小琉球」に対する優位性を主張するが、自称の「予」には何ら処置がなされていない。一方、相手側の「賢太守」（フィリピン長官）と「干系職」（スペインのカステイリヤ王国）には闕字を施して一定の敬意を払っている。

平出・闕字は日本の書札様文書でも使用されるもので、とくに平出は院宣・繪旨・令旨に特徴的なものである。その平出が「日本」「本朝」の文言に施されているのである。「日本国 前関白」という肩書に鑑みれば、秀吉は「日本」（「本朝」）の天皇の臣下であることを意識し〔跡部二〇一六〕、繪旨などにみられる平出表現を援用したものと考えられる。もっぱら「日本国源某」と自称した室町殿や徳川將軍とは異なり、「関白」ないし「前関白」として外交を行う秀吉独自の立場が反映されたものといえる。その一方で、「豊臣」印（金印〔岩生一九八六〕）は中国の皇帝文書・官文書のように年号に重ねて押すのではなく、「日本国前関白」の「白」字にかけて押している。秀吉朱印状における朱印とおなじく、秀吉という個人の人格性を表現したもののようにも見える。このように、漢文体の書簡のなかにも、日本の書札様文書の影響が見出されるのである。

秀吉書簡が金銀泥の装飾を凝らした厚手の鳥の子紙を使用するのも特徴的であり、これは秀吉が装飾豊かなインド副王書簡を意識したことに端を発し、諸外国に自らの権威を示そうとしたためとされる〔岩生一九八六〕〔清水二〇一九〕。従来、室町殿の明皇帝宛の表文には雲母引きの鳥の子紙〔蔭涼軒日録〕明応二年二月十二日条、朝鮮国王への書契（国書）には高檀紙〔清水二〇一九〕、琉球国王への御内書にも高檀紙〔『砂巖』〕が使用されていたようである。秀吉書簡の料紙は、先行する雲母引きの鳥の子紙をより装飾的に仕立てたものといえる。

これを嚙矢として、金銀泥を引いたり、金銀の砂子・箔を散らしたりした鳥の子紙を使用する外交文書が出現するようになる。十七世紀初期

のローマ教皇宛の伊達政宗書簡（和文・ラテン語文）のほか、十七世紀の朝鮮国王宛の徳川將軍国書と礼曹参判宛の老中書契なども、その系譜上に位置づけることができよう。

ところで、豊臣期の受信書簡の現存例としては、安南国副都堂福義侯である阮某の書簡が確認される。漢文の書簡であり、「肅書／日本国〇国王」（肅みて日本国〇国王に書す）と書す。「〇」は闕字（空格）を示す記号で、ベトナムの近世文書や石刻でよくみられるものである〔蓮田・米谷二〇一九〕。文末を「茲書」（茲に書す）で結び、左上（奥上）に「書一（押字）」を墨摺する。阮某が発した「書」（書簡）であることを明示するものであるが、朱方印（官印）を年号の二丁目（興）にかけて押すことから、私文書と官文書との折衷様式の一例といえる。

国王への敬称を「座下」としたり、何度も「国王」と呼び捨てにするなど、「漢字文化圏の外交文書書式に対する知識不足」が見受けられるものの、平出・闕字は「自分たちの常識に則った形で敬意」を示したものであると評価されている〔蓮田・米谷二〇一九〕。

現存例ではないが、フィリピン長官の使者であるドミニコ会士ファン・コボ（羨高茂）の書簡写にも注目しておこう。これも漢文書簡であり、文末には常套句の「不宜」がみえる。擡頭・闕字を駆使しており、「天帝」（キリスト教の神）を二字擡頭、「皇帝」（スペイン国王）と「殿下」（秀吉）を一字擡頭、「本国王」（フィリピン長官）は平出とし、「帝都」（マドリッド）と「貴国」（日本）に闕字を施す。ドミニコ会士としての立場で、「天帝」を戴きながら、秀吉とスペイン国王（フェリペ二世）を対等な関係に位置づけたのである。また、ファン・コボが「判」（サイン）と「印」を加えていることも注目される。書簡に押印するという文化は、ヨーロッパ由来のものではなく、東アジア由来のものであろう。このように、ファン・コボ書簡は中国の官文書・私文書様式の影響を受けながら作成されたと考えられるのである。



## おわりに

中世日本の往復外交文書の特徴づける書簡様式（私文書様式）の外交文書の存在意義に絞って述べることにしたい。

明は周辺諸国との間で、皇帝との上行・下行文書（表文・詔書など）の往復、および官庁間での平行文書（咨文など）の往復を原則とし、国内文書と外交文書を区別することはなかった。一方、周辺諸国間では、むしろ私文書様式の「書簡」で外交文書を往復するほうが一般的であった。このようにみたとき、中世日本の武家外交は、基本的に書簡様式の使用という現象は、武家社会における書札様式文書の公文書化という現象と通底するものであった。そして、国際交流の範囲が地球規模に拡大するなかで、非漢字文化圏である東南アジア・ヨーロッパ諸国との関係構築にあたり、書簡様式の外交文書は二者間の摩擦を低減させる作用を發揮したといえよう。

こうした国際交流の多様性は近世には制約をうけ、いわゆる「鎖国」（四つの口）が確立し、徳川幕府の外交は朝鮮・琉球・オランダを対象としたものに収斂されるわけであるが、幕末開港期に再び多様化が進むなかで、書簡様式の外交文書が諸外国との関係構築の潤滑油となったと見通すことができよう。

その一方で、古代の書簡様式の外交文書からの連続性をより厳密に検証する必要もあるわけであるが、古代の書簡が録文に依拠せざるをえないのに対し、中世の書簡は原本や原情報を伝える写本が残されている。史料の残存状況の差異とそれに起因する方法論のギャップが存在するわけであるが、様式・形態の両面を具体的に知りうる中世の書簡をべ

スとして、古代の書簡と比較検討するという手法も有効であろう。

このような通時的な視野からの把握を試みることで、前近代日本の往復外交文書、ひいては東アジア諸国間の往復外交文書において書簡様式が存在しつづけたことの意義が明確となり、多分に華夷意識（秩序）を前提として作成された皇帝・天皇・国王文書と官文書の存在意義を相対化することにつながると考える。

本稿ではあえて筆者の能力を超える過大なテーマを設定したため、事例の遺漏や誤解・曲解、論証不足の点が多々あることを恐れるが、中世日本往復外交文書を様式論的に理解し、これを「東アジア古文書学」のなかに位置づけるための一助となれば幸いである。

## 註

(1) 高橋氏が提唱する「書式外交文書」と「咨式外交文書」という概念規定は必ずしも厳密なものではない。咨文の様式をベースとしながらも、書簡の要素が混入した外交文書を「書式外交文書」の範疇に含めている点には批判があり（橋本二〇〇五）、本稿第五章で論じるように「書式外交文書」を「中国式書簡文」と定義することにも限界がある。しかし、高橋氏の研究は、十五世紀東アジアの国際関係において、大別して「書式外交文書」と「咨式外交文書」という二系統の外交文書が併存したこと、前者が主流をなしたこと、両者が混淆・折衷した様式も存在したことなどを示したもので、外交文書の様式を理解するにあたって示唆に富む。本稿は外交文書の様式を、皇帝・天皇・国王文書、官文書、私文書の三系統で理解しようとするものであるが、「咨式外交文書」は官文書様式に含まれ、「書式外交文書」は私文書様式とおおむね一致するものと考えている。

(2) 小島浩之氏は、唐代の「公文」と「非公文」の概念を整理し、「公文」は「王言」「準王言」「皇帝上呈文書」「官文書」を含み、「非公文」は「私文書」に相当すると説明する（小島二〇一八）。本稿でいう「皇帝・天皇・国王文書」は「王言」、「官文書」は「官文書」、「皇帝・天皇への上行文書」は「皇帝上呈文書」に対応する。「皇帝・天皇宛の上行文書」という熟れない表現をしたのは、特定の文書様式が想起されることを避けたためである。また、小島氏のいう私文書とは、個人間の契約文書などを指したものであるが、官人個人から皇帝に捧げる文書（表・状の一部と賤・啓）を含むようであるから、個人名で発信される文書

「非公文」＝「私文書」という理解であろう。本稿でも個人名で発信される文書（私信形式の文書）を私文書様式ととらえ、その代表例として「書簡」を位置づける。また、「皇帝・天皇への上行文書」は、本論で述べるように、私文書様式をベースとしつつ、官文書様式の影響を受けたものと理解している。

(3) 小島浩之氏は、「形式」を「媒体・記録材料・書体・印璽・定型句・字配り・避諱・敬意表現・署名順序・日付の書き方などの文書の構成要素」、「様式」を「これらの形式を組み合わせた総体を指すもの」と定義する（小島二〇一八）。本稿で設定する「様式」と「形態」（視覚的情報）という区分の仕方、および諸要素の振り分け方は多くの異論を惹起するものと予想されるが、録文（究極的にはその刊本）から知りうる文字情報（テキスト）だけでも識別できる「様式」と、現存例にもとづかなければ知りえない（ないしは知りがたい）非文字情報＝視覚的情報＝「形態」を区別してみようという意図によるものである。

(4) 押印が日付上だけでなく、全面にわたって加えられた可能性も指摘されているが（中野一九八四）、「日月上一路」というからには、日付に重ねてひとつだけ押印したと解釈すべきであろう。

(5) 中国国家博物館所蔵品を瞥見すると、太祖誥命（二三九一年）は第二字（洪武の「武」）の半分、太祖誥命（二三九二年）は第二字の下端、英宗勅諭（一四四八年）は第二字（正統の「統」）の下端、憲宗勅諭（一四八〇年）は第二字（成化の「化」）の上端、孝宗勅書（一四九一年）は第一字（弘治の「治」）の半分、武宗勅諭（一五二五年）は第一字（正徳の「徳」）の半分、神宗誥命（一五八九年）は第一字（萬曆の「萬」）の半分にかけて押印している（中国国家博物館 二〇〇六）。十四世紀末から十五世紀後半にかけては揺れがあるが、十五世紀末以降は第一字に重ねて押印する傾向が看取される。より多くの事例にもとづき検討すべき課題である。

(6) 一四八三年（成化十九）の日本国王咨文にみえる「成化十四年制書」は、一四七八年（成化十四）の憲宗勅諭二通を指すとされる（田中一九九五）。一四七五年（成化十一）の日本国王咨文に「成化五年伏奉制書」とあるので、これを踏まえて「制書」の語を使用したのかもしれない。「成化五年」の「制書」も一四六九年（成化五）の憲宗勅諭を指す可能性があるが、なぜ勅諭をわざわざ「制書」と置き換えたのか、あるいは制書と勅諭が同時に発出されたのか、なお検討を要しよう。

(7) 河上繁樹氏は、誥命に使用された織物は基本的に綾組織であるが、『大明会典』巻二百一・工部二十一・誥勅式様に「誥織用五色紵絲」とあることから、綾ではなく「紵絲」とみるべきであるとする（河上二〇一八）。

(8) 豊臣秀吉を日本国王に封じる神宗誥命（一五九五年）に文官一品が使用できる雲鶴文が使用されていること（第二章）、兵部劄付で「王」の語を「兵部」（正二

品衙門）の語よりも若干高く記していることも関係しよう。

(9) 「咨」を問投詞の「ああ」と読み、「咨爾」を「ああなんじ」という上位者からの呼びかけ文言と解すれば、まさに皇帝の言葉が伝えられたものとなり、本文書を咨文の一種とみることはできなくなる。ただし、この場合は、本文書の発信者名の部分（欽差経理朝鮮軍務都察院右僉都御史楊）が宙に浮くこととなり、文書の構造としては違和感が拭えない。仮に楊鐸の書簡とみるとしても、官文書様式の要素（年月日の記入方法、関防印の押印）と矛盾してしまう。それゆえ、咨文の一種とみなしておくが、決して咨文の典型例ではない。

(10) 楊鐸咨文については、二〇二〇年一月、台湾・何創時書法芸術基金にて原本を熟覧する機会を得た。これは二〇一九年度東京大学史料編纂所一般共同研究「史料編纂所所蔵明清中国公文書関係史料の比較研究」（研究代表者 渡辺美季）の一環として実施された調査である。熟覧を許された何国慶董事長に謝意を表する。

(11) たとえば、崇徳七年（一六四三）正月一日朝鮮国王仁祖表文、康熙十九年（一六八〇）九月三十日琉球国王尚貞表文など（いずれも台湾・中央研究院蔵）。中央研究院所蔵の清代外交文書については、二〇一八年十二月（橋本雄氏らの調査）同行と二〇二〇年一月（前掲東京大学史料編纂所一般共同研究）に原本を熟覧する機会を得た。熟覧にあたり多大なる便宜を図られた劉序楓氏に謝意を表する。

(12) 日本古文字学では、厚札・薄札という区分があるが、上行・平行・下行のような三分にあわせて、厚札・平札・薄札のように理解したほうが、東アジア比較古文字学と接合せやすいだろう。

(13) この点に関しては、別稿「古琉球期王権論」（国立歴史民俗博物館研究報告 二二六、二〇二一年刊行予定）において論じている。

参考文献

相田二郎 一九四九『日本の古文書』上（岩波書店）  
相田二郎 一九五一『日本の古文書』下（岩波書店）  
赤木崇敏 二〇一七『地方行政を仲介する文書たち』（同他共著）元典章が語ることに、大阪大学出版会）  
跡部 信 二〇一六『豊臣政権の権力構造と天皇』（戎光祥出版）  
荒木和憲 二〇〇六『一五・一六世紀の島津氏—琉球関係』（九州史学）一四三（三）  
荒木和憲 二〇〇八『文永七年二月日付大宰府守護所牒の復元』（年報大宰府学）二二  
荒木和憲 二〇一八『公印を日付のどこに押すのか』（国立歴史民俗博物館図録『日本の中世文書』）  
荒木和憲 二〇二〇『中世日本の往復外交文書』（小島道裕・田中大喜・荒木和憲編『古

- 文書の様式と国際比較』勉誠出版)
- 伊川健二 二〇〇七『大航海時代の東アジア』(吉川弘文館)
- 一瀬 智 二〇一七『朝鮮国告身文書』について』(『東風西声』一一)
- 異国日記研究会 一九八九『影印本異国日記』(東京美術)
- 石井正敏 二〇〇一『日本渤海関係史の研究』(吉川弘文館)
- 石井正敏 二〇一〇『貞治六年の高麗使と高麗牒状について』(『中央大学文学部紀要』史学五四、川越泰博・岡本真・近藤剛編『高麗・宋元と日本』(石井正敏著作集三、勉誠出版、二〇一七年)に再録)
- 伊藤幸司 二〇〇二『現存史料からみた日朝外交文書・書契』(九州史学)一三三)
- 岩生成一 一九七二『日本南方諸国往復書簡(補遺)』(『南島史学』一)
- 岩生成一 一九八六『文禄二年(一五九三) 呂宋長官あて豊臣秀吉の書翰について』(『古文書研究』二五)
- 植松 正 二〇一五『第二次日本遠征後の元・麗・日関係外交文書について』(『東方学報』九〇)
- 梅野初平 二〇〇〇『対馬の古文書について』(福岡地方史研究)三八)
- 大曾根章介・後藤昭雄・金原理校注 一九九二『本朝文粹』(新日本古典文学大系二七、岩波書店)
- 大野晃嗣 二〇一九『明朝と豊臣政権交渉の一駒』(『東洋史研究』七八―一二)
- 大庭 脩 一九九六『古代中世における日中関係史の研究』(同朋舎出版)
- 岡本 真 二〇〇七『外交文書よりみた14世紀後期高麗の対日本交渉』(佐藤信・藤田覚編『前近代の日本列島と朝鮮半島』山川出版社)
- 岡本 真 二〇一五『堺渡唐船』と戦国期の遣明船派遣』(『史学雑誌』一二四―一四)
- 岡本 真 二〇一七『龍集戊寅八月日付遣朝鮮国書について』(義堂の会編刊『空華日用工夫略集の周辺』)
- 勝峯月溪 一九三〇『古文書学概論』(目黒書店)
- 上白石実 二〇一〇『幕末期対外関係の研究』(吉川弘文館)
- 河上繁樹 二〇一八『織技から見た明代の詰勅』(小島二〇一八所収)
- 河上麻由子 二〇一九『古代日中関係史』(中央公論社)
- 川添昭二 一九九六『対外関係の史的展開』(文獻出版)
- 川西裕也 二〇一四『朝鮮中近世の公文書と国家』(九州大学出版会)
- 岸本美緒 二〇〇九『中國』の擡頭』(『東方学』一一八)
- 黒嶋 敏 二〇一四『中世の権力と列島』(高志書院)
- 小島浩之 二〇一五『勅諭・詰勅』(村井章介編集代表『日明関係史研究入門』勉誠出版)
- 小島浩之編 二〇一八『東アジア古文書学の構築』(東京大学経済学部資料室)
- 木村 拓 二〇〇七『17世紀前半朝鮮の対日本外交の姿容』(『史学雑誌』二六―三)
- 木村 拓 二〇一五『印章』(村井章介編集代表『日明関係史研究入門』勉誠出版)
- 近藤 剛 二〇一九『日本高麗関係史』(八木書店)
- 佐伯弘次 一九九四『室町前期の日琉関係と外交文書』(九州史学)一一)
- 坂上康俊 二〇〇四『勅命下達文書の比較研究』(『東アジアと日本』一)
- 佐藤進一 一九九六『新版古文書学入門』(法政大学出版局)
- 清水有子 二〇一九『豊臣期南蛮宛て国書の料紙・封式試論』(松方二〇一九)
- 末松保和 一九九六『高麗朝史と朝鮮朝史』(末松保和朝鮮史著作集三、吉川弘文館)
- 鈴木靖民・金子修一・石見清裕・浜田久美子編 二〇一四『訳註 日本古代の外交文書』(八木書店)
- 須田牧子 二〇一三『蔣洲咨文について』(『東京大学史料編纂所研究紀要』一二三)
- 須田牧子 二〇一七『原本調査から見る豊臣秀吉の冊封と陪臣への授職』(黒嶋敏・屋良健一郎編『琉球史料学の船出』勉誠出版、二〇一七年)
- 関 周一 一九九七『室町幕府の朝鮮外交』(阿部猛編『日本社会における王権と封建』東京堂出版)
- 高島晶彦 二〇一八『明代皇帝勅書の料紙について』(小島二〇一八所収)
- 高瀬弘一郎 一九九八『インド副王ドゥアルテ・デ・メネセスが豊臣秀吉に送った親書』(『流通経済学論集』三二―三三)
- 高橋公明 一九八二『外交文書、「書」・「咨」について』(『年報中世史研究』七)
- 高橋公明 二〇〇五『外交文書を異国牒状と呼ぶこと』(『文学』六一―六)
- 高良倉吉 一九八七『琉球王国の構造』(吉川弘文館)
- 田代和生 二〇〇七『朝鮮国書原本の所在と科学分析』(『朝鮮学報』二〇二)
- 田中健夫編 一九九五『善隣国宝記・新訂続善隣国宝記』(集英社)
- 田中健夫 一九九六『前近代の国際交流と外交文書』(吉川弘文館)
- 檀上 寛 二〇一三『明代海禁Ⅱ朝貢システムと華夷秩序』(京都大学出版会)
- 張東翼 二〇〇四『日本古中世高麗資料研究』(ソウル大学校出版部)
- 沈載錫 二〇〇一『高麗国王冊封研究』(ヘアン)
- 富田正弘 二〇一七『朝鮮国書料紙について』(『東京大学史料編纂所研究紀要』二七)
- 中西朝美 二〇〇五『五代北宋における国書の形成について』(九州大学東洋史論集)三三)
- 中野高行 一九八四『慰勞詔書に関する基礎的考察』(『古文書研究』二二三)
- 中野高行 一九八五『慰勞詔書の「結語」の変遷について』(『史学』五五―一)
- 西尾賢隆 二〇一五『表文』(村井章介編集代表『日明関係史研究入門』勉誠出版)
- 橋本 雄 一九九七『遣朝鮮国書』と幕府・五山』(『日本歴史』五八九)
- 橋本 雄 二〇〇五『中世日本の国際関係』(吉川弘文館)
- 橋本 雄 二〇〇八『日明勘合再考』(九州史学研究会編『境界からみた内と外』岩田書院)
- 橋本 雄 二〇一五『勘合・咨文』(村井章介編集代表『日明関係史研究入門』勉誠出版)
- 橋本 雄 二〇一八『徳川美術館所蔵「成祖永楽帝勅書」の基礎的考察』(小島二〇一八所収)

- 橋本 雄 二〇一九「別幅と誤解された国書」(松方二〇一九所収)  
蓮田隆志・米谷 均 二〇一九「近世日越通交の黎明」(『東南アジア研究』五六―二)  
濱地龍磨 二〇一七「古琉球期における「しより」(首里)の語句に関する一考察」  
(『七隈史学』一九)  
廣瀬憲雄 二〇一一「東アジアの国際秩序と古代日本」(吉川弘文館)  
廣瀬憲雄 二〇一七「外交文書と外交儀礼」(鈴木靖民他編『日本古代交流史入門』  
勉誠出版)  
廣瀬憲雄 二〇一八「古代日本と東部ユーラシアの国際関係」(勉誠出版)  
船田善之 二〇〇九「日本宛外交文書からみた大モンゴル国の文書形式の展開」(『史  
淵』一四六)  
藤田励夫 二〇一三「安南日越外交文書集成」(『東風西声』九)  
古松崇志 二〇一〇「契丹・宋間における外交文書としての牒」(『東方学報』八五)  
松方冬子 二〇一九「国書がむすぶ外交」(東京大学出版会)  
牧田諦亮 一九五五「策彦入明記の研究」(法蔵館、牧田諦亮著作集)五(臨川書店、  
二〇一六年)に再録)  
松田毅一 一九六七「近世初期日本関係南蛮史料の研究」(風間書房)  
丸山裕美子 一九九五「慰勞詔書・論事勅書の受容について」(『延喜式研究』一〇)  
村井章介 一九八八「アジアのなかの中世日本」(校倉書房)  
村井章介 二〇一一「古琉球をめぐる冊封関係と海域交流」(村井章介・三谷博編『琉  
球からみた世界史』山川出版社)  
村井章介 二〇一八「明代「冊封」の古文書学的検討」(『史学雑誌』一二七―一二)  
村上直次郎訳 一九二九「異国往復書翰集・増訂異国日記抄」(雄松堂)  
森平雅彦 二〇一三「モンゴル覇権下の高麗」(名古屋大学出版会)  
柳田利夫 一九八七「豊臣秀吉インド副王宛書簡案文について」(『ピブリア』八八)  
山崎覚士 二〇一九「瀬海之都」(汲古書院)  
山田崇仁 二〇〇九「書契考」(『中国古代史論叢』六)  
山田崇仁 二〇一三「統書契考」(『立命館白川静記念東洋文字文化研究所紀要』七)  
山田英雄 一九八七「日本古代史攷」(岩波書店)  
米谷 均 二〇〇二「文書様式論から見た六世紀の日朝往復書契」(『九州史学』三三)  
米谷 均 二〇一四「豊臣秀吉の「日本国玉冊封」の意義」(山本博文・曾根勇二・  
堀新編『豊臣政権の正体』柏書房)  
李福君 二〇一四「明代皇帝文書研究」(南開大学出版社)  
渡邊 誠 二〇一二「平安時代貿易管理制度史の研究」(思文閣出版)  
大阪城天守閣編 二〇一九「豊臣外交」(展覧会図録)  
九州国立博物館編 二〇一五「戦国大名」(展覧会図録)  
佐賀県立名護屋城博物館編 二〇〇七「秀吉と文禄・慶長の役」(展覧会図録)

中国国家博物館編 二〇〇六「中国国家博物館蔵文物研究叢書」明清檔案卷・明代(上  
海古籍出版社)

東京大学史料編纂所編 二〇一七「琉球王府発給文書の基礎的研究」

長崎県立対馬歴史民俗資料館編 一九九七「対馬と韓国の文化交流史展」(展覧会図録)

法政大学沖縄文化研究所 一九九八「琉球往復文書及関連史料」(一)

米沢市上杉博物館 二〇一六「米沢中納言上杉景勝」(展覧会図録)

雄山閣編刊 一九七九「日本古文書学講座」第6巻近世編I

雄山閣編刊 一九八一「日本古文書学講座」第5巻中世編II

#### 注記

本稿は科学研究費補助金(基盤研究(B)、16H03088)、および東京大学史料編纂  
所一般共同研究「史料編纂所蔵明清中国公文書研究」(二〇一九年度)の成果の  
一部でもある。なお、本稿脱稿後、「蕉堅稿」(国立国会図書館本)の裏表紙見返に  
「永楽二年十一月十日」の日付をもつ足利義満書契写が存在することを堀川貴司氏  
のご教示により知った。【表5】に追加すべき貴重な事例である。

(国立歴史民俗博物館研究部)

(二〇二〇年一月二七日受付、二〇二〇年七月六日審査終了)

表1 皇帝・天皇・国王文書（制・詔・勅）

No.	年	西暦	月	日	様式	発信者			受信者		冒頭句	結尾句	特記事項	典拠・所蔵等	
1		608			慰勞詔書	隋	煬帝	皇帝	倭国	推古天皇	倭皇	問	稍宣往意、并送物如別	「和王」(異国)	日本書紀、善隣国宝記、異国牒狀記
2		608			慰勞詔書	倭	推古天皇	東天皇	隋	煬帝	西皇帝	敬白	謹白不具	「東天王」(異国)	日本書紀、異国牒狀記
3		[671]			慰勞詔書	唐	高宗	大唐皇帝	倭国	天智天皇	日本国天皇	敬問			善隣国宝記、異国牒狀記
4		[672]			慰勞詔書	唐	高宗	大唐皇帝	倭国	天智天皇	倭王	敬問	—	函題による	善隣国宝記、異国牒狀記
5		706			慰勞詔書	日本	文武天皇	天皇	新羅	聖德王	新羅王	敬問	指宣往意、并寄王物如別		続日本紀
6		706			慰勞詔書	日本	文武天皇	天皇	新羅	聖德王	新羅国王	敬問	指宣往意、更不多及		続日本紀
7		720			勅書	唐	玄宗	大唐皇帝	日本	坂合部大分	日本国使衛尉寺少卿大分	「勅」			善隣国宝記
8		726			勅書	日本	聖武天皇	—	新羅	金順貞	伊浪金順貞	勅	—		続日本紀
9		728			慰勞詔書	日本	聖武天皇	天皇	渤海	大武芸	渤海郡王	敬問	想平安好		続日本紀、樞客便覧
10		735			論事勅書	唐	玄宗	—	日本	聖武天皇	日本国王主明榮美御德	勅	遣書指不多及		唐丞相曲江張先生文集
11		752			詔	日本	孝謙天皇		新羅	聖德王		—	口頭伝達カ		続日本紀
12		753			慰勞詔書	日本	孝謙天皇	天皇	渤海	大欽茂	渤海国王	敬問	指宣往意、并賜物如別		続日本紀、樞客便覧
13		759			慰勞詔書	日本	淳仁天皇	天皇	渤海	大欽茂	高麗国王	敬問	遣書指不多及		続日本紀、樞客便覧
14		772			慰勞詔書	日本	光仁天皇	天皇	渤海	大欽茂	高麗国王	敬問	指此示懷、并贈物如別		続日本紀、樞客便覧
15		777			慰勞詔書	日本	光仁天皇	天皇	渤海	大欽茂	渤海国王	敬問	想平安和		続日本紀、樞客便覧
16		780			慰勞詔書	日本	光仁天皇	天皇	新羅	惠恭王	新羅国王	敬問	遣書指不多及		続日本紀
17		796			慰勞詔書	日本	桓武天皇	天皇	渤海	大嵩璘	渤海国王	敬問	略此遣書、一二無委		類聚国史
18		798			慰勞詔書	日本	桓武天皇	天皇	渤海	大嵩璘	渤海国王	敬問	略此遣書、言無所悉	「并附信物、其数如別」	類聚国史
19		799			慰勞詔書	日本	桓武天皇	天皇	渤海	大昌泰	渤海国王	敬問	略此代懷、指不繁及	「并附信物、色目如別」	日本後紀
20		811			慰勞詔書	日本	嵯峨天皇	天皇	渤海	大元瑜	渤海国王	敬問	指此遣書、旨不多及		日本後紀
21		815			慰勞詔書	日本	嵯峨天皇	天皇	渤海	大言義	渤海王	敬問	略此還報、一二無委	「有少信物、色目如別」	日本後紀
22		816			慰勞詔書	日本	嵯峨天皇	天皇	渤海	大言義	渤海王	敬問	略此呈報、指不一二		類聚国史
23		820			慰勞詔書	日本	嵯峨天皇	天皇	渤海	大仁秀	渤海国王	敬問	略遣此不多及	「因還寄物、色目如別」	類聚国史
24		822			慰勞詔書	日本	嵯峨天皇	天皇	渤海	大仁秀	渤海国王	敬問	略此不悉		類聚国史
25		826			慰勞詔書	日本	淳和天皇	天皇	渤海	大仁秀	渤海国王	敬問	略此寄懷、不復煩云		類聚国史
26		842			慰勞詔書	日本	仁明天皇	天皇	渤海	大彝震	渤海国王	敬問	略此還答、指不多及	「附少国信、色目如別」	続日本後紀、樞客便覧
27		849			慰勞詔書	日本	仁明天皇	天皇	渤海	大彝震	渤海国王	敬問	略申往意、并寄王信物如別		続日本後紀、樞客便覧
28		859			慰勞詔書	日本	清和天皇	天皇	渤海	大虞晃	渤海国王	敬問	略此遣書、指無一二	「色目如別」	日本三代実録、樞客便覧
29		872			慰勞詔書	日本	清和天皇	天皇	渤海	大玄錫	渤海国王	敬問	略懷遣此、何必煩多		日本三代実録、樞客便覧
30		1283			詔諭	元	成祖	上天眷命皇帝	日本	—	日本国王	聖旨諭	詔示、想宜知悉	「宣諭日本国詔文」	善隣国宝記
31		1369			詔諭	明	太祖		日本	—	[日本国王]	惟王罔之	「以即位詔諭」「璽書」(実録)	太祖実録	
32		1370			詔諭	明	太祖		日本	[良懷]	[日本国王]	朕聞	王其戒之、以延爾嗣	「持詔諭」	太祖実録
33		1376			詔諭	明	太祖		日本	[良懷]	[日本国王]	惟王察之	「復詔諭曰」	太祖実録	
34		1380			詔諭	明	太祖		日本	—	[日本国王]	茲詔諭、想宜知悉	「諭日本国王詔」(文集、出契)、「詔諭日本国王」(実録)	明実録、高皇帝御製文集、異国出契	
35	建文4	1402	2	6	詔諭	明	建文帝	奉天承運皇帝	日本	足利義満	[日本国王]	詔曰	故茲詔諭、宜体眷懷		善隣国宝記、福照院閔白記
36		1402			詔諭	明	成祖		日本	足利義満				「以即位詔諭」	太宗実録
37	永楽1	1403	閏11	11	別幅	明	成祖		日本	日野康子	日本国王妃				大明別幅并两国勘合
38	永楽2	1404	12	2	勅諭	明	成祖	皇帝	日本	足利義満	日本国王源道義	勅諭	故勅		善隣国宝記

表1 皇帝・天皇・国王文書(制・詔・勅)

No.	年	西暦	月	日	様式	発信者			受信者		冒頭句	結尾句	特記事項	典拠・所蔵等	
39	永楽4	1406	1	16	勅諭	明	成祖	皇帝	日本	足利義満	日本国王源道義	勅諭	故諭	「璽書」「褒諭」(実録)	善隣国宝記, 太宗実録
40	永楽4	1406	1	16	勅書	明	成祖	—	日本	足利義満	日本国王源道義	勅	故勅		大明別幅并两国勘合
41	永楽4	1406	1	16	別幅	明	成祖	皇帝	日本	足利義満	日本国王源道義	頒賜			太祖実録, 大明別幅并两国勘合
42	永楽5	1407	5	25	勅書	明	成祖	—	日本	堅中主密・中立	日本国正使主密・副使中立	勅	故勅	「廣運之寶」	相国寺
43	永楽5	1407	5	26	勅諭	明	成祖	皇帝	日本	足利義満	日本国王源道義	勅諭	故諭		善隣国宝記
44	永楽5	1407	5	26	勅書	明	成祖	—	日本	足利義満	日本国王源道義	勅	故勅	「賜勅褒諭」(実録), 「廣運之寶」	徳川美術館, 太宗実録, 大明別幅并两国勘合
45	永楽5	1407	5	26	別幅	明	成祖	皇帝	日本	足利義満	日本国王	頒賜			大明別幅并两国勘合
46	永楽6	1408	12	16	勅書	明	成祖	—	日本	足利義持	日本国王源義持	勅	故勅	「遣使齋勅諭日本国王源義持曰」, 「廣運之寶」	侯爵浅野長動, 太宗実録
47	永楽6	1408	12	21	制書	明	成祖	奉天承運皇帝	日本	足利義持	—	制曰	—	祭文・弔文とセツト	善隣国宝記
48	永楽6	1408	12	21	勅書	明	成祖	—	日本	足利義持	日本国世子源義持	勅	故勅	弔文	善隣国宝記
49	永楽15	1417	11	1	勅諭	明	成祖	皇帝	日本	足利義持	日本国源義持(マ)	勅諭	故諭	永楽15年(実録), 永楽16年(修史)	修史為徴, 太宗実録
50	応永26	1419	7	20	告諭	日本	足利義持	征夷大將軍某	明	元容周頌	元容西堂	告	宜以此件款款説之		善隣国宝記
51		1432			勅諭	明	宣宗		日本	足利義教			爾其欵哉	「諭之勅曰」	宣宗実録
52	宣徳8	1433	6	6	勅諭	明	宣宗	皇帝	日本	龍室道淵	日本国使道淵	勅諭	故諭	「勅命之寶」	藤井齊成会, 善隣国宝記
53	宣徳8	1433	6	11	勅諭	明	宣宗	皇帝	日本	足利義教	日本国王源義教	勅諭	故諭		善隣国宝記, 宣宗実録
54	宣徳8	1433	6	11	別幅	明	宣宗	皇帝	日本	足利義教	日本国王, 王妃	頒賜	—		善隣国宝記, 大明別幅并两国勘合
55	宣徳8	1433	6	11	別幅	明	宣宗	皇帝	日本	足利義教・義教室	日本国王并王妃	特賜	—		善隣国宝記, 大明別幅并两国勘合
56	正統1	1436	2	4	勅諭	明	英宗	皇帝	日本	足利義教	日本国王源義教	勅諭	故諭		善隣国宝記, 英宗実録
57	正統1	1436	2	4	別幅	明	英宗	皇帝	日本	足利義教・義教室	日本国王, 王妃	頒賜	—		善隣国宝記, 大明別幅并两国勘合
58	景泰5	1454	1	9	勅諭	明	代宗	皇帝	日本	足利義政	日本国王源義成	勅諭	故諭		善隣国宝記
59	景泰5	1454	1	9	別幅	明	代宗	皇帝	日本	足利義政・義教室	日本国王, 王妃	給賜	—		善隣国宝記, 大明別幅并两国勘合
60		1469			勅諭	明	憲宗		日本	足利義政	(国王源義政)		故諭	「勅諭国王源義政曰」	憲宗実録
61	成化14	1478	2	9	勅諭	明	憲宗	皇帝	日本	足利義政	日本国王源義政	勅諭	故諭		続善隣国宝記
62	成化14	1478	2	9	勅諭	明	憲宗	皇帝	日本	足利義政	日本国王源義政	勅諭	故諭	給賜品併記	続善隣国宝記
63	成化21	1485	2	15	勅諭	明	憲宗	皇帝	日本	足利義政	日本国王源義政	勅諭	故諭	函題あり	続善隣国宝記
64	成化21	1485	3	19	勅諭	明	憲宗	皇帝	日本	足利義政	日本国王源義政	勅諭	故諭	給賜品併記	続善隣国宝記
65		1595			詔書	明	神宗	—	日本	豊臣秀吉	(日本国王平秀吉)		故茲昭示, 俾咸知悉	「詔封日本国王平秀吉曰」	江雲隨筆, 棗林雜俎
66	万曆23	1595	1	21	勅諭	明	神宗	皇帝	日本	豊臣秀吉	日本国王平秀吉	勅諭	故諭	「廣運之寶」	宮内庁書陵部

※「様式」欄の太字ゴチックは原本が現存する, または原本が写真で確認されることを示す。

※古代の慰勞詔書等の事例は, 基本的に「訳注日本古代の外交文書」所載の文書に拠った。

※中世の事例は, 録文が存在せず, 当該様式の文書が発信されたことがわかるのみの事例も採録した。「官職・身分授与文書」に相当するものは, 本表からは除き, 【表2】に掲出した。

※明皇帝の祭文・碑文は本表からは除いた。足利義持の告諭は, 便宜上, 本表に含めた。

表2 官職・品階等授与文書（告身・位記・誥命・箭付）

No.	年	西暦	月	日	様式	発信者	受信者	官職	散階	品階	冒頭句	結尾句	特記事項	典拠・所蔵等
1	元和1	806	1	28	告身	唐 [憲宗]	日本 高階遠成	試太子中允	中大夫	正五品上	勅	可依前件		朝野群載
2	延喜20	920	3	10	位記	日本 [醍醐天皇]	渤海 渤海国大使 信部少卿 従三位 裴璆	—	—	正三位	勅	可依前件、主者施行		朝野群載
3		1227			箭付カ	高麗	高麗 [承存]						「奉官符差来」	嘉祿三年高麗国 牒状写断簡及按文
4		1366			箭付	高麗 皇帝聖旨裏 征東行中書省	高麗 金凡貴・金龍	万戸・千戸	—	—	照得	合下仰照驗、依上施行、須議箭付者/右箭付差去万戸金凡貴・千戸金龍等准此	押字あり	醍醐寺報恩院文書、異国出契
5	永樂1	1403	11	17	制書 (誥命)	明 奉天承運皇帝(成祖)	日本 [足利義満]		[日本国王]	[正一品]	制曰	毋替朕命		善隣国宝記
6	永樂6	1408			詔書	明 [成祖]	日本 [足利義持]		[日本国王]	[正一品]			「遣使齋詔封義持嗣日本国王」	太宗実録
7	成化13	1477	9	17	告身	朝鮮 兵曹	対馬 弥□□ (早田弥□□)	虎賁衛司直	忠毅校尉	正五品	□□[奉教]	—	「兵曹之印」(年号第2字)、押字あり	早田家文書
8	成化18	1482	3		告身(官教)	朝鮮 [成宗]	対馬 皮古三甫羅 (早田彦三郎)	虎賁衛副護軍	宣略將軍	従四品	教旨	—	「朝鮮國王之印」(年号第2字)	個人、分類紀事大綱附録
9	弘治16	1503	3		告身	朝鮮 兵曹	対馬 皮古而羅 (早田彦次郎)	虎賁衛司猛	承義副尉	正八品	奉教	—	「兵曹之印」(年号第2字)、押字あり	個人、分類紀事大綱附録
10	嘉靖34	1555	5		告身(官教)	朝鮮 [明宗]	対馬 平長親 (松尾長親)	僉知中樞府事	折衝將軍	正三品堂上	教旨	—	「施命之寶」(年号第2字)	国史編纂委員会、分類紀事大綱附録
11	嘉靖34	1555	5		告身	朝鮮 兵曹	対馬 平松次 (松尾某)	虎賁衛司猛	承義副尉	正八品	奉教	—	「兵曹之印」(年号第2字)、押字あり	国史編纂委員会、分類紀事大綱附録
12	隆慶3	1569	8		告身	朝鮮 兵曹	対馬 信時羅 (小野新四郎)	虎賁衛司猛	承義副尉	正八品	奉教	—	「兵曹之印」(年号第2字)、押字あり	国史編纂委員会、分類紀事大綱附録
13	万曆22	1594	8	19	告身(官教)	朝鮮 [宣祖]	日本 萱島木兵衛	龍驤衛上議軍	折衝將軍	正三品堂下	教旨	—	「施命之寶」(年号第2字)、日付異筆	九州国立博物館
14	万曆23	1595	1	21	誥命	明 奉天承運皇帝(神宗)	日本 [豊臣秀吉]	—	日本国王	正一品	制曰	欽哉	「制誥之寶」(年号第1字)	大阪歴史博物館
15	万曆23	1595	2	4	箭付	明 兵部	日本 豊臣景勝 (上杉景勝)	都督同知	—	従一品	為欽奉聖諭事、照得	須至箭付者、右箭付都督同知豊臣景勝准此	官印(年数)、「箭付」摺書、押字あり、日付朱書	上杉神社
16	万曆23	1595	2	4	箭付	明 兵部	日本 豊臣輝元 (毛利輝元)	都督同知	—	従一品	為欽奉聖諭事、照得	須至箭付者、右箭付都督同知豊臣輝元准此	官印(年数)、「箭付」摺書、押字あり、日付朱書	毛利博物館
17	万曆23	1595	2	4	箭付	明 兵部	日本 豊臣玄以 (前田玄以)	都督僉事	—	正二品	為欽奉聖諭事、照得	須至箭付者、右箭付都督同知豊臣玄以准此	官印(年数)、「箭付」摺書、押字あり、日付朱書	東京大学史料編纂所
18	万曆23	1595	2	4	箭付	明 兵部	日本 景轍支蘇	日本本光禪師	—	—	為欽奉聖諭事、照得	須至箭付者、右箭付日本本光禪師支蘇准此	官印(年数)、「箭付」大字、押字あり、日付朱書	松浦史料博物館、仙果稿
19	万曆23	1595	2		箭付	明 兵部	日本 豊臣隆景 (小早川隆景)	都督同知	—	従一品	為欽奉聖諭事、照得	須至箭付者、右箭付都督同知豊臣隆景准此		小早川家文書
20	万曆25	1597	1		告身	朝鮮 兵曹	対馬 信時老 (小野新四郎)	龍驤衛司直	果毅校尉	正五品	奉教	—	「兵曹之印」(年号第2字)、押字あり	長崎県対馬歴史研究センター、分類紀事大綱附録
21	万曆41	1613	8		告身(官教)	朝鮮 [光海君]	対馬 馬堂古羅 (武田又五郎)	虎賁衛護軍	昭義將軍	正四品	教旨	—	「施命之寶」(年号第2字)	武田家文書
22	万曆43	1615	7		告身(官教)	朝鮮 [光海君]	対馬 馬堂古羅 (武田又五郎)	僉知中樞府事	折衝將軍	正三品堂下	教旨	—	「施命之寶」(年号第2字)、授職事由の追記あり	武田家文書
23	天啓3	1623	10		告身	朝鮮 兵曹	対馬 倭人平信時 (小野新四郎)	虎賁衛副司猛	修義副尉	従八品	奉教	—	「兵曹之印」(年号第2字)、押字あり、授職事由の追記あり	長崎県対馬歴史研究センター、分類紀事大綱附録
24	崇禎1	1628	12		告身	朝鮮 兵曹	対馬 差倭平智吉	龍驤衛副司猛	修義副尉	従八品	奉教	—	押字あり	分類紀事大綱附録

※様式の観点からは「皇帝・天皇・国王文書」または「官文書」に分類すべきところであるが、官職・品階等の授与という機能に着目して作成した表である。  
 ※明代の文書については、原本・模本および録文が存在するもののみを本表に含めた。  
 ※「様式」欄の太字ゴシックは原本が現存することを示す。告身については、近世初期のものも本表に含めた。

表3 官文書（牒・咨）

No.	年号	干支	西曆	月	日	様式	発信者	受信者	冒頭句	結尾句	特記事項	典拠・所蔵等
1			759			牒	渤海 [渤海国中台省]	日本 [日本国太政官]				続日本紀, 檉客便覧
2			836			牒	新羅 新羅国執事省	日本 日本国太政官	牒	奉判准状、牒太政官、 請垂詳悉者		続日本後紀
3	咸和11	—	841	閏9	25	牒	渤海 渤海国中台省	日本 日本国太政官	牒上	准状牒上日本国太政 官者、謹録牒上、謹牒		壬生家文書, 続日本後 紀, 檉客便覧
4			842			牒	日本 日本国太政官	渤海 渤海国中台省	牒	准勅牒送、牒到准状、 故牒		続日本後紀, 檉客便覧
5			848			牒	渤海 渤海国中台省	日本 日本国太政官	牒	准状、牒上日本国太 政官者、謹録牒上、 謹牒		続日本後紀, 檉客便覧
6			849			牒	日本 日本国太政官	渤海 渤海国中台省	牒	今以状牒、々至准状、 故牒		続日本後紀
7			858			牒	渤海 [渤海国中台省]	日本 [日本国太政官]	牒	准状牒上日本国太政 官者、謹録牒上、謹 牒		日本三代実録, 檉客便 覧
8			859			牒	日本 [日本国太政官]	渤海 [渤海国中台省]		今以状牒、々至准状、 故牒		日本三代実録, 檉客便 覧
9			871			牒	渤海 [渤海国中台省]	日本 [日本国太政官]	牒	宜准状牒上日本国太 政官者、謹録牒上、 謹牒		日本三代実録, 檉客便 覧
10			872			牒	日本 日本国太政官	渤海 渤海国中台省	牒	今以状牒、牒到准状、 故牒		日本三代実録, 檉客便 覧
11			876	[9]	[13]	牒	渤海 渤海国中台省	日本 日本国太政官	牒	宜准状、牒上日本国 太政官者、謹録牒上、 謹牒		日本三代実録
12	元慶1	—	877	6	18	牒	日本 日本国太政官	渤海 渤海国中台省	牒	牒到准状、故牒		都氏文集
13			892			牒	日本 [日本国太政官]	渤海 [渤海国中台省]	牒	今以状牒、牒到准状、 故牒		本朝文粹
14			[907]			牒	新羅	日本				異国牒状記
15			[907]			「牒」	日本 [日本国大宰府]	新羅			「返状」	異国牒状記
16	延喜					牒	日本 [日本国太政官]	新羅 [新羅国執事省]	牒	今以状牒、牒到准状、 故牒		本朝文粹
17			919			牒	渤海 [渤海国中台省]	日本 [日本国太政官]				貞信公記, 日本紀略
18			920			牒	日本 [日本国太政官]	渤海 [渤海国中台省]				日本紀略
19			929			牒	日本 [日本国大宰府]	後百濟 甄萱			「大宰牒」	扶桑略記
20			929			牒	日本 [日本国对馬島]	後百濟 甄萱			「对馬牒」	扶桑略記
21			937			牒	高麗	日本				日本紀略
22			939			牒	高麗	日本				貞信公記
23			939			牒	日本 [日本国大宰府]	高麗 [高麗国広評省]				日本紀略
24			940			牒	高麗	日本				貞信公記
25			945			牒	呉越	日本				本朝世紀, 玉葉
26			945			牒	日本 [日本国大宰府]	呉越			「西府」の「返牒」	玉葉
27			972			牒	高麗	日本				百鍊抄
28	[至道1]		995	[4]		牒	北宋	日本				本朝文粹, 東寺王代 記, 仁寿鏡
29			995			牒	日本 日本国天台座主阿 闍梨僧正法印大 和尚位覚慶	北宋 大宋国杭州奉先 寺伝天台智者教 講經論和尚		今以状牒、牒到准状、 故牒		本朝文粹, 東寺王代 記, 仁寿鏡
30			997			牒	高麗	日本 [日本国]			「高麗国啓牒」(小右 記)	小右記, 百鍊抄, 師守 記, 異国牒状記
31			997			牒	高麗	日本 [对馬島司]				小右記
32			997			牒	高麗	日本 [对馬島]				小右記
33			1015			牒	北宋 太[大]宋国天台	日本 日本国天台延暦寺				小右記
34			1015			牒	日本	北宋 [大宋国天台]			2 通あり	御堂閔白記, 小右記
35			1019			牒	高麗 [安東都護府]	日本 [对馬島]				小右記, 左経記, 異国 牒状記
36			1020			牒	日本 [日本国大宰府]	高麗				左経記, 異国牒状記, 日本紀略, 百鍊抄
37			1051			牒	高麗	日本				異国牒状記, 百鍊抄
38			1051			牒	日本 [日本国大宰府]	高麗 [金州]				水左記, 異国牒状記



表3 官文書（牒・咨）

No.	年号	干支	西暦	月	日	様式	発信者	受信者	冒頭句	結尾句	特記事項	典拠・所蔵等	
39			1073			牒	北宋 奉国軍	日本				参天台五台山記	
40			1077			牒	北宋 [大宋国明州]	日本 日本国大宰府令 藤原経平				宋史、帥記、扶桑略記、善隣国宝記	
41		己未	1079	11		牒	高麗 高麗国礼賓省	日本 大日本国大宰府	牒	謹牒、牒	3名連名	朝野群載、水左記	
42			[1079]			牒	高麗 [高麗国広評省]	日本				水左記	
43	承暦 4		1080			牒	日本 日本国太[大] 宰府	高麗 高麗国礼賓省	牒	今以状牒、牒到准状、故牒	[彼国牒状多有三通(帥記)]	朝野群載、本朝統文粹、帥記、百練抄	
44	元豊 3		1080			牒	北宋 大宋国明州	日本 日本国				善隣国宝記	
45			1080			牒	北宋 太宗 [宋] 国明州	日本 日本国大宰府	牒			異国牒状記、水左記、帥記	
46	元豊 4 一		1081	6	2	牒	北宋 大宋国明州	日本 日本国	牒	謹牒、牒	4名連名、「錦袋」	帥記、水左記、百練抄	
47			1082			牒	日本 [日本国大宰府]	北宋 [大宋国明州]				[「入木函以五色漆封之」]	百練抄
48			1097			牒	北宋 大宋国明州	日本 大宰府				異国牒状記、帥守記	
49			[1097]			牒	日本 [日本国大宰府]	北宋 [大宋国明州]				[「勅宣のよしをのせず、宰府私の牒のよしなり」(異国)]	異国牒状記、帥守記
50			1116			牒	北宋	日本				百練抄	
51			1117			牒	北宋 大宋国明州	日本				帥守記、歴代皇紀、百練抄	
52			1118			牒	北宋 知明州軍州事	日本				異国牒状記	
53			1121			牒	北宋	日本				百練抄	
54						牒	高麗 [東南海部署]	日本 [対馬島]				[「公文」]	李文鐸墓誌
55			1172			牒	南宋 大宋国明州沿海制置使司	日本 日本国太政大臣(平清盛)	牒			玉葉、帥守記	
56			1172			別幅	南宋	日本 [後白河法皇]				[「送文」「注文」「賜日本国王物色」]	玉葉
57			1172			別幅	南宋 [明州沿海制置使司]	日本 [平清盛]				[「送文」「注文」「送太政大臣物色」]	玉葉
58			1173	[3]		牒	日本 日本国沙門静海(平清盛)	南宋 大宋国明州沿海制置使司王	牒			玉葉、帥守記、異国牒状記、百練抄	
59			1173			牒	南宋 [明州沿海制置使司]	日本 [平清盛]			数通あり	帥守記	
60			1174			牒	日本 [平清盛]	南宋 [明州沿海制置使司]				帥守記	
61	泰和 6 一		1206	2		牒	高麗 高麗国金州防禦使	日本 日本国対馬嶋	牒	須牒、牒	押印(「牒」字、日付)	平戸記	
62			1206	[2]		別幅	高麗 [金州防禦使]	日本 [対馬嶋]	牒後還送進奉物目	原	押印カ(「原」字)	平戸記	
63		丁亥	1227	2		牒	高麗 高麗国全羅州道按察使	日本 日本国惣官大宰府	牒	須牒日本国惣官謹牒、牒	押印(「牒」字、日付)	吾妻鏡、嘉禄三年高麗国牒状写断簡及按文、百練抄、皇帝紀抄、鎌倉年代記裏書	
64			[1233]			牒	高麗	日本				異国牒状記	
65			1234			牒	日本 [大宰府]	高麗				異国牒状記	
66			1240			牒	高麗	日本				異国牒状記、平戸記、百練抄	
67			1240			牒	日本	高麗			[「將軍の私返牒」、廢案]	異国牒状記	
68			1263			牒	高麗	日本 [日本国]				高麗史、青方文書	
69			1267			牒	高麗	日本				深心院閔白記、外記日記、帥守記、異国牒状記、鎌倉年代記裏書、一代要記、五代帝王物語など	
70			1269			牒	蒙古 大蒙古国皇帝洪福[廕] 裏中書省	日本 日本国王殿下	牒	謹牒、牒	封に「牒報」(異国出契)	異国出契、帥守記、異国牒状記、蒙古来使記録、仁寿鏡、鎌倉年代記裏書など	
71	至元 6 己巳		1269	8		牒	高麗 高麗国慶尚道按察使	日本 日本国太[大] 宰府守護所	牒	須謹牒、牒		異国出契、帥守記、異国牒状記、蒙古来使記録、仁寿鏡、鎌倉年代記裏書など	
72	文永 7 一		1270	1		牒	日本 日本国太政官	元 蒙古国中書省	牒	故牒		異国出契、本朝文集	
73			1270			牒	日本 日本国太[大] 宰府守護所	高麗 高麗国晋安東道按察使	牒	故牒、牒		異国出契、本朝文集	
74			1271			「牒」	高麗 (三別抄)	日本				吉統記、異国牒状不審条々	

表3 官文書（牒・咨）

No.	年号	干支	西暦	月	日	様式	発信者	受信者	冒頭句	結尾句	特記事項	典拠・所蔵等
75			1271			「牒」元		日本 (日本国王)			「牒状」「書簡」「書翰」(祖書)	吉統記, 異国牒状記, 鎌倉年代記裏書, 五代帝王物語, 祖書証議論など
76			1271			「牒」高麗		日本				鎌倉年代記裏書, 関東評定衆伝
77			1275			「牒」元		日本				師守記, 異国牒状記, 鎌倉年代記裏書, 関東評定衆伝
78			1279			「牒」元	(大元將軍夏貴・范文虎)	日本 (日本帝王)			「大函」(師守記), 「亡宋旧臣」「日本帝王」(勘仲記)	師守記, 異国牒状記, 勘仲記, 鎌倉年代記裏書, 関東評定衆伝
79			1292			「牒」元		日本				鎌倉年代記裏書, 師守記
80			1366			咨文 高麗	皇帝聖旨裏征東行中書省	日本 日本国	照得	右□(咨) 日本国謹啓(報恩院), 須至咨者、右□(咨) 日本国、伏請照驗、謹咨(出契)	4名の押字あり, 贈品併記	醍醐寺報恩院文書, 異国出契
81	洪武3	—	1370	3	25	咨文 明	中書省	日本 日本国王	—	令[合] 行移咨、請照驗施行、右咨日本国王	表題「大明皇帝書」	明国書并明使仲獻無逸尺牘, 修史為徵
82			1374			「符」明	礼部	日本 氏久(島津氏久)			「符下」	太祖実録
83			1375			咨文 高麗		日本			「齋咨」(高麗史), 「高麗国牒状」(後深心院)	高麗史, 後深心院閔白記
84			1377			咨文 高麗		日本			「書」[岡本 2007]	高麗史
85	宣徳9	—	1434	8	23	咨文 日本	日本国	明 礼部	為恩事	須到咨者、右咨礼部咨		善隣国宝記, 異国出契, 大明別幅并两国勘合
86	景泰2	—	1451	8		咨文 日本	日本国	明 礼部	為朝貢事	須到咨者、右咨礼部咨		善隣国宝記, 異国出契, 大明別幅并两国勘合, 外国書簡
87	景泰5	—	1454	2	18	咨文 明	大明礼部	日本 日本国	為公務事	須至咨者、右咨日本国、咨	印廓あり(年号第2字), 「咨」大書・押字あり	善隣国宝記, 異国出契, 大明別幅并两国勘合, 外国書簡
88	天順8	—	1464	8	13	別幅咨文 日本	日本国	明 礼部	—	右咨礼部、咨		善隣国宝記, 異国出契, 大明別幅并两国勘合, 外国書簡
89	成化11	—	1475	8	28	咨文 日本	日本国	明 礼部	—	謹録奏上、伏望兪咨、右咨礼部、咨	印廓(年号第一字), 「咨」(大字書之)(善隣・蔭涼軒)	善隣国宝記, 蔭涼軒日録
90	成化19	癸卯	1483	3		咨文 日本	日本国臣源義政(ママ)	明 礼部	—	謹録奏上、兪咨惟望、右咨礼部、咨	印廓(咨字直下), 「日本国王之印」(御印或在咨字上)(蔭涼軒)	善隣国宝記, 蔭涼軒日録
91	嘉靖6	辛亥	1527	8		咨文 日本	日本国王臣源義晴	明 礼部	—	右咨礼部、咨		幻雲文集
92	嘉靖18	—	1539	10	7	咨文 日本	日本国王臣源義晴	明 礼部	—	右咨礼部		活套
93	嘉靖35	—	1556	11	3	咨文 明	大明副使蔣(蔣洲)	日本 日本国対馬島(宗義調)	—	須至咨者、右咨日本国対馬島、咨		東京大学史料編纂所
94	万曆25	—	1597	5	16	咨文 明	欽差經理朝鮮軍務都察院右僉都御使楊(楊鎬)	日本 平秀吉(豊臣秀吉)	咨	—	圈点あり	台湾・何創時書法芸術基金
95	乾隆16	—	1751	6	1	咨文 清	福建泉州府廈門海防庁	日本 日本国王	為知事	須至咨者、右咨日本国王	方印(年数), 封函あり	従廈門寧波来書同回咨
96	宝暦2	壬申	1752	2	28	咨文 日本	長崎鎮府(長崎奉行)	清 福建泉州府廈門	為復書移咨事	須至回咨者、右復大清福建泉州府廈門海防庁許爺	方印(年数), 封函あり	従廈門寧波来書同回咨

※年月日は基本的に文書の作成年月日を示す。ただし、詳細未詳の文書は作成年または接受年の西暦のみを示した場合もある。  
 ※「様式」欄の太字ゴシックは原本が現存することを示す。様式としての牒であるか否かが未詳である場合は、便宜上、「牒」と記して本表に含めた。「符」についても、便宜上、本表に含めた。  
 ※古代の牒の事例は、基本的に『訳注日本古代の外交文書』に拠った。  
 ※便宜上、日清間で往復した咨文も本表に含めた。

表4 皇帝・天皇への上行文書（表・奏・啓）

No.	年	干支	西暦	月	日	様式	発信者	受信者	冒頭句	結尾句	特記事項	典拠
1			478			上表	武	宋 順帝				宋書
2			728			啓	渤海 武芸 (大武芸)	日本 聖武天皇	—	啓	—	続日本紀, 嵯客便覧
3			739			啓	渤海 欽茂 (大欽茂)	日本 聖武天皇	—	啓	—	続日本紀, 嵯客便覧
4			752			奏	新羅 新羅国王 (景德王)	日本 孝謙天皇	日本照臨天皇朝廷	言	謹以申聞	新羅使金泰廉の口頭による奏
5			752			啓	渤海 渤海王 (大欽茂)	日本 孝謙天皇	日本照臨聖天朝	言		続日本紀, 嵯客便覧
6			796			啓	渤海 [大嵩璘]	日本 桓武天皇	—	—	荒迷不次	「其少土物、具在別状」
7			796			啓	渤海 [大嵩璘]	日本 桓武天皇	—	—	荒迷不次、孤孫大嵩璘頓首	告喪啓
8			796			啓	渤海 嵩璘 (大嵩璘)	日本 桓武天皇	—	啓	—	「奉付土物、具在別状」
9			798			啓	渤海 嵩璘 (大嵩璘)	日本 桓武天皇	—	啓	—	「奉附進物、具在別状」
10			799			啓	渤海 嵩璘 (大嵩璘)	日本 桓武天皇	—	啓	—	「奉附輕賚、具在別状」
11			810			啓	渤海 [大元瑜]	日本 嵯峨天皇	—	—	—	「兼上土物、具在別録」
12			819			啓	渤海 仁秀 (大仁秀)	日本 嵯峨天皇	—	啓	謹奉啓	「有少土物、謹録別状」
13			821			啓	渤海 仁秀 (大仁秀)	日本 嵯峨天皇	—	啓	謹奉啓	「奉少土毛、謹録別紙」
14			[841]			啓	渤海 渤海国王大彝震	日本 仁明天皇	—	啓	奉啓	続日本後紀, 嵯客便覧
15			[841]			(別状)	渤海 [大彝震]	日本 仁明天皇	—	—	—	「啓状」に対する「別状」
16			848			啓	渤海 彝震 (大彝震)	日本 仁明天皇	—	啓	謹差…奉啓、不宜謹啓	「謹備土物、随使奉附、在於後紙」
17			858			啓	渤海 虔見 (大虔見)	日本 清和天皇	—	啓	謹差…奉啓、不宜謹啓	日本三代実録, 嵯客便覧
18			871			啓	渤海 玄錫 (大玄錫)	日本 清和天皇	—	啓	謹差…、謹奉啓起居、不宜謹啓	日本三代実録, 嵯客便覧
19			876			啓	渤海 玄錫 (大玄錫)	日本 清和天皇	—	啓	謹奉啓起居、不宜謹啓 (状)	「不宜謹状」[廣瀬 2018]
20			908			啓	渤海	日本 醍醐天皇				貞信公記
21			919			啓	渤海	日本 醍醐天皇				貞信公記, 日本紀略
22			930			怠状	渤海 裴璆ほか	東丹国入朝使裴璆等	—	—	解申 裴璆等誠惶誠恐謹言	本朝文粹
23	至元 4	—	1267	9		啓	高麗 高麗国王王禎 (元宗)	日本 日本国王	日本国王 左右	右啓	拜覆	東大寺尊勝院文書, 異国出契
24			1268	1		啓	高麗 高麗国信使…潘阜、書状官…李仁挺	日本 明府閣下		啓	不宜拜覆	東大寺尊勝院文書
25			1371			表箋	日本 日本国王良懷	明 太祖				太祖実録
26			1374			表	日本 志布志嶋津越後守臣氏久	明 太祖				太祖実録
27			1376			表	日本 日本国王良懷	明 太祖				太祖実録
28			1379			表	日本 日本国王良懷	明 太祖				太祖実録
29			1380			「上言」	日本 [日本国王良懷]	明 太祖	—	臣聞	惟上国因之	「表」の語なし
30			1386			表	日本 日本国王良懷	明 太祖				太祖実録
31			1402			表	日本 日本国臣源一 (足利義満)	明 成祖	—	表	謹具表聞	善隣国宝記, 太祖実録
32			1404			表	日本 日本国王源道義 (足利義満)	明 成祖				太宗実録
33			1404			表	日本 日本国王源道義 (足利義満)	明 成祖				「賀冊立皇太子」
34			1405			表	日本 日本国王源道義 (足利義満)	明 成祖				太宗実録
35			1410			表	日本 日本国王源義持 (足利義持)	明 成祖				「謝賜父諡及命襲爵恩」
36			1418			表	日本 (国王源義持)	明 成祖				「謝罪」
37	宣徳 7	—	1432	8	10	表	日本 日本国臣 (ママ) 源義教 (足利義教)	明 宣宗		誠恐誠惶稽首頓首百拜謹表	謹具表…齋奉以聞、臣義教稽首頓首	善隣国宝記, 東海瑠華集, 宣宗実録
38	[宣徳 9]		1434	[8]	[23]	表	日本 [足利義教]	明 宣宗				善隣国宝記, 東海瑠華集

表4 皇帝・天皇への上行文書（表・奏・啓）

No.	年	干支	西暦	月	日	様式	発信者		受信者			冒頭句	結尾句	特記事項	典拠
39	景泰 2	辛未	1451	8		表	日本	日本国王臣源義成（足利義政）	明	代宗	—	—		謹奉表以聞、臣源義成誠惶誠恐頓首頓首謹言、上表	善隣国宝記、異国出契、外国書簡
40			1465			表	日本	[足利義政]	明	憲宗	—	—	謹表以聞	「體信達順」印あり（寛入力）	善隣国宝記
41			1468			表	日本	[足利義政]	明	憲宗					憲宗実録
42	成化 11	乙未	1475	8	28	表	日本	日本国王臣源義政（足利義政）	明	憲宗	大明皇帝陛下	上表	謹表以聞、臣源義政誠惶誠恐頓首謹言	日本国王印（諱上）	善隣国宝記、菘涼軒日録、補庵京華集
43	成化 19	癸卯	1483	3		表	日本	日本国王臣義政	明	憲宗		言	謹表以聞、臣源義政誠惶誠恐頓首頓首謹言	「已前御印搭年号之上」（補庵）	善隣国宝記、補庵京華集、憲宗実録
44	弘治 19	丙寅	1506	1	11	表	日本	日本国王臣源義澄（足利義澄）	明	孝宗	—	言	謹具表以聞、臣源義澄誠惶誠恐頓首頓首謹言		続善隣国宝記
45	嘉靖 6	丁亥	1527	8		表	日本	日本国王臣源義晴（足利義晴）	明	世宗	—	—	謹表以聞、臣源義晴誠惶誠恐頓首謹言		幻雲文集
46	嘉靖 18	己亥	1539	10	7	表	日本	日本国王臣源義晴	明	世宗	—	—	謹表以聞、臣源義晴誠惶誠恐頓首謹言		活套
47			1593			表▲	日本	[豊臣秀吉]	明	神宗					宣祖実録、神宗実録
48			1596			奏▲	日本	[豊臣秀吉]	明	神宗					宣祖実録、神宗実録

※古代の啓については、基本的に『訳注日本古代の外交文書』に拠った。  
 ※明皇帝宛の表文については、『明実録』等に「奉表」「上表」のように示されるのみの事例も本表に含めた。  
 ※便宜上、表・奏・啓以外の様式の上行文書も本表に含めた。  
 ※年月日は基本的に文書の作成年月日を示す。ただし、詳細未詳の文書は作成年または接受年の西暦のみを示した場合もある。  
 ※「様式」欄の「▲」は同時代的に作成された偽書であることを示す。

表5 私文書（書簡・書契）

No.	年	干支	西暦	月	日	様式	発信者		受信者		冒頭句	結尾句	特記事項	典拠・所蔵等	
1			607			書簡	日本	推古天皇	日出処天子	隋	煬帝	日没処天子	致書		隋書
2			[705]			書簡	唐	則天武后	皇帝	日本	文武天皇	[日本国王]	[致書]		異国牒状記
3			[720]			書簡	唐	玄宗	皇帝	日本	元正天皇	日本国王	敬到 [致]書		善隣国宝記, 異国牒状記
4			777			「書」	日本			渤海				弔喪書	続日本紀
5	延喜 8		908	5	2	書状	日本	宇多法皇	日本国栖鶴洞居士無名	渤海	裴頌	裴公足下	—	謹状	本朝文粹
6			929			「書状」	後百済	甄萱		日本		大宰府司			「送大宰府司書状」 扶桑略記
7			929			「書」	後百済	甄萱		日本	坂上経国				「送嶋守坂上経国書」 扶桑略記
8			929			書状	日本		(大宰大式)	後百済					「大式書」 扶桑略記
9			929			書状	日本	坂上経国	(対馬守)	後百済					「対馬守書」 扶桑略記
10			[945]			「返牒」	日本	藤原忠平	(左大臣)	呉越		(大唐)			書状カ 玉葉
11			[945]			「返牒」	日本	藤原仲平	(右大臣)	呉越		(大唐)			書状カ 玉葉
12	天曆 1		947	閏 7	27	書状	日本	藤原実頼	日本国左大臣藤原朝臣	呉越		呉越王殿下謹空	不宣謹言		本朝文粹
13	[天曆1]		[947]	[閏7]	[27]	[別幅]	日本	[藤原実頼]		呉越		[呉越王]	謹状		本朝文粹
14	天曆 7		953	7		書状	日本	藤原師輔	日本国右大臣藤原朝臣	呉越	銭弘俶	[呉越王]	謹状, 謹言		本朝文粹
15			1073			書簡カ	北宋	神宗	(大宋皇帝)	日本					「大宋皇帝志送日本御筆文書」 参天台五台山記
16			1076			書簡カ	日本			北宋	(大宋国皇帝)				「大宋国皇帝之返信定」 扶桑略記
17			1083			書簡カ	北宋	徽宗		日本					「大宋国皇帝返書定」 歴代皇紀
18			[1117]			「書」	北宋	徽宗		日本					善隣国宝記
19	至元 3		1266	8		書簡	元	成祖	上天眷命大蒙古国皇帝	日本		日本国王	奉書	王其國之、不宣	「蒙古国牒状」(尊勝院) 東大寺尊勝院文書, 異国出契, 善隣国宝記, 仁寿鏡
20	至元 8		1271	9	25	書簡	元	趙良弼	大蒙古国皇帝差来国信使趙良弼	日本			—	—	東福寺文書
21			1275			書簡	元	成祖	[上天眷命] 大元皇帝	日本		日本国王	致書	不宣白	「国書」 元文類
22			1292			書簡	高麗	忠烈王	皇帝福廕裏特進上柱国開府儀同三司駙馬高麗国王王暉	日本		日本国王殿下	謹奉書		「高麗牒状」(異国牒状記) 称名寺文書, 異国牒状記
23	大德 3		1299	3		書簡	元	成宗	上天眷命大元皇帝	日本		日本国王	致書	王其審因之、不宣	「大德元年」(称名寺) は誤り 称名寺文書, 元史, 元朝典故編年考
24			1367			書簡	日本	春屋妙葩	僧録	高麗					「高麗回書」(善隣), 「高麗消息」(鹿王院) 善隣国宝記, 鹿王院文書
25	洪武 5		1372	9	1	書簡	明	無逸克勤	瓦官克勤	日本	尊道親王	延暦堂上座大和尚侍者	致書	—	封上書あり(修史) 善隣国宝記, 明国書并明使仲猷無逸尺牘, 隣交徴書, 修史為徴
26			1372			書簡	明	仲猷祖闡・無逸克勤	天寧祖闡・瓦官克勤	日本		天龍方丈和尚侍者	致書	不宣	明国書并明使仲猷無逸尺牘, 修史為徴
27			1373			書簡	日本	春屋妙葩	前僧録中興天龍資聖禪寺住持比丘春屋妙葩和南	明	趙秩	大明天使松雪余芳王孫趙別駕館下	上		雲門一曲
28			1373			書簡	日本	春屋妙葩	丹丘芥室叟妙葩	明	朱本	大明天使朱君掌下館下	上		雲門一曲
29			1373	10	7	書簡	明	趙秩	客防侍生趙秩	日本	春屋妙葩	芥室大善知識雲門禪隱大德和尚	皇[惶]恐稽首九拜和南上覆	再拜	「謹封」(封上書) 雲門一曲
30			1373	10	7	書簡	明	朱本	四明朱本	日本	春屋妙葩	芥室禪師大和尚	頓首百拜奉復	不具備、百拜奉復	「謹封」(封上書) 雲門一曲
31			1374			「書」	日本	足利義満		明	中書省				「国臣之書」 太祖実録
32			1377			「書」	日本	徳叟周佐	(僧周佐)	高麗					「寄書」 高麗史, 高麗史節要
33			1377			「書」	日本	今川了俊		高麗					「献書幣」 陶隱集
34			1378			「書」	高麗			日本	今川了俊		其益因之		「書」 高麗史
35			1380			書簡	日本	足利義満	(征夷將軍源義満)	明	胡惟庸	(丞相)	[奉書]		「泰丞相書」(実録), 「洪武十二[三]年將軍復奉書肆侮」(礼部) 太祖実録, 礼部志稿

表5 私文書（書簡・書契）

No.	年	干支	西曆	月	日	樣式	発信者			受信者			冒頭句	結尾句	特記事項	典拠・所藏等
36			1381			書簡	明	礼部尚書	大明礼部尚書	日本	(懷良親王)	日本国王	致意	王其審之	「移書」	太祖実録, 礼部志稿, 異国出契
37			1381			書簡	明	礼部尚書	大明礼部尚書	日本	足利義滿	日本征夷 [大] 將軍	致意	將軍審之	「移書」	太祖実録, 礼部志稿, 異国出契
38			1391			書翰	日本	今川了俊	(日本九州節度使源了俊 [俊])	高麗	[中書門下侍中]	(侍中)	[上書]		「上侍中書」	高麗史
39	明德 3	壬申	1392	12	27	書簡	日本	絶海中津	日本国相国承天禪寺住持沙門某	高麗		高麗国門下府諸相閣下	端肅奉復	不宣		善隣国宝記, 方策新編, 椽客便覽
40	応永 8	辛巳	1401	5	13	書簡	日本	足利義滿	日本准三后道義	明	建文帝	大明皇帝陛下	上書	某誠惶誠恐頓首頓首謹言		康富記, 善隣国宝記
41	応永 14		1407	4		書契	日本	大内盛見	日本国防長豊州刺史大内多多良德雄	朝鮮		朝鮮国議政府左右政丞閣下	端肅奉書	不宣		興隆寺文書, 大内氏実録土代
42	[応永 14]		1407	[4]		別幅	日本	大内盛見		朝鮮						興隆寺文書, 大内氏実録土代
43	永楽 7		1409	6	18	書契	日本	斯波義將	日本国管領源道將	朝鮮		朝鮮国議政府左右政丞兩相公閣下	拜覆	不宣		善隣国宝記, 方策新編, 椽客便覽
44	応永 17		1410	8	26	書契	日本	大内盛見	日本国防長豊三州刺史多々良道雄	朝鮮		朝鮮国議政府左右政丞閣下	頓首百拜奉書	不備, 頓首百拜奉上		不二遺稿, 叢林文集語録拔萃
45	永楽 17		1419	7	13	書簡	明	通事周肇 (他)		日本					「故筆諸書」	善隣国宝記
46	応永 26		1419	7	20	書簡	日本	足利義持	征夷大將軍某	明	元谷周頌	元谷西堂	告	宜以此件款款說之		善隣国宝記
47	応永 29		1422	5		書契	日本	足利義持	日本国源義持	朝鮮	世宗	朝鮮国王殿下	拜覆	不宣		善隣国宝記, 世宗実録, 方策新編, 椽客便覽
48	応永 30		1423	7		書契	日本	足利義持	日本国道詮	朝鮮	世宗	朝鮮国王殿下	再奉書	—		善隣国宝記, 世宗実録, 方策新編, 椽客便覽
49	応永 31		1424	8	初吉	書契	日本	足利義持	日本国道詮	朝鮮	世宗	朝鮮国王殿下	拜覆	—		善隣国宝記, 世宗実録, 方策新編, 椽客便覽
50			1424			別幅	朝鮮	世宗		日本	足利義持				[橋本 2019]	大明別幅并两国勘合
51	洪熙 1		1425	5		書契	朝鮮	世宗	朝鮮国王李禔	日本	足利義持	日本国殿下 (ㄚ)	奉復	不宣		善隣国宝記, 方策新編
52			1425			書契	朝鮮	世宗	[朝鮮国王李禔]	日本	足利義持					椽客便覽
53			1425			別幅	朝鮮	世宗		日本	足利義持				[橋本 2019]	大明別幅并两国勘合
54	応永	戊申	1428	3		書契	日本	足利義持	日本国道詮	朝鮮	世宗	朝鮮国王殿下	拜覆	不宣		善隣国宝記, 方策新編, 椽客便覽
55			1430			別幅	朝鮮	世宗		日本	足利義持				[橋本 2019]	大明別幅并两国勘合
56	正統 4		1439	7	12	書契	朝鮮	世宗	朝鮮国王李禔	日本	足利義教	日本国殿下 (ㄚ)	奉書	—		善隣国宝記, 世宗実録, 方策新編, 椽客便覽
57		庚申	1440	2	19	書契	日本	足利義教	日本国源義教	朝鮮	世宗	朝鮮国王殿下	奉復	—		善隣国宝記, 方策新編, 椽客便覽
58			1440	[2]	[19]	別幅	日本	足利義教	—	朝鮮	世宗	—	—	整		善隣国宝記
59	享徳 3		1454	11		書契	日本	宗像氏正	日本国筑前州宗像郡知守宗像朝臣氏正	朝鮮	礼曹判書	朝鮮国礼曹判書閣下	誠恐誠惶頓首, 謹製短書以奉	不宣, 誠恐誠惶頓首		宗像大社文書
60			1456			書契	日本	足利義政	日本国義政	朝鮮	世祖	朝鮮国王殿下	端肅拜覆	—		善隣国宝記, 方策新編, 椽客便覽
61			1456			書契	日本	足利義政	日本国源義政	朝鮮	世祖	朝鮮国王殿下	奉書	謹書		善隣国宝記, 方策新編
62			1458			書契	日本	足利義政	[日本国源義政]	朝鮮	世祖	[朝鮮国王殿下]				椽客便覽
63			1459			別幅	朝鮮	世祖		日本	足利義政				[橋本 2019]	大明別幅并两国勘合
64	天順 3		1460	2	1	書契	朝鮮	世祖	朝鮮国王李瑄	日本	足利義政	日本国殿下 (ㄚ)	奉復	—		善隣国宝記, 方策新編, 椽客便覽
65	天順 4		1461	3	28	書契	朝鮮	世祖	朝鮮国王李瑄	日本	足利義政	日本国殿下 (ㄚ)	奉書	—		善隣国宝記, 方策新編, 椽客便覽
66		丙戌	1466	2	28	書契	日本	足利義政	日本国源義政	朝鮮	世祖	朝鮮国王殿下	奉書	—		善隣国宝記, 方策新編, 椽客便覽
67		庚寅	1470	8	28	書契	日本	足利義政	日本国源義政	朝鮮	成宗	朝鮮国王殿下	奉書	—		善隣国宝記, 方策新編, 椽客便覽

表5 私文書（書簡・書契）

No.	年	干支	西暦	月	日	様式	発信者			受信者			冒頭句	結尾句	特記事項	典拠・所蔵等
68		壬辰	1472	10	3	書契	日本	足利義政	日本国源義政	朝鮮	成宗	朝鮮国王殿下	奉書	不宣		善隣国宝記, 補庵京華集, 成宗実録, 方策新編, 榎客便覧
69			1472	[10]	[3]	別幅	日本	足利義政	—	朝鮮	成宗	—	別幅	整		善隣国宝記, 方策新編
70		甲午	1474	9	5	書契	日本	足利義政	日本国源義政	朝鮮	成宗	朝鮮国王殿下	奉書	—		善隣国宝記, 補庵京華集, 方策新編, 榎客便覧
71	成化10		1474	12		書契	朝鮮	成宗	朝鮮国王李婁	日本	足利義政	日本国王殿下	奉復	不宣		統善隣国宝記, 方策新編
72			1474	[12]		別幅	朝鮮	成宗	—	日本	足利義政	—	—	整		統善隣国宝記, 成宗実録
73	成化11		1475	9		書契	朝鮮	成宗	朝鮮国王李婁	日本	足利義政	日本国王殿下	奉復	不宣	別幅略記	統善隣国宝記, 方策新編
74	成化18		1482	5	12	書契	朝鮮	成宗	朝鮮国王李婁	日本	足利義政	日本国王殿下	奉復	不宣	別幅の録文あり(実録)	統善隣国宝記, 成宗実録, 方策新編
75		丙午	1486	8	4	書契	日本	足利義政	日本国准三后道慶	朝鮮	成宗	朝鮮国王殿下	奉書	—		善隣国宝記, 補庵京華集, 方策新編, 榎客便覧
76	成化23		1487	7		書契	朝鮮	成宗	朝鮮国王李婁	日本	足利義政	日本国王殿下	奉復	不宣		統善隣国宝記, 方策新編
77			1487	[7]		別幅	朝鮮	成宗	—	日本	足利義政	—	—	整		統善隣国宝記, 方策新編
78			1489			書契	日本	足利義政	日本国源道慶	朝鮮	成宗	朝鮮国王殿下	奉書	—		翰林胡蘆集, 方策新編
79	弘治2		1489	9		書契	朝鮮	成宗	朝鮮国王李婁	日本	足利義政	日本国王殿下	奉復	—		統善隣国宝記, 成宗実録, 方策新編
80			1491			書契	日本	足利義植	日本国王義植	朝鮮	成宗	朝鮮国王殿下	奉書	—	別幅の録文あり(実録)	翰林胡蘆集, 成宗実録, 方策新編
81	弘治4		1491	10		書契	朝鮮	成宗	朝鮮国王李婁	日本	足利義植	日本国王殿下	奉復	不宣		統善隣国宝記, 方策新編
82	弘治4	辛亥	1491			別幅	朝鮮	成宗	婁	日本	足利義植	—	—	—		統善隣国宝記
83						書契	朝鮮	礼曹参議		日本	宗貞国					朝鮮通交大紀, 方策新編
84						書契	朝鮮	礼曹参議		日本	宗貞国					朝鮮通交大紀, 方策新編
85	明応6		1497	10		書契	日本	大内義興	日本国大内防長豊筑肆州大 [大] 守多多良朝臣	朝鮮	礼曹参判	朝鮮国礼曹参判足下	奉書	不宣		統善隣国宝記, 方策新編
86	明応6		1497	11	3	書契	日本	大内義興	日本国大内防長豊筑肆州大 [大] 守多多良義興	朝鮮	礼曹参判	朝鮮国礼曹参判足下	奉書	不宣		統善隣国宝記, 方策新編
87	明応8		1499			書契	日本	足利義澄	日本国源義高	朝鮮	燕山君	朝鮮国王殿下	奉書	不宣		翰林胡蘆集, 方策新編, 統本朝通鑑
88	明応8	己未	1499			書契	日本	足利義澄	日本国源義高	朝鮮	燕山君	朝鮮国王殿下	奉書	不宣		統善隣国宝記, 方策新編
89		癸亥	1503	3		書契	日本	足利義澄	日本国義澄	朝鮮	燕山君	朝鮮国王殿下	奉書	不宣		統善隣国宝記
90	永正3		1506	2	10	書契	日本	大内義興	日本国防長豊筑肆州大 [大] 守大内左京兆尹多多良朝臣義興	朝鮮	礼曹参判	朝鮮国礼曹参判足下	奉書	—		統善隣国宝記, 方策新編
91	永正3		1506	2		書契	日本	大内義興	日本国内左京兆多多良朝臣義興	朝鮮	礼曹参判	朝鮮国礼曹参判足下	重奉書	—		統善隣国宝記, 方策新編
92	永正	庚午	1510	11		書契	日本	大内義興	日本国防長豊筑芸石七州大 [大] 守大内多多良左京兆中大夫義興	朝鮮	礼曹参判	朝鮮国礼曹参判足下	奉書	—		統善隣国宝記, 方策新編
93			1512			書契	朝鮮	中宗	朝鮮国王李暻	日本	足利義植	日本国王		不宣		中宗実録, 朝鮮通交大紀, 方策新編
94	永正13		1516	8		書契	日本	大内義興	日本国防長豊筑芸石七州大 [大] 守大内從三位行左京大夫多多良朝臣義興	朝鮮	礼曹参判	朝鮮国礼曹参判足下	奉書	不宣		統善隣国宝記, 方策新編
95			1516	[8]		別幅	日本	大内義興	—	朝鮮	礼曹参判	—	—	整		統善隣国宝記, 方策新編
96			1516			別幅	日本	足利義晴	日本国王源義晴	朝鮮	中宗	朝鮮国王殿下	奉書	不宣		方策新編
97		癸未	1523	3		書契	日本	足利義晴	日本国王源義晴	朝鮮	中宗	朝鮮国王殿下	奉書	不宣		方策新編
98	天文7		1538	2		書契	日本	大内義隆	日本国王左京兆尹兼都督長史武衛次将多々 [多] 良朝臣義隆	朝鮮	礼曹参判	朝鮮国礼曹参判足下	奉書	不宣	「天文五年」(大願寺・分類・方策)	大願寺文書, 異国出契, 外国書簡, 分類紀事大綱附録, 方策新編, 大内氏実録土代

表5 私文書(書簡・書契)

No.	年	干支	西暦	月	日	様式	発信者		受信者		冒頭句	結尾句	特記事項	典拠・所蔵等
99	天文7		1538	10		書契	日本	大内義隆 日本国大内左京 兆兼太宰大貳防 長豊筑雍芸石七 州太守多々[多] 良朝臣義隆	朝鮮	礼曹参判 朝鮮国礼曹参判 大人足下	奉書	—		異国出契, 外国 書簡, 大内氏実 録土代
100	嘉靖18		1539	9		書契	朝鮮	姜顥 朝鮮国礼曹参判 姜顥	日本	大内義隆 日本国王臣左京 兆兼都督長史 武衛次将多々 [多] 良朝臣義 隆足下	奉復	不宣		分類紀事大綱附 録, 方策新編, 大内氏実録土代
101	嘉靖20		1541	1		書契	朝鮮	任權 朝鮮国礼曹参判 任權	日本	大内義隆 日本国大内都督 大卿兼兵部侍 郎防長豊筑雍芸 石七州太守多々 良朝臣義隆足下	奉復	不宣		毛利博物館, 異 国出契, 外国書 簡, 方策新編, 大内氏実録土代
102	天文11		1542	7		書契	日本	足利義晴 日本国王源義晴	朝鮮	中宗 朝鮮国王殿下	奉書	不宣		異国出契, 外国 書簡
103						書契▲	日本	平長親 日本西海路肥前 州平長親	朝鮮	— 礼曹三尊大人 足下	稽首稽首 百拜奉 短牘	恐恐惶惶		分類紀事大綱附 録
104	永祿7		1564	7		書契▲	日本	草野義本 日本国西海路上 松浦久沙野嶋主 藤原朝臣義本	朝鮮	— 朝鮮国礼曹尊大 人足下	謹上書	恐懼不宣, 再拜	「呈上」(合吟 上書)	分類紀事大綱附 録
105	隆慶1		1567	6		書契	朝鮮	宣祖 朝鮮国王李暉	日本	— 日本国王殿下	奉復	—		朝鮮通交大紀, 方策新編
106	隆慶1		1567	9		書契▲	朝鮮	李海龟 朝鮮国礼曹佐郎 李海龟	日本	渋川政教 日本国西海路九 州都元帥源政教 足下	奉復	不宣		分類紀事大綱附 録
107			1569			書契	朝鮮	宣祖	日本	— [日本国王殿下]				朝鮮通交大紀
108	万曆4		1576	5		書契	朝鮮	李拭 朝鮮国礼曹参議 李拭	日本	宗義調 对馬州太守平朝 臣宗公足下	奉復	不宣		国立公文書館
109	万曆9		1581	5		書契	朝鮮	宣祖 朝鮮国王李暉	日本	— 日本国王殿下	奉復	不宣		朝鮮通交大紀, 方策新編
110	万曆9		1581	11		書契	朝鮮	宣祖 朝鮮国王李暉	日本	— 日本国王殿下	奉復	不宣		朝鮮通交大紀, 方策新編
111	万曆12		1584	12		書契	朝鮮	宣祖 朝鮮国王李暉	日本	— 日本国王殿下	奉復	不宣		続善隣国宝記, 朝鮮通交大紀, 方策新編
112	万曆12		1584	12		書契▲	朝鮮	柳成龍 朝鮮国礼曹判書 柳成龍	日本	京極晴久 日本国京城住京 極江岐雲三州大 [大] 守佐佐木 氏大膳大夫源 公足下	奉復	不宣	「豊山柳氏」図 書(諱上)	伊藤孝彦, 続善 隣国宝記, 方策 新編
113	万曆18		1590	3		書契▲	朝鮮	宣祖 朝鮮国王李暉	日本	豊臣秀吉 日本国王殿下	奉書	不宣	「為政以德」印 (諱上)	宮内庁書陵部, 榘客便覧, 善隣 統考, 方策新編
114			1590	[3]		別幅▲	朝鮮	宣祖	日本	豊臣秀吉	—	整	「為政以德」印 (「整」字)	宮内庁書陵部, 榘客便覧, 方策 新編
115	万曆18		1590	5		書契▲	朝鮮	朴東賢 朝鮮国礼曹佐郎 朴東賢	日本	大内教満 日本国周防州多 多良別駕教満足 下	奉復	不宣		分類紀事大綱附 録, 書翰廿四本
116	天正18		1590	11		書契	日本	豊臣秀吉 日本国関白秀吉	朝鮮	宣祖 朝鮮国王閣下	奉書	不宣		陽明文庫, 雲雀 隨筆, 異国出契, 外国書簡, 善隣 統考, 方策新編
117			1590			書契	朝鮮	金誠一 (某)	日本	景轍玄蘇・ 柳川調信・ 宗義智 上副官・对馬島 主三足下	白	其垂察焉		朝鮮通交大紀, 金鶴峯海樑録
118			1590			書契	朝鮮	金誠一	日本	景轍玄蘇・ 柳川調信・ 宗義智 (上副官・对馬 島主)		不宣		朝鮮通交大紀, 金鶴峯海樑録
119	万曆18		1590	12		書契▲	朝鮮	申光弼 朝鮮国礼曹佐郎 申光弼	日本	田平兼 日本国肥前州田 平寓鎮源朝臣兼 足下	奉復	不宣	「東陽申氏」図 書(諱上)	個人
120	天正19		1591	6		書契	日本	田平兼 日本国肥前州田 平寓鎮源朝臣兼 足下	朝鮮	礼曹佐郎 朝鮮国礼曹大人 足下	伏白	恐懼不宣	「源兼」図書(諱 上)	個人
121	万曆19		1591	7		書契▲	朝鮮	黄致誠 朝鮮国礼曹佐郎 黄致誠	日本	島津武久 日本国日向大隅 薩摩三州太守島 津藤原朝臣武久 足下	奉復	不宣	「原黄氏」図 書(諱上)	東京大学史料編 纂所
122			1591			書契	朝鮮	金誠一	日本	宗義智 对馬島主		足下其思 焉		朝鮮通交大紀, 金鶴峯海樑録

※「様式」欄の太字ゴシックは原本が現存する, または原本が写真で確認されることを示す。「▲」は同時代的に作成された偽書, もしくは偽物が介在して授受された文書であることを示す。  
 ※日朝往復書契は朝鮮史料(朝鮮王朝実録, 文集史料など)にも多数見出されるが, 逐一掲出するのは煩瑣となるため, 本表では日本史料のなかに分散的に確認され, かつ1392~1592年の通交者の名で発信された文書に絞って掲出した。  
 ※『朝鮮通交大紀』と『方策新編』が引用する朝鮮文集史料所収の書契案については, 基本的に本表からは除外した。  
 ※外交使節が現地にて授受した文書については, 基本的に本表からは除外した。ただし, 元・明・朝鮮の使節が発信した文書については, 参考のため, 本表に含めた。



表6 日琉往復文書(書状・書簡)

No.	年	干支	西暦	月	日	様式	発信者	受信者・敬称	冒頭句・書出文言	結尾句・書正文言	上所	脇付	特記事項	典拠・所蔵等
1	応永21		1414	11	25	御内書	[足利義持]	りうきう国のよのぬしへ(尚思紹)	—	—	—	—		進歩色葉集
2	応永27		1420	5	6	披露状	代主(尚思紹)	御奉行所	畏言上	誠恐誠惶敬白	進上	—	押印	昔御内書符案、大館記
3	永享8		1436	9	15	御内書	[足利義教]	りうきう国のよのぬしへ(尚巴志)	—	—	—	—		昔御内書符案、後鑑
4				5	30	書状	代主(尚巴志)		—	恐々謹言	進上	—	「海印」(差出書)	阿多文書
5				11	20	書状	[細川持之]	琉球代主殿	—	恐々	—	—		足利將軍御内書并奉書留
6				11	20	書状	[細川持之]	王將軍	—	恐々	—	—		足利將軍御内書并奉書留
7	永享11		1439	3	7	御内書	[足利義教]	りうきう国のよのぬしへ(尚巴志)	—	—	—	—	押印、料紙は「高引」(大高ノ引合)	御内書案、御内書引付、公私翰書雑々
8	天順5		1461	6	3	書簡	琉球国王(尚徳)	三州太守麾下(島津忠国)	—	—	—	—		旧記雑録
9				6	20	披露状	金丸世主(尚円)	嶋津御屋形	—	恐惶謹言	—	御奉行所	「首里之印」(差出書)	島津家文書
10			[1472]	2	23	書状	立久(島津)	金剛寺	—	恐々謹言	—	—	花押	旧記雑録
11				7		披露状	世主	嶋津式部大輔殿(久逸カ)	—	恐々謹言	謹上	御奉行所	「首里之印」(差出書)	島津家文書
12			[1488]	2	13	書状	[大内政弘]	琉球国王世主殿(尚真)	—	誠恐敬白	謹上	—		大内氏掟書
13			[1488]	2	13	書状	[大内政弘]	天開(界)寺	追啓	恐々不宣	—	侍者禪師	追而書	大内氏掟書、大内氏実録
14	永正5		1508	3	12	書簡	日本国薩隅日三州太守藤原忠治(島津)	琉球国王殿下(尚真)	奉復	誠恐誠惶敬白	—	—		旧記雑録
15	永正5		1508	3	12	書簡	薩隅日三州太守藤原忠治	琉球国王殿下(尚真)	奉書	恐惶頓首不宣	拜呈	—		旧記雑録
16	永正15		1518	9	22	書状	忠隆(島津)	琉球国王閣下(尚真)	謹令啓候	恐惶敬白	進上	—		島津家文書
17			[1521]	6	15	書状	三司官	種子嶋武藏守殿(恵時)	—	不宣	—	閣下	「三司官印」(差出書)	種子島家譜、旧記雑録
18	正徳16	辛巳	1521	6	15	書状	三司官	種子嶋武藏守殿(恵時)	追而令啓上候	万端不宣	—	閣下	追而書	種子島家譜、旧記雑録
19			[1526]	8	1	書状	琉球国王世主	嶋津相模守殿(忠良)	—	恐々謹言	—	返報	「首里之印」(差出書)	島津家文書、旧記雑録
20	大永7		1527	7	24	御内書	[足利義晴]	りうきう国のよのぬしへ(尚清)	—	—	—	—	花押	室町家御内書案、御内書記録
21	大永7	丁亥	1527	9	11	書状	義興(大内)	天界寺	—	恐惶謹言	—	衣鉢侍者禪師	花押・朱印	閩閩録遺漏、旧記雑録
22			[1528]	閏9	9	披露状	[島津忠朝]	天界寺	—	誠惶敬白	—	尊答衣鉢侍者禪師		旧記雑録
23	天文3		1534	9	16	書状	老中	琉球国三司官	—	恐々謹言	—	—		旧記雑録
24	嘉靖	壬寅	1542	閏5	26	書状	全叢(琉球円覚寺)	相良近江守殿(義滋)	—	誠恐不備	晋上	台閣下	花押、切封墨引	相良家文書
25	弘治2		1556	4	6	書簡	[島津貴久]	[尚元]	謹奉復	—	—	—		旧記雑録
26	弘治2		1556	4	6	目録	[島津貴久]	[尚元]	—	以上	—	—		旧記雑録
27		丙辰	1556	12	13	書簡	琉球国中山王(尚元)	種子嶋殿平時堯公	回答	不備	回答	—	「首里之印」	種子島家譜、旧記雑録
28			[1559]	3	3	書状	那覇主部中	河上將監殿(久朗)・伊集院掃部助殿(忠倉)・村田越前守殿(経定)	追而令申候	恐惶謹言	—	御老中	「那覇」印(差出書)、追而書	島津家文書
29	永禄2		1559	4	9	書状	修理大夫貴久(島津)	琉球国王閣下(尚元)	請賀章	恐惶敬白	進上	—		島津家文書
30				6		書状	たくし里主(沢郎)・なほの里主(那覇)	御奉行所々御中	—	恐々謹言	—	—	「首里之印」(日付)	島津家文書
31	隆慶3		1569	1	11	書状	三司官	鹿兒嶋御奉行中	御尊札謹令披見候	恐々謹言	—	御宿所	「三司官印」(差出書)	島津家文書
32	隆慶4		1569	1	11	書状	三司官	鹿兒嶋御奉行中	—	恐々謹言	—	参	追而書(贈品記載)	島津家文書
33	永禄13		1570	3	1	書状	島津入道伯圃(貴久)	琉球国王殿下(尚元)	—	恐惶不宣	—	—	3月2日(旧記)	町田氏正統系譜、旧記雑録
34			[1570]	3	1	書状	経定(村田)	[三司官]	謹以呈一翰	恐惶不備	—	—		町田氏正統系譜、旧記雑録
35			[1570]	3	1	書状	右衛門大夫忠金(伊集院忠棟)	[三司官]	(仍捧短札)	恐々謹言	—	—		町田氏正統系譜、旧記雑録
36	永禄13		1570	3	1	書状	川上入道意鈞(久朗)	三司官	(謹以呈片楮)	恐惶頓首	呈上	館下		町田氏正統系譜、旧記雑録

表6 日琉往復文書（書状・書簡）

No.	年	干支	西曆	月	日	様式	発信者	受信者・敬称	冒頭句・書出文言	結尾句・書止文言	上所	脇付	特記事項	典拠・所蔵等
37	永祿13		1570	3	2	書状	修理大夫義久(島津)	中山王閣下(尚元)	—	頓首恐惶不宣	進上拝呈	—	「殿下」を「閣下」に改める	町田氏正統系譜, 旧記雑録
38	隆慶4		1570	6	17	書状	中山王(尚元)	島津修理大夫殿(義久)	—	恐惶不備	進献	回章		町田氏正統系譜, 旧記雑録
39			[1570]			書状	老中(島津氏老中)	琉球国三司官	—	—	—	—		古案写
40	[元亀3]		[1572]	[9]		書状	[島津氏老中]	琉球国三司官	—	—	—	—		町田氏正統系譜, 旧記雑録
41	万曆1		1573	7	11	書状	那呉道林	伊集院右衛門大夫殿(忠棟)	—	恐惶謹言	謹上	御宿所		島津家文書
42	天正2	甲戌	1574	9	25	書状	忠金(伊集院忠棟)・昌宗(平田)・意鈞(川上忠克)	円覚寺	—	恐惶頓首	—	衣鉢閣下	花押	旧記雑録
43	万曆2	甲戌	1574	閏12	13	書状	中山王(尚永)	嶋津修理大夫殿(義久)	—	恐惶不宣	進上	—		旧記雑録, 町田氏正統系譜
44						書状	老中(島津氏老中)	琉球三司官	—	恐々	—	—		古案写
45			[1577]	[8]		目録	琉球国	藤氏嶋津殿(義久)	進呈	已上	—	台閣下		島津家文書
46	万曆5	丁丑	1577	閏8	21	書状	中山王(尚永)	嶋津修理大夫(義久)	—	恐惶不宣	—	—		島津家文書, 旧記雑録
47	万曆5	丁丑	1577	閏8	21	目録	琉球国	嶋津修理大夫殿(義久)	—	已上	進上	—		島津家文書, 旧記雑録
48	万曆6	戊寅	1578	4	5	書状	池城(安棟)・那呉(良貞)・国上(盛順)	鹿兒嶋奉行御中	—	恐惶謹言	謹上	—	「三司官印」(差出書)	島津家文書, 旧記雑録
49	万曆6		1578	4	5	目録	琉球国	嶋津修理大夫殿(義久)	注文	已上	謹上	—		島津家文書, 旧記雑録
50			[1578]	8	1	書状	修理大夫義久(島津)	円覚寺	—	恐々謹言	謹上	—		旧記雑録
51	天正6		1578	8	20	書状	越前守経(村田経定)・左馬助光宗(平田)・前上野介意鈞(川上忠克)	三司官	—	恐惶謹言	謹上	—		旧記雑録
52			[1579]	[3]	[27]	書状	[島津義久]	[尚永]	—	—	—	—	「天正七年三月廿七日琉球国王 御書案文」「目録別簡而已」	旧記雑録
53	天正7		1579	3	27	書状	(老中)	三司官	—	恐々不宣	—	—		旧記雑録
54	万曆8		1580	12	22	書状	中山王(尚永)	嶋津脩(修理)大夫殿(義久)	—	恐惶不備	謹上	—	「首里之印」(差出書)	島津家文書, 旧記雑録
55	天正9		1581	5	7	書状	修理大夫島津義久	中山王	—	恐惶不宣	進上	—		旧記雑録
56	天正9		1581	11	5	書状	修理大夫義久(島津)	琉球王(尚永)	—	恐惶不宣	進上	—		旧記雑録
57	万曆11	癸未	1583	4	22	書状	中山王(尚永)	根占七郎殿(重虎)	—	恐々不宣	—	回章	「首里之印」(差出書)	彌寝氏正統系譜, 清溪稿
58		癸未	1583	6	1	書簡	[熙春龍喜]	景濟禪伯	—	恐惶頓顙	拜復	侍司禪師		清溪稿
59		癸未	1583	6	1	書簡	[熙春龍喜]	円覚堂頭和尚	—	恐惶頓顙	拜覆	侍衣閣下		清溪稿
60	万曆12	甲申	1584	12	23	書状	[尚永]	[島津義久]	—	恐惶不備	—	—	「琉之勅札」(覚兼)	上井覚兼日記, 旧記雑録
61	万曆12	甲申	1584	12	23	書状	大里・国上・那呉	鹿兒嶋奉行御中	態用短書令啓	恐惶謹言	謹上	—	「三司官印」(差出書)	島津家文書, 上井覚兼日記
62			[1584]	[12]	[23]	目録	[尚永]	[島津義久]	—	已上	—	—	「從琉球国王御進物案文」	上井覚兼日記
63	万曆12		1584	12	25	書状	宗長(円覚寺)	伊集院右衛門大夫殿(忠棟)	頓首再拜	誠恐誠惶頓首再拜	—	—		旧記雑録, 上井覚兼日記
64	天正13		1585	6		書簡	藤原義久	琉球国王殿下(尚永)	奉復	誠惶誠恐謹白	—	—		旧記雑録
65	天正13	乙酉	1585	7	18	書状	修理大夫義久(島津)	中山王(尚永)	—	誠恐不宣	進上	—		島津家文書
66	天正13		1585	7	18	書状	下野守親貞(本田)・美濃守光宗(平田)・右衛門太夫忠棟(伊集院)	琉球国三司官	—	恐惶謹言	謹上	—	花押	旧記雑録
67	天正16		1588	8	12	書状	修理大夫義久(島津)	中山王(尚寧)	—	不宣恐惶謹言	謹上	—		島津家文書, 旧記雑録
68	天正17		1589	4	5	目録	[島津義久]	琉球国王(尚寧)	注文	已上	進上	—	「鹿兒島」	島津家文書, 旧記雑録
69	天正18		1590	8	21	書状	修理大夫義久(島津)	中山王(尚寧)	—	不宣恐惶謹言	進上	—		旧記雑録

表6 日琉往復文書（書状・書簡）

No.	年	干支	西暦	月	日	様式	発信者	受信者・敬称	冒頭句・書出文言	結尾句・書止文言	上所	脇付	特記事項	典拠・所蔵等
70			[1590]	8	21	書状	義久（島津）	琉球国円覚寺	—	恐々謹言	—	—		島津家文書, 旧記雑録
71	万暦 19		1591	8	21	書状	中山王（尚寧）	嶋津修理大夫入道殿（義久）	—	恐惶不宣	謹上	—	「首里之印」(差出書)	島津家文書
72	万暦 19		1591	8	21	目録	琉球国	嶋津修理大夫入道殿（義久）	目録	已上	謹上	—	「首里之印」(差出書)	島津家文書
73	天正 19		1591	10	24	書状	修理大夫義久（島津）	中山王（尚寧）	—	恐々謹言	謹上	—	花押, 廃案文書	鹿児島県歴史資料センター黎明館, 旧記雑録
74	天正 19		1591	12	19	書状	修理大夫義久（島津）	琉球国王（尚寧）	—	不宣恐惶謹言	進上	—		旧記雑録
75			[1592]	4	8	書状	龍伯（島津義久）	琉球国建善寺へ	—	恐々	—	—		旧記雑録, 古案写
76	天正 20		1592	7	26	書状	修理大夫義久（島津）	琉球国中山王（尚寧）	—	恐惶不宣	進上	—		旧記雑録
77				6	20	書状	琉球国中山王	島津陽久公（義虎）	—	不備	—	回章	押印（差出書）	感応寺文書
78				6	20	書状	三司官	古墻山城守殿・竹田越中守殿・猿渡伯耆守殿・阿久根播磨守殿・市来因幡守殿	—	恐惶謹言	—	回答		感応寺文書

※採録範囲は1592年までとした。ただし、豊臣政権の往復書状・書簡は本表からは除き、【表7】に掲出した。「古案写」所収の年月日未詳島津日新斎（忠良）書状案写は存疑文書とみて本表からは除いた。

※「殿下」「閣下」は敬称とも脇付とも解釈できるが、書簡の場合は敬称、書状の場合は脇付とみなした。

※「様式」欄の太字ゴチックは原本が現存することを示す。

表7 豊臣政権の往復書簡

NO.	年	干支	西暦	月	日	様式	発信者	受信者	言語	冒頭句	結尾句	花押・印章	特記事項	典拠・所蔵等	
1	—	—	1587			書簡	ポルトガル領インド総督 (インド総督)	豊臣秀吉 (関白殿)	葡文	—	—	サイン		妙法院	
2	万暦 17	—	1589	5	27	書簡	尚寧	琉球国王	豊臣秀吉	日本関白殿下	漢文	謹上	恐惶不宣	押印 (差出書) 諸本異同多し, 封紙あり (往来)	続善隣国宝記, 異国出契, 異国往来
3	万暦 17	—	1589	5	27	目録	尚寧	琉球国王	豊臣秀吉	日本関白殿下	漢文	註文	右如件	封紙あり	異国往来
4	天正 18	—	1590	2	28	書簡	豊臣秀吉	日本国関白秀吉	尚寧	琉球国王閣下	漢文	奉書	恐懼不宣	諸本異同多し	続善隣国宝記, 旧記雑録, 異国出契, 異国往来
5	天正 18	—	1590	2	28	書状	豊臣秀吉	関白	尚寧	琉球王	和文	—	仍恐々不宣		旧記雑録
6	万暦 18	—	1590	3		書契▲	宣祖	朝鮮国王李昞	豊臣秀吉	日本国王	漢文	奉書	不宣	「為政以德」印 (諱)	宮内庁書陵部, 樞客便覧, 善隣統考, 方策新編
7	—	—	[1590]	[3]		別幅▲	宣祖	—	豊臣秀吉	—	漢文	—	整	「為政以德」印 (「整」字)	宮内庁書陵部, 方策新編
8	天正 18	—	1590	11		書契	豊臣秀吉	日本国関白秀吉	宣祖	朝鮮国王閣下	漢文	奉書	不宣		陽明文庫, 異国出契, 善隣統考, 雲崖隨筆, 方策新編
9	天正 19	—	1591	7	25	書簡	豊臣秀吉	関白	ポルトガル領インド総督	印地阿 毘曾 靈	漢文	—	不宣		天理大学附属天理図書館 (富岡氏旧蔵)
10	天正 19	—	1591	7	25	目録	豊臣秀吉	—	ポルトガル領インド総督	—	漢文	給賜	—		天理大学附属天理図書館 (富岡氏旧蔵)
11	天正 19	—	1591	9	15	書簡	豊臣秀吉	日本国 関白	フィリピン諸島長官	小琉球	漢文	—	不宣	訳文 (葡文・西文) あり	朝鮮征伐記, セービヤ市インド文書館, ローマ市ビットリオ・エマヌエレ図書館
12	天正 19	—	1591	9		書簡	浅野長吉	フィリピン諸島長官			西文	—	(敬意を表す)		
13	光興 14	—	1591	閏 3	21	書簡	阮某	安南国副都堂 福義侯	豊臣秀吉	日本国王	漢文	肅書	茲書	方印 (年号第2字)	九州国立博物館
14	—	—	1592	5	1	書簡	フィリピン諸島長官	托重僧師 淡高 茂	豊臣秀吉	(殿下)	漢文	—	(不宣)	「判」印	天理大学附属天理図書館 (富岡氏旧蔵)
15	—	—	1592	6	11	書簡	フィリピン諸島長官			(総指揮官)	西文	—	—		セービヤ市インド文書館
16	—	—	1592	6	11	書簡	フィリピン諸島長官		浅野長吉	(日本国王の侍従)	西文	—	—		セービヤ市インド文書館
17	天正	壬辰	1592	7	21	書簡	豊臣秀吉		フィリピン諸島長官	小琉球	漢文	—	不宣	「大日本国 前関白太政大臣 答小琉球書」, 訳文 (西文) あり	南禅旧記, ローマ市ビットリオ・エマヌエレ図書館
18	—	—	1593	5	20	書簡	ゴメス・ベレス・ダス・マリニヤス		豊臣秀吉		西文	—	—		セービヤ市インド文書館
19	—	—	1593			書簡	豊臣秀吉		フィリピン諸島長官		西文	—	—		セービヤ市インド文書館
20	文禄 2	癸巳	1593	11	2	書簡	豊臣秀吉	日本国 前関白	フィリピン諸島	小琉球	漢文	—	不備	「豊臣」印 (差出書)	ヴェネチア・マルチアナ図書館
21	文禄 2	癸巳	1593	11	5	書簡	豊臣秀吉	日本国 前関白	台湾	高山国	漢文	—	不具	「豊臣」印 (差出書)	前田育徳会
22	—	—	[1594]			書簡	フィリピン諸島長官		豊臣秀吉	(殿下)	西文	—	—		セービヤ市インド文書館
23	万暦 23	乙未	1595	6	24	書契	礼曹	朝鮮国礼曹司 (判尹李榮春・判書尹起辛・参判卞弘述・郎守孫起陽・朴過春)	豊臣秀吉	日本関白 (白) 殿下	漢文	為修書謹呈	—		異国出契
24	—	—	1597	5	27	書簡	フィリピン諸島長官	(ルソンの長官)	豊臣秀吉	(日本の君太閤様)	西文	—	—		リスボン市トルレド・トンボ文書館
25	—	—	1597			書簡	豊臣秀吉	(日本の諸国の君太閤)	フィリピン諸島長官	(ルソンの長官)	葡文	—	(之を以て終る)		リスボン市トルレド・トンボ文書館

※本表は「異国往復書翰集・増訂異国日記抄」に依拠しつつ、若干の事例を加えたものである。  
※「様式」欄の太字ゴシックは原本が現存することを示す (訳文の原本は除く)。「▲」は同時代的に作成された偽書であることを示す。

---

## **Analysis of Diplomatic Documents in Medieval Japan With the Focus on Their Forms and Formats**

ARAKI Kazunori

This paper aims to construct a theory of the style of medieval Japanese shuttle diplomatic documents by collating examples of such documents. Conventionally, there has been a lack of research regarding Japanese palaeography. However, by constructing a theory of style, medieval Japanese shuttle diplomatic documents can be positioned within Japanese and East Asian palaeography studies.

Specifically, shuttle diplomatic documents from ancient times through to medieval times were divided into four categories, namely, imperial documents, bureaucratic documents, documents ascending to the Emperor, and correspondence. Thereafter, examples of each were collated, and a study was made to issues the commonalities and diachronism of the document style and the circumstances by which specific document formats were selected and used.

Consequently, the following findings were obtained. In general, the Ming dynasty exchanged ascending and descending documents with the rulers of neighbouring countries, and parallel documents with the government offices of those countries, and made no distinction between domestic documents and diplomatic documents. However, in surrounding countries, it was more typical for diplomatic documents to be shuttled as “correspondence” in the Japanese documentary style. This suggests that, basically, medieval Japanese samurai diplomacy developed on the basis of correspondence-style diplomatic documents, and the shuttle diplomatic documents with the Ming dynasty were actually exceptions.

The phenomenon of the use of correspondence style in samurai diplomacy was connected to the phenomenon of correspondence-style documents becoming official documentation in samurai society. Moreover, as the scope of international exchanges expanded to a global scale—with the construction of relationships with countries not using Chinese characters, including various countries in southeast Asia and Europe—correspondence-style diplomatic documents manifested an effect of reducing the friction between two parties.

Key words: diplomatic documents, East Asian palaeography studies, imperial documents, bureaucratic documents, correspondence documents